

はじめに



我が国においては、少子高齢化・人口減少が進み、医療と介護の需要が高まる中で、将来に向けた社会保障制度の在り方や福祉施策等について多くの課題を抱えています。

町においては、少子高齢化により、高齢者のみの世帯や高齢者の一人世帯の増加、「8050問題」が顕在化しています。また、社会的孤立や孤独死、生活困窮や子どもの貧困、精神疾患の増加、虐待など地域が抱える福祉課題は多様化、複雑化しています。

また、近年各地で大規模な自然災害が発生しており、高齢者や障がい者などの災害弱者への支援は、地域のつながりや人と人との絆の大切さが改めて認識されています。また、新たな感染症への対応も必要とされています。

本計画は、箕輪町第5次振興計画の基本理念「みんなで創る、未来へつながる、暮らしやすい箕輪町」の実現のため、福祉施策の基本目標を定め、継続的かつ着実に取り組むべき施策を明らかにするために、関係する7計画を一本化し総合福祉計画として策定するものです。

今後、保健・医療・福祉を支える関係者はもとより、町民の皆さまと本計画を共有し、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」の実現を目指していきたくと考えています。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました箕輪町総合福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、各部会の皆様並びに関係機関、町民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の直実な推進に向けて今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

箕輪町長 白鳥政徳

第1章 総合福祉計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしの中では、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しています。これまでの社会保障制度は、社会のしくみの中で、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活の必要な機能ごとに公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきました。

しかし、近年、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場等の生活領域における支え合いの基盤が弱まって来ています。暮らしの中での人と人のつながりが弱まる中、これらを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認めあい、支え合うことで、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少は、地域社会や経済の担い手の減少を招き、耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題を顕在化させています。また、昨今、様々な分野の課題が絡み合い、複雑化し、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況も生まれています。

総合福祉計画は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や地域が主体となって参画し、人と人、人と資源が分野を超えてつながることで、箕輪町第5次振興計画「みんなで創る 未来へつながる暮らしやすい箕輪町」を目指して作成しました。

第2節 計画の位置付け

この計画は、箕輪町第5次振興計画における「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」の実現のために、第5次振興計画の施策を具体化する総合福祉計画として策定します。また、地域共生社会の実現のため地域福祉計画を福祉分野の上位計画に位置付けました。

1 地域福祉計画

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による「箕輪町地域福祉計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく「箕輪町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

また、「地域福祉計画」と箕輪町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、目指すべき方向性を同じくするため、相互に連携・補完し合う関係に

あります。

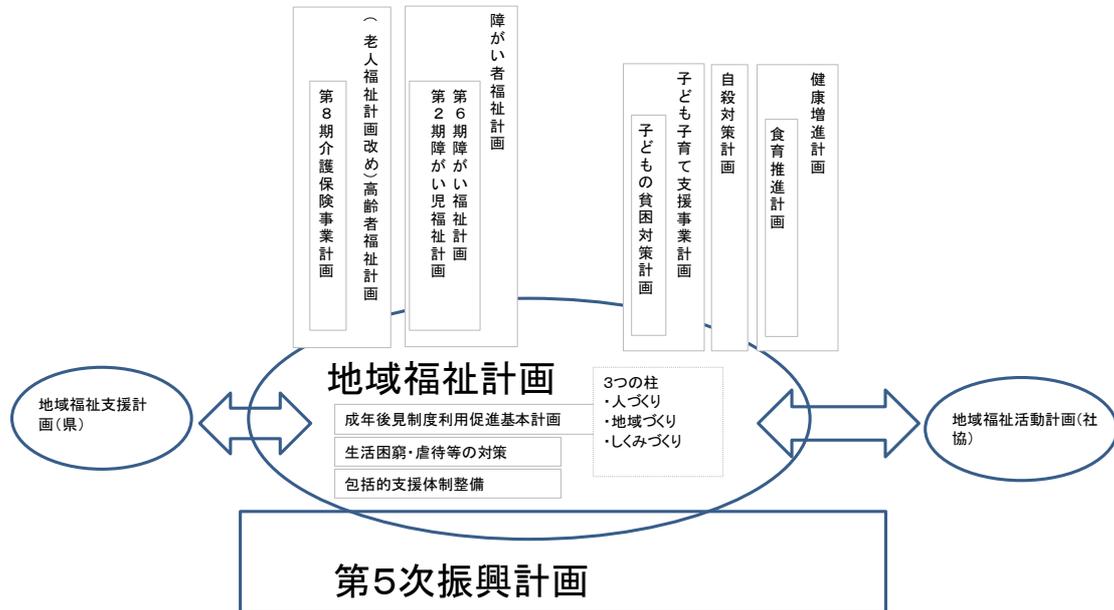
2 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による「箕輪町高齢者福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく「第8期介護保険事業計画」として一体的に策定するものです。

3 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく、「箕輪町障がい者計画」及び「第6期箕輪町障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく「第2期箕輪町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。



第3節 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

箕輪町第5次振興計画では、「みんなで創る、未来につながる、暮らしやすい箕輪町」を基本理念に掲げ、行政と町民みんなが心をつなげて人口減少時代への挑戦“箕輪チャレンジ”に取り組んでいます。

当計画においては、第5次振興計画の基本計画で掲げた「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を計画の基本理念とします。

2 計画の基本方針

基本理念である「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」を各計画内で実現するために、次の3つを基本方針とします。

地域福祉

住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを進めていくために、

「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」

を目指します。

高齢者福祉

高齢者世帯や認知症の方の増加、さらに団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、地域に暮らす住民一人ひとりが高齢者の暮らしや介護を自分の問題として捉え、地域と多様な主体が連携し、

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくり」

を目指します。

障がい福祉

障がいは多種多様であり、年齢も幼児期から高齢期までと幅がありますが、誰もが地域を構成する一員です。個々の能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送ることができる地域社会をつくるために、

「障がい者が共に暮らせるまちづくり」

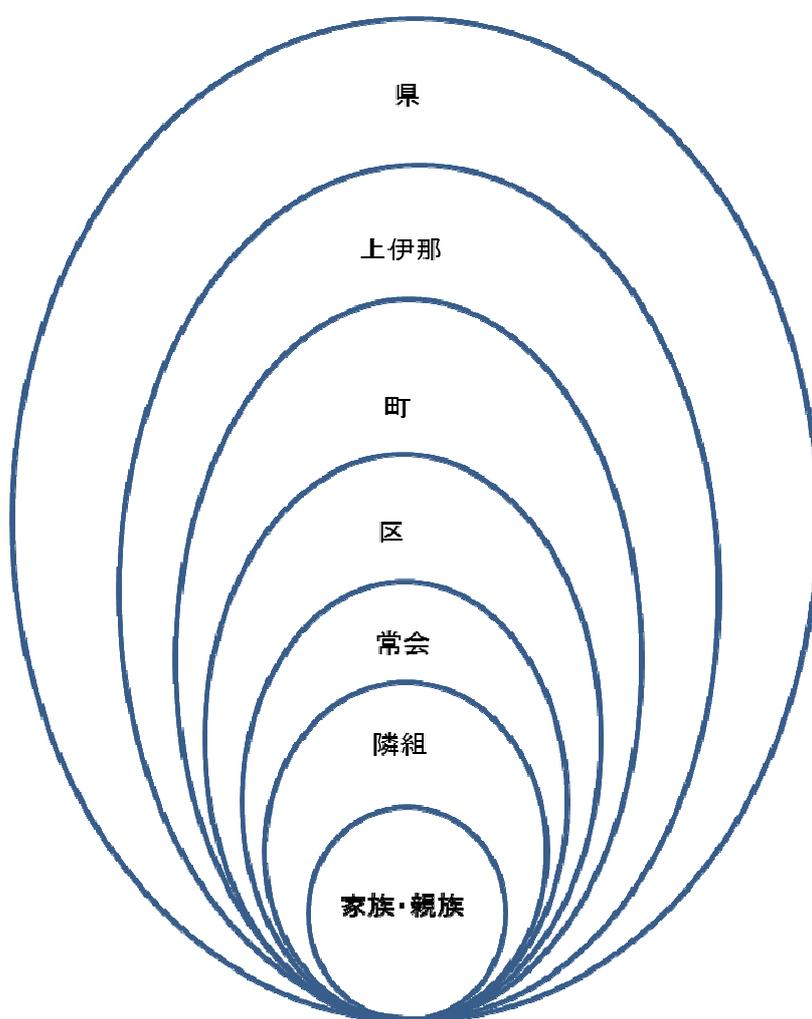
を目指します。

第4節 日常生活圏域

箕輪町は地理的に役場（地域包括支援センター*）から半径5キロ以内に15の区と8つの保育園、5つの小学校、1つの中学校があります。

また、公共交通機関の町内巡回バスの一基点として役場（地域包括支援センター設置）があり、交通弱者でもある高齢者等が相談するにしても利便性が良いことから、中学校区を単位とした町全体を一つの圏域としつつ、地域における活動については各区を単位として設定します。

（圏域イメージ図）



第5節 計画の期間

この計画の期間は、これまで3年1期を基本とした計画としてきましたが、福祉分野の上位計画に定められた地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画含む）においては、町の振興計画期間（10年間）と高齢者や障がい者に係る計画（3年）を考慮し、6年（令和3年度～令和8年度）としました。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は法令に合わせ令和3年度～5年度までの3年とし、いずれの計画も関係する法令等の改正、社会保障制度の変更等があった場合は、他の関連する計画との整合性を図りながら、計画期間中の成果を踏まえた上で必要な見直しを行います。

（計画期間イメージ図）

第4期総合福祉計画について

1 計画の期間及び体系

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
箕輪町第5次振興計画										

第3期地域福祉計画	第4期地域福祉計画	第5期地域福祉計画(2021年～2026年) 〔成年後見制度利用促進基本計画〕
-----------	-----------	--

	老人福祉計画	高齢者福祉計画	高齢者福祉計画
第6期介護保険事業計画	第7期介護保険事業計画	第8期介護保険事業計画	第9期介護保険事業計画

	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画
第4期	第5期障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画
	第1期障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画

第1章 地域福祉計画策定にあたって

第1節 地域福祉を取り巻く課題

1 社会的な背景

急速な少子高齢化社会の進行により、家族構成が縮小化し、高齢者世帯が増加しています。また、社会構造の変化に伴い経済的弱者が増加する傾向にあります。

このような状況の中、住民が抱える課題は多様化、複雑化し、家族、親族や福祉サービスだけでは解決が難しくなっています。

<世帯状況の変化>

近年の少子高齢化や核家族化により世帯状況も大きく変化してきています。高齢の親と就労していない独身の子世帯「8050」、高齢者のみ世帯の「老老介護*」「認認介護*」、介護と育児に同時に直面する世帯「ダブルケア」など社会問題となっています。また、高齢者のひとり暮らし世帯などの増加に伴い、1世帯あたりの平均人数は減少しています。

<社会的孤立>

人口減少や家族、地域とのつながりの希薄化等により、社会参加ができず経済的自立のできない若者や、困りごとをどこにも相談できず社会的孤立となるケースが目立ってきています。ひきこもりの問題や孤立による自殺を防ぐ対策も求められています。

<制度のはざま>

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度にも対象にならず、制度の「はざま」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が増えています。ゴミ屋敷や育児困難、就労困難、生活困窮により住居を失うなど既存の制度で支援することが難しく複合的に支援が必要なケースが増えています。

<権利擁護*のあり方>

高齢者や児童、障がい者の虐待は後を絶たず、統一的な虐待対応の在り方や虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援の在り方が求められています。すべての人が差別されることなく、人権が尊重される必要があります。認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがある方の財産の管理や日常生活等における福祉サービス利用の権利を社会全体で支え合うことが、共生社会*の実現に資することです。成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）により、市町村における取り組みの強化が求められています。

<再犯防止>

犯罪件数は全国的にも減少傾向にあります。一方で犯罪を繰り返す人の割合は増加していて再犯防止が課題となっています。犯罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援するとともに、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪のない明るい地域づくりが求められています。

<地域共生社会>

私たちが暮らす地域では、子どもから高齢者、障がいがある方や外国人の方、様々な方が暮らしています。一人ひとりが自分の身近な地域にどんな人が暮らし、どんな生活課題があるか「我がごと」として受け止め、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、一人ひとりが生きがいを持って地域を支え合う取り組みが求められています。

<担い手不足>

地域を支える担い手不足が深刻化しています。社会的に高齢になっても働き続けるという傾向から、地域に関心を持つ機会が少なくなっています。幼少期から地域に関心を持つことや、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要になります。

<地域包括ケアシステム*>

住民が抱える課題は多様化、複雑化しています。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支え合いの仕組みづくりが必要になります。また人々が抱える様々な課題に的確に対応するために、制度ごとの相談を総合的に行う体制整備が必要になります。

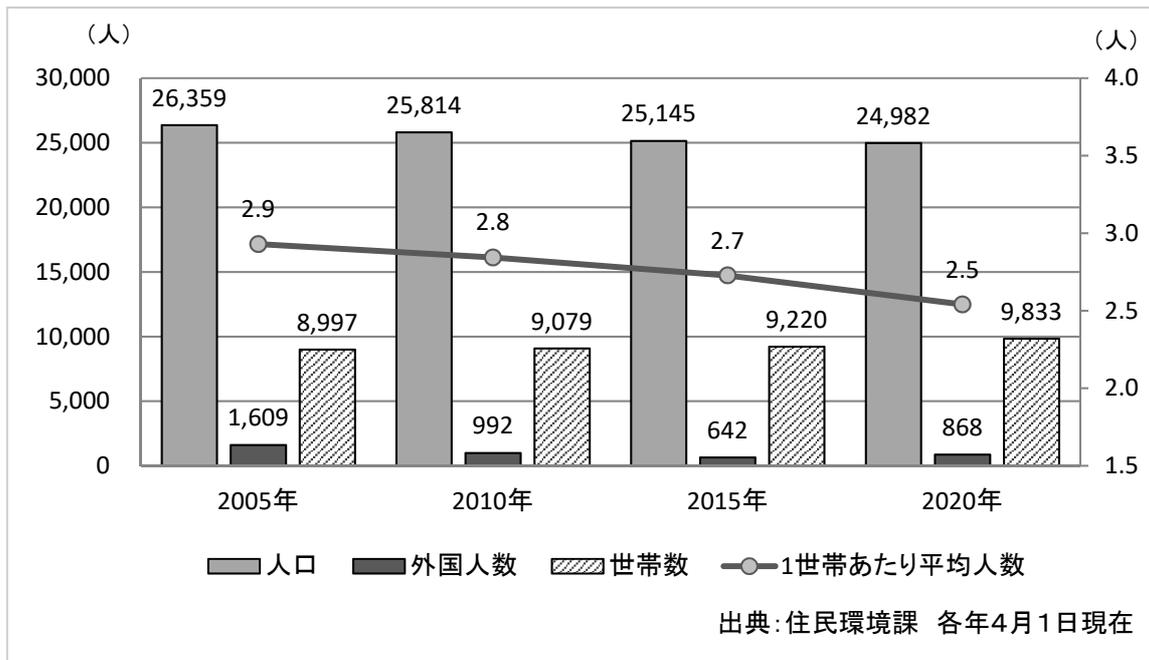
2 箕輪町の現状

＜人口動態と外国人の状況＞

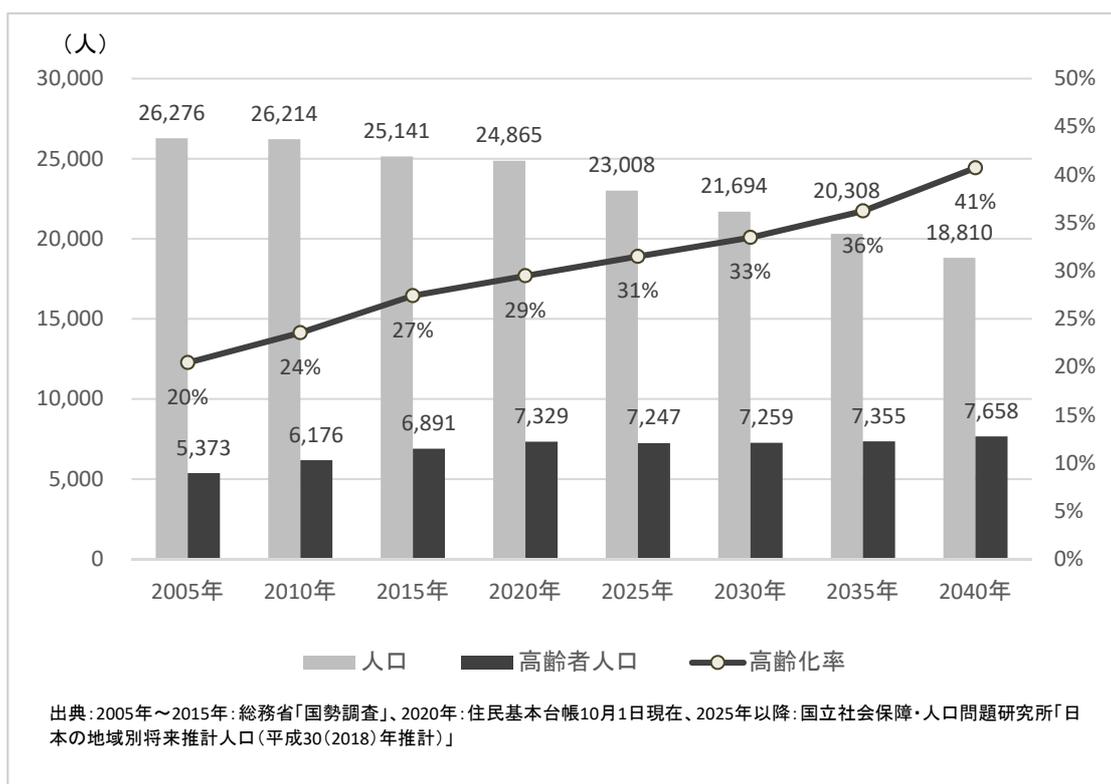
箕輪町は、県内で最も人口の多い町です。人口は、平成 16 年（2004 年）に 26,000 人を超えましたが、平成 17 年（2005 年）を境に減少し始め、現在は、25,000 人をわずかに下回っています。女性人口の減少と若者の町外転出が目立っています。町内で暮らす外国人の割合は高く、令和元年（2019 年）12 月末時点では、3.6%と県内で 6 番目に多い割合となっています。

人口が減少していく一方で、高齢者の数は増え続けています。平成 30 年（2018 年）には、後期高齢者*が前期高齢者*を上回り、町の人口に占める高齢者の割合は、令和 2 年（2020 年）4 月現在で、29.4%となっています。

また、1 世帯あたりの人数は平成 7 年（1995 年）に 3.4 人でしたが、令和 2 年（2020 年）には 2.5 人に減少し、町全体で核家族化が進んでいる状況が見られます。



【図 1 箕輪町人口、外国人数、世帯数、1 世帯当たりの世帯数の推移】



【図2 箕輪町人口と高齢化率*の推移】

＜障害者手帳所有者数の推移＞

身体障害者手帳*を持つ方は、ほぼ横ばい状態ですが、精神保健福祉手帳*を持つ方が年々増えています。

【表1 障害者手帳所有者数の推移】

年度／項目	身体障害者手帳*	療育手帳*	精神保健福祉手帳*	合計
平成28年度	947	201	163	1,311
平成29年度	929	212	191	1,332
平成30年度	924	233	217	1,374
令和元年度	938	233	244	1,415
令和2年度	949	233	263	1,445

出典：箕輪町福祉課資料

＜生活保護世帯及びひとり親家庭の状況＞

生活保護及びひとり親家庭は、平成 20 年(2008 年)のリーマンショック以降、相談、申請件数共に増加の一途でありました。生活保護世帯は、ここ数年は微増で推移していましたが、令和 2 年(2020 年)におけるコロナ禍において、生活困窮に関する相談は急激に増え、生活保護となる世帯が増えています。

ひとり親家庭の世帯数は、増加傾向にあった 10 年前に比べ、少子化の影響や対象となる世帯の子の年齢により変動があります。近年、父子家庭の割合が増加傾向にあります。

【表 2 生活保護を受けている世帯の推移】

年度／項目	世帯数	人数
平成 27 年度	68	84
平成 28 年度	66	79
平成 29 年度	66	77
平成 30 年度	72	88
令和元年度	76	96

出典：箕輪町生活保護統計

【表 3 母子父子家庭数の推移】

年度／項目	母子世帯数	父子世帯数
平成 27 年度	246	26
平成 28 年度	240	33
平成 29 年度	245	35
平成 30 年度	245	39
令和元年度	217	35

出典：母子父子家庭調

＜虐待に関する状況＞

近年の法整備等により、虐待に関する理解、関心は高まっています。虐待が疑われるケースの背景は複雑で、長期にわたり様々な支援が必要となります。

養護者による高齢者虐待の状況

【表4 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由				
		身体的虐待	ネグレクト*	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成27年度	8	4	0	1	0	5
平成28年度	3	2	1	0	0	1
平成29年度	11	10	0	0	0	1
平成30年度	11	8	0	2	0	1
令和元年度	11	7	2	2	0	0

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

養護者による障がい者虐待の状況

【表5 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由				
		身体的虐待	ネグレクト*	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成27年度	3	1	0	3	0	2
平成28年度	1	0	0	0	0	1
平成29年度	3	1	0	2	0	0
平成30年度	6	1	0	2	0	3
令和元年度	0	0	0	0	0	0

出典：箕輪町福祉課資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

児童虐待の状況

【表6 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由			
		身体的虐待	ネグレクト*	心理的虐待	性的虐待
平成27年度	28	11	5	12	0
平成28年度	15	2	1	12	0
平成29年度	15	1	2	12	0
平成30年度	29	1	3	24	1
令和元年度	15	0	3	11	1

出典：箕輪町子ども未来課資料

＜権利擁護*に関する状況＞

上伊那圏域 8 市町村では、成年後見制度*等の普及、相談、後見人等の受任その他権利擁護のための事業を実施する中核機関として、平成 23 年（2011 年）4 月に上伊那成年後見センター*を設置し、権利擁護に関する支援体制の充実を図っています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律施行により、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画」策定に努めることとされました。（地域福祉計画第 5 章～）

＜住民支え合い活動・災害時避難支援＞

2006 年度（平成 18 年度）から 5 カ年計画で「災害時住民支え合いマップ*」づくりが進められ、現在は町内の 15 区全てで作成されています。住民相互の支え合い意識を高めることや災害時にも平常時と同じ見守り・支援ができるような地域支援体制づくりが求められています。

【表 7 災害時住民支え合いマップ登録者数(要配慮者、支援者、社会的資源登録数)】

年度／項目	マップ 更新地区	要配慮者 登録者数	支援者 登録者数	社会資源 登録者数
平成 27 年度	12 地区	999 人	1,104 人	948 人
平成 28 年度	13 地区	966 人	1,089 人	982 人
平成 29 年度	15 地区	997 人	1,125 人	1,161 人
平成 30 年度	15 地区	967 人	1,126 人	1,247 人
令和元年度	15 地区	850 人	1,058 人	1,246 人

出典：箕輪町社会福祉協議会事業報告

＜地域の人のつながりと居場所づくり＞

町では、一人ひとりの尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築を推進してきました。

地域での「地域ふれあいサロン」は広がりを見せています。

社会福祉協議会へのボランティア登録数は横ばいの状態が続いています。

【表8 地域ふれあいサロンの数】

年度	登録サロン数	実施回数	参加者数
平成27年度	16団体	103回	1,865人
平成28年度	22団体	165回	3,068人
平成29年度	28団体	205回	3,350人
平成30年度	38団体	304回	4,415人
令和元年度	40団体	333回	4,722人

出典：箕輪町社会福祉協議会事業報告

【表9 ボランティア登録団体数】

年度	センター 利用者数	ボランティア 登録者数	職員対応実績 (件数、人数)
平成27年度	523回 7,463人	49団体 1,172人	867件 1,016人
平成28年度	531回 7,348人	50団体 1,172人	832件 984人
平成29年度	548回 7,514人	51団体 1,228人	1,112件 1,321人
平成30年度		51団体 1,162人	471件 510人
令和元年度		48団体 1,064人	452件 548人

出典：箕輪町社会福祉協議会事業報告

【表10 子育てサークル、子どもの居場所*提供の数】

年度	子育てサークル (団体数・人数)	子どもの居場所*	
		子ども食堂 (団体数)	学習支援 (団体数)
平成29年度	11団体 3,190人	1	
平成30年度	9団体 2,997人	1	1
令和元年度	9団体 2,253人	1	2

出典：箕輪町子ども未来課資料

【表 11 さまざまな居場所】

年度	障がい者の居場所 (みのわーれ*、みのあーる*)		オレンジ（認知症*）カフェ*	
	箇所数	延人数	団体数	延人数
平成 29 年度	1	9, 813 人	1	47 人
平成 30 年度	2	9, 560 人	5	515 人
令和元年度	2	9, 679 人	6	662 人

出典：福祉課作成

【表 12 地域で行われているサロンなどの数】

公民館などで行われている教室			いきいき 百歳体操	長寿クラブ
体操などの 教室	趣味教室 など	その他		
40	48	15	20	20

出典：2019 年の情報をもとに福祉課作成

第2節 前計画での取り組みと見えてきた課題

1 第4期地域福祉計画（2018年-2020年）

第4期計画では、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を基本方針として3つの基本目標を定め、住民（自助*）、地域や関係団体（互助*・共助*）、行政（公助*）の視点から11の施策の柱を展開してきました。

また、第5期地域福祉計画策定の過程で前期計画の振り返りを行うとともに地域福祉に関するアンケートを実施し、地域におけるニーズや課題の掘り起こしを行いました。

（1）基本目標「支え合い・助け合いの地域づくり」

支え合いの体制づくりや地域で集う場所づくり（地域ふれあいサロンやいきいき100歳体操など）のための施策を展開し、地域で支え合う体制づくりに取り組みました。また、ボランティアの育成、相談など町社会福祉協議会のボランティアコーディネーター*を中心に事業を進めてきました。

各区において、住民支え合いマップ作成を通じ、地域での支え合いの必要性について協議を重ねてきました。また、地域の商店や企業などへ認知症見守り協力団体「すまいる」の登録を依頼しています。

アンケート結果などから、支え合い助け合いにおいては、地域で集う居場所やそれらに参加する参加者は増加をしていますが、一方で地域での担い手不足が顕著になってきています。高齢者に限らず、地域で子どもや障がい者、外国人など誰もが集える居場所づくりが求められています。

（2）基本目標「安全で安心して暮らせる地域づくり」

町がセーフコミュニティの認証を受けてから、町全体で安全安心の意識は高まっています。災害時における、地域での支え合いマップの作成は町内15のすべての区で行われています。地域での支え合い活動の必要性を感じている割合は多く、今後もその重要性を広めることや環境整備が必要になります。

犯罪や再犯防止については、普段から地域で自主的な見守り活動が行われ、意識を高めてきました。住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、企業等とも協定を結び地域見守り活動を展開しています。

交通弱者対策として、町内全体で移動販売車の運行が始まっています。買い物に限らず誰もが暮らしやすい移動手段の整備が必要になります。

誰もが安全で安心して暮らすためにお互いを尊重する意識啓発も重要になります。

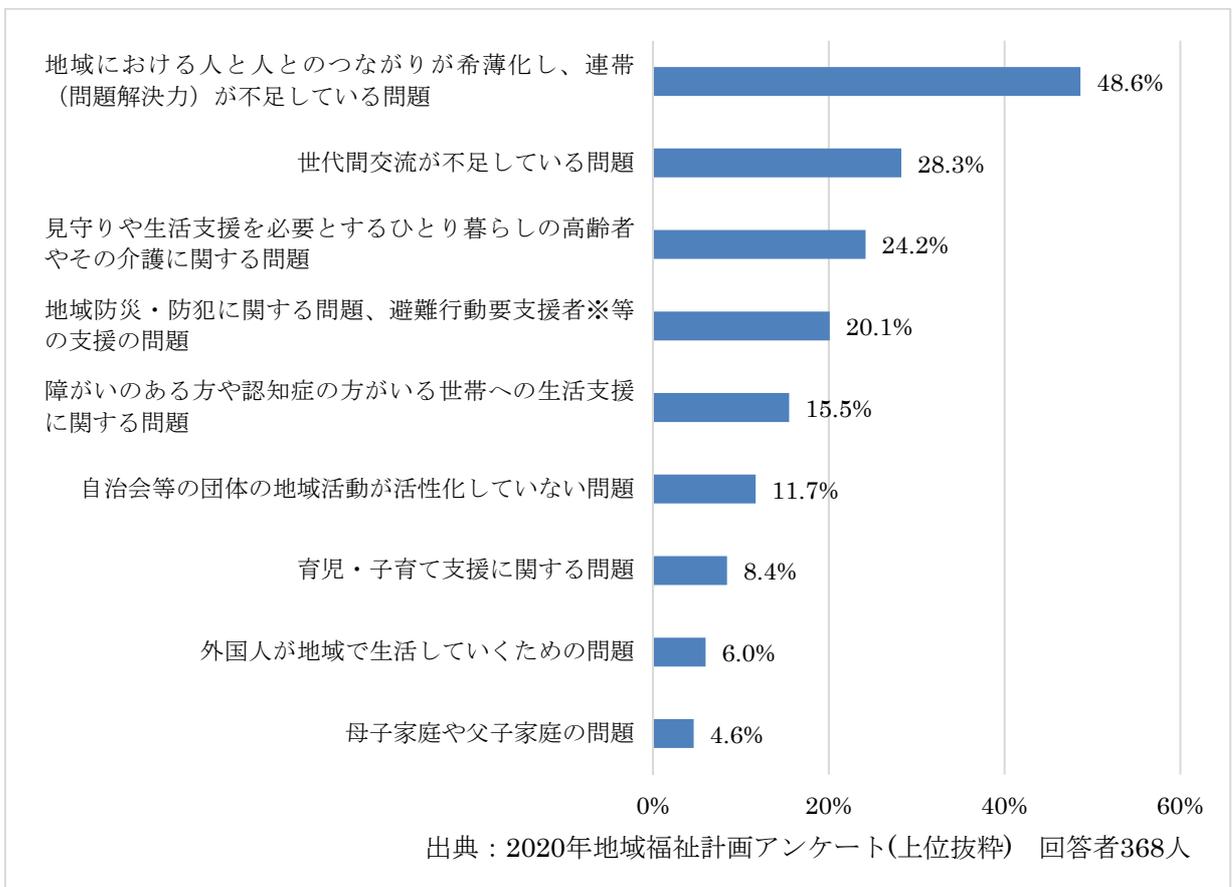
(3) 基本目標「だれもが利用しやすい福祉サービス・相談体制の充実」

多くの方が、役場や社会福祉協議会に相談窓口が設置されていることは認識していますが、気軽に相談する相手は、家族や知人が多く、困ったときに困ったと言える体制づくりが必要です。町では令和2年(2020年)から「困りごと相談票」を用いて相談支援を行っています。多様化・複雑化する相談内容に包括的に取り組んでいます。

相談窓口のさらなる周知や相談体制のネットワーク構築などの課題があります。

2 見えてきた課題や今後必要な対策(前回振り返り・アンケート結果等から)

- ・高齢化などによる担い手不足、若い人が地域に関心がない
- ・子どもから高齢者、障がい者や外国人等誰でも集える地域の居場所づくり
- ・複雑化する困りごとを包括的に支援する体制づくり
- ・女性や若者の活躍推進
- ・福祉教育の推進
- ・わかりやすく得やすい情報発信、活動の見える化
- ・企業も巻き込む



【図3 地域福祉の中での問題や課題は何だと思えますか(最大3つまで回答)】

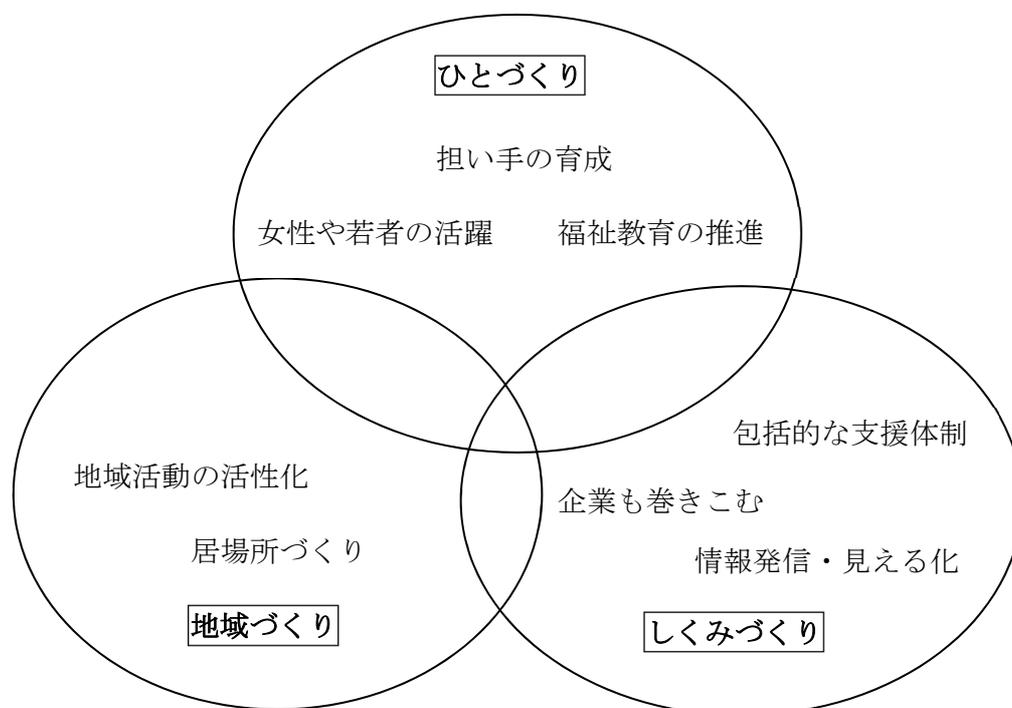
第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

第4期地域福祉計画では、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を基本方針として、住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを行うための計画を策定しました。第5期の計画においても箕輪町第5次振興計画*（2016-2025年）の地域福祉分野に掲げる「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を地域福祉の基本方針とし計画を策定します。

第2節 基本目標

地域福祉は「人」と「地域」と「しくみ」が混じりあって成り立っています。本計画では、社会的背景や前回計画の振り返りの中で見えてきた課題から、基本目標として「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」を柱とし、7つの施策の方向性を決めました。また、前回の計画と同様に、住民（自助*）、地域や関係団体（互助*・共助*）、行政（公助*）の視点から、施策を展開しています。



基本目標 1

<思いやり支え合えるひとづくり>

地域での支え合い活動には、福祉に対する理解と地域福祉を担う人材の育成が必要です。地域の皆がお互いを尊重する福祉意識の普及啓発や地域で活動するボランティアの育成も重要となります。地域での支え合いのきっかけづくりや支え合い活動をするうえでの環境整備に取り組みます。

基本目標 2

<誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり>

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域での居場所づくりや介護予防・健康づくりを推進します。地区での支え合い活動推進や地域福祉活動拠点の整備に取り組みます。災害時における地域での支援体制構築のための整備を行います。

基本目標 3

<誰もが安心して暮らせるしくみづくり>

子どもから高齢者まで、障がいの有無、性別、国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、福祉のまちづくりを推進します。

福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで気軽に相談できる相談窓口の設置や包括的に支援する体制整備を行います。また、それぞれのニーズに基づいたネットワークづくりに取り組みます。

第3節 計画の体系図

基本方針

共に生き、支え合う福祉のまちづくり

基本目標

1
思いやり
支え合える
ひとづくり

施策の方向性と各論

- (1) お互いを尊重し支え合う意識づくり
 - ① 福祉意識の普及と啓発
 - ② 福祉学習・体験機会づくり
- (2) 地域福祉を支える人材の育成・支援
 - ① 地域福祉の推進を担う人材の育成・活動支援
 - ② 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

2
誰もが
自分らしく
暮らせる
お互いさまの
地域づくり

- (1) 住民主体による支え合いの促進
 - ① 地域住民等による地域福祉活動の推進
 - ② 地域福祉活動の集いの場・拠点の整備
- (2) 自分らしく生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進
 - ① 住民主体の介護予防・健康づくりの推進
 - ② 自分らしく出かけられる場所がある地域づくり
- (3) 災害時に備えた地域づくりの推進
 - ① 災害に備えた地域による支え合いの取組み
 - ② 緊急時に対応する支援体制の構築

3
誰もが
安心して
暮らせる
しくみづくり

- (1) 困りごとを抱えた住民に対する包括的な支援体制の推進
 - ① 包括的な相談支援体制の構築・連携体制の強化
 - ② 福祉サービスの利用促進と適切な情報提供の推進
- (2) 安全安心なまちづくり
 - ① 協働による福祉のまちづくり
 - ② 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

第3章 計画の具体的取り組み

1 思いやり支え合えるひとづくり

1-(1) お互いを尊重し支え合う意識づくり

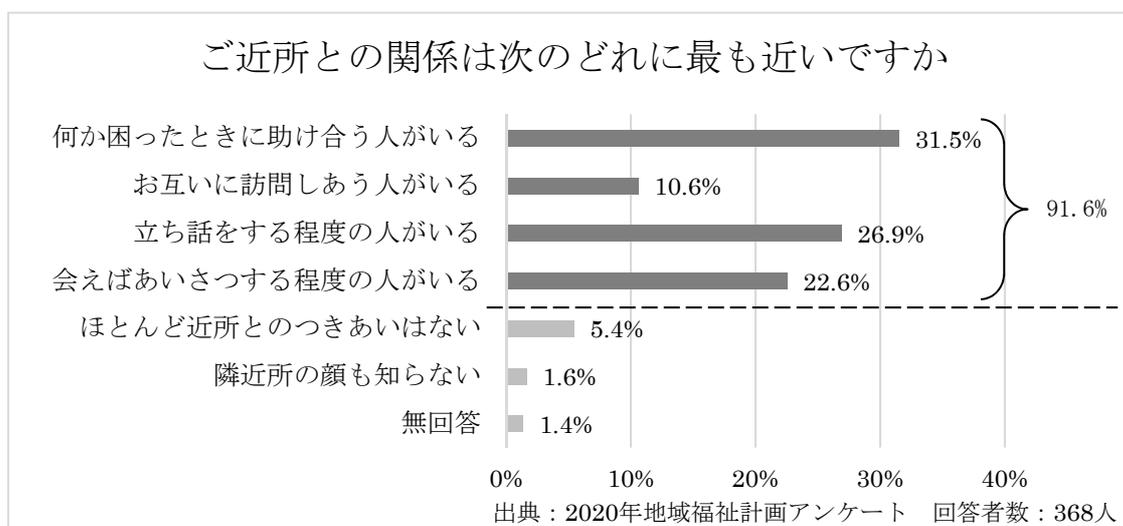
【現状と課題】

誰もが地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切にし、お互い尊重し支え合う意識が重要ですが、近年は住民同士のつながりの希薄化や地域との接点が少ないこと等から、近所付き合いの衰退など顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

アンケート結果では、全体の9割の方がご近所で挨拶ができる関係性があり、各地区で取り組んでいる支え合い活動の体制づくりは充実してきていますが、生活の中で実感できるのは一部の方となっています。

これからも普段からの挨拶や声かけなどご近所同士の関係性を保つとともに、年代を超えて地域での支え合い活動を促進する取り組みのほか、福祉教育を一層推進しながら、住民一人ひとりが地域福祉の主役となり、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

行政、社会福祉協議会、保育所、学校、家庭及び民間企業・各種団体、地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して高齢者や障がい者、外国人等への理解を深め、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し、理解しながら、地域共生社会に向けて支え合い・助け合いの心を育むことが必要です。



【図4 ご近所との関係性について】

【主要取組施策】

1-(1)-① 福祉意識の普及と啓発

- ▶ 地域での交流の推進
- ▶ 地域福祉に関する情報の広報・啓発の推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 挨拶からの近所づきあい。• 人権や福祉教育*に関する学習会や講演会に積極的に参加する。• 支える側にも支えられる側にもなり得るため、誰もが地域の一員である認識を持つ。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 高齢者や障がい者、子どもたちなど多様な人と関わり合う機会を作り交流を図る。• 公民館活動を通じ、地域に愛着が持てる子を育む。• 福祉意識を高めるための情報発信を実施する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域福祉の考え方を理解してもらうための情報提供を行うとともに、介護予防や認知症予防等の知識の普及啓発を行い、地域での助け合い・支え合いを推進する。• 地域における社会教育等の交流イベントを通じて、世代間交流を促進する。• 地域福祉に関連した各種行事やイベント、広報誌・インターネット等など様々な媒体を通じて積極的な普及・啓発を行い住民の地域福祉に対する意識向上を図る。• 地域住民等の地域ケア会議等への参加により、地域課題を認識し、支え合いや地域づくりに関する意識啓発を行う。

【主要取組施策】

1-(1)-② 福祉学習・体験機会づくり

- ▶ 福祉教育の充実
- ▶ 共に生きる力を育む機会の提供

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域での学習の場等に積極的に参加し、福祉に対する関心を高める。• 学校や地域において、当事者との交流を通じて、ちがいや多様性を理解する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区子ども会や育成会を中心とし、地域ぐるみで郷土愛を育める行事を実施する。• 町社会福祉協議会による小中学生への福祉体験学習の推進をする。• 小中学校における教育の一環として福祉教育を推進し、高齢者や障がい者等支援を必要とする人に対する理解を深めるとともに思いやりの心を育む。• 地域で高齢者や障がい者などの福祉に関する講座やイベントを開催し、福祉教育を進める。• 年齢の枠を超えて共に育つ地域をつくるため、子どもと大人が共に学び合い、共に育つ機会を設定する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 子どもから高齢者まで世代間交流を図るため、地域での支援を横断的に行う。• 人権意識を高め、互いを認め合い、偏見や差別のない地域社会をつくるため、講演会や啓発活動を通じて、心のバリアフリー*化に取り組む。

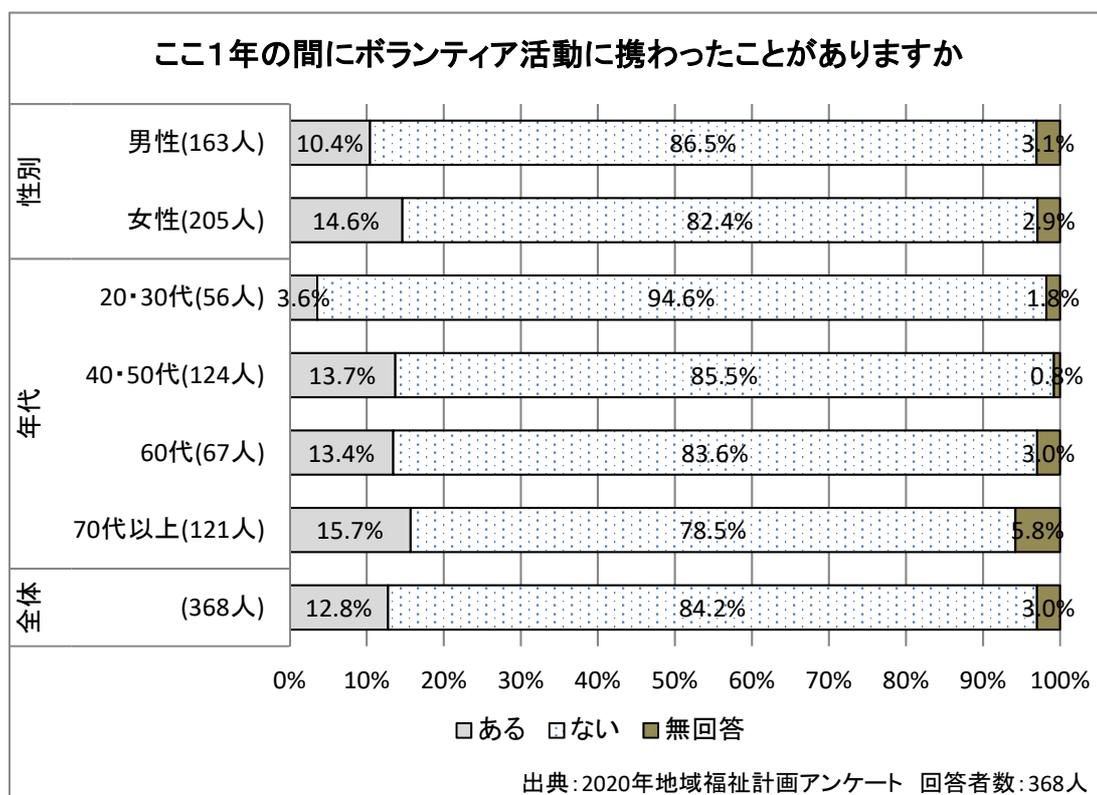
1－(2) 地域福祉を支える人材の育成・支援

【現状と課題】

地域福祉活動は、これまでも常会や民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会等がその中心的な役割を担ってきました。また、ボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など多様な福祉活動を担う団体がありますが、若年層が地域活動へ参加する機会は少なく、地域福祉活動の担い手の不足・固定化等、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

アンケート結果では、ボランティアへの参加率は12%であり、人口の高齢化や高齢で就業している人の増加により担い手となる人が不足し、さらに、ボランティア活動をするうえで十分な情報がない、活動になじみがないことが担い手の減少になっています。

地域福祉の推進を担う後継者や地域のリーダーを育てていくため、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら地域福祉活動に係わる人材を育成することが重要となっています。



【図5 ボランティア活動への参加率について】

【主要取組施策】

- 1-(2)-① 地域福祉の推進を担う人材の育成・活動支援
- ▶ 福祉人材の育成
 - ▶ ボランティアの養成・活動支援の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区、常会等の活動について関心を高める。• 地域の行事や催事等に子どもや家族を誘って可能な範囲で参加するよう努める。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民や地域ニーズを把握するとともに、地域に潜在している人材の発掘に努める。• 町社会福祉協議会が主体となり、生活・介護支援サポーターの養成、ボランティアの育成を行い、地域と協働し継続的な支援に繋げる。• 若い世代のボランティア活動に対する理解を深め、参加につながるような取り組みを推進する。• 地域や学校等が行う福祉講座などの開催を支援し、福祉活動の人材育成に努め、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支え合う住民主体の地域づくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の確保に努め、地域で円滑に活動することができるよう、研修機会や情報交換の場を提供する。• 地域活動を行う団体や社会福祉協議会等との協力のもと、地域活動の担い手やリーダーとなりうる人材の育成に努める。• サロン活動等の地域福祉の基盤となる活動について、さらなる周知・広報を行うとともに、必要な支援を行う。

【主要取組施策】

1-(2)-② 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

- ▶ 福祉団体等との連携および体制の基盤づくり
- ▶ 地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民一人ひとりが自分にできる役割を実践する。• 地域住民等による問題の共有化と意識の向上、地域福祉推進への主体的参加を促進する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域福祉活動を行っている関係機関、団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進する。<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動を行う団体等の状況把握▶ 地域課題の発見から解決に向け、あらゆる団体と連携した福祉活動の推進▶ 関係機関や団体の各種相談員と協働による相談支援活動▶ 見守り活動を行う団体の支援▶ 各分野の事業や取り組みなどを活用した横断的な支援の検討• 身近な圏域である「常会」ごとに地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者＝地域福祉コーディネーター等を見だし、住民に対して地域育福祉活動への参加を促す。• 地域福祉を推進する人材の養成を推進する。• 地域の福祉意識を高めながら、地域のきずなづくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 保健、医療、福祉分野等の関係者や関係機関、団体による地域特性に合わせたネットワーク体制の推進と連携を強化する。• 福祉活動推進員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮、民生委員・児童委員活動に対する支援体制を整備する。

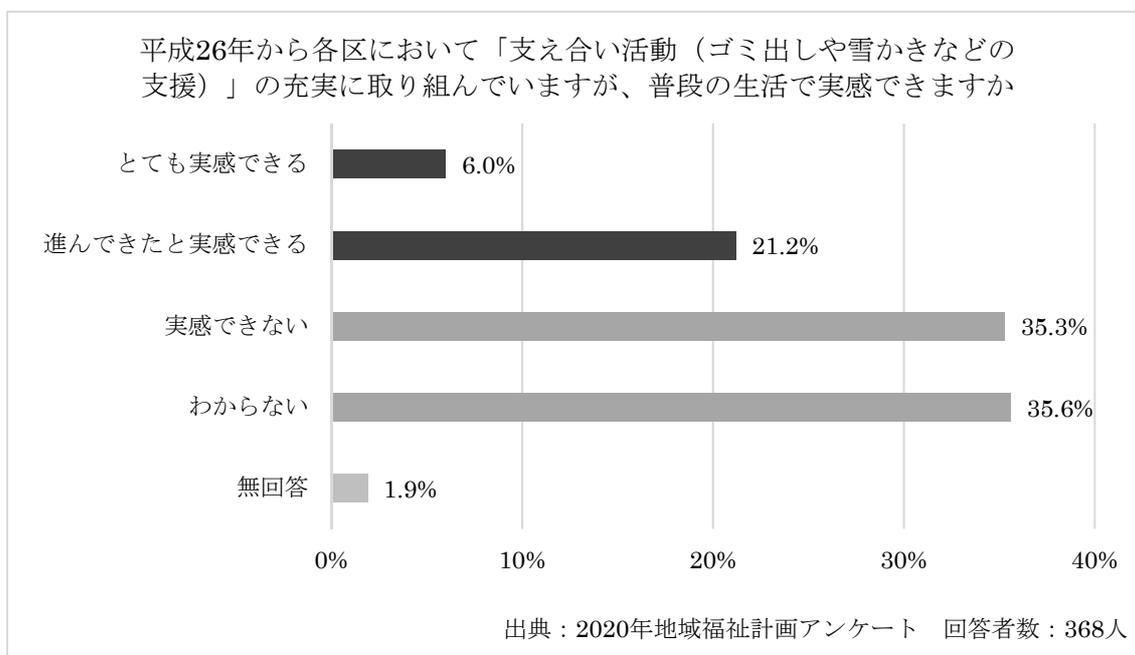
2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

2-（1） 住民主体による支え合いの促進

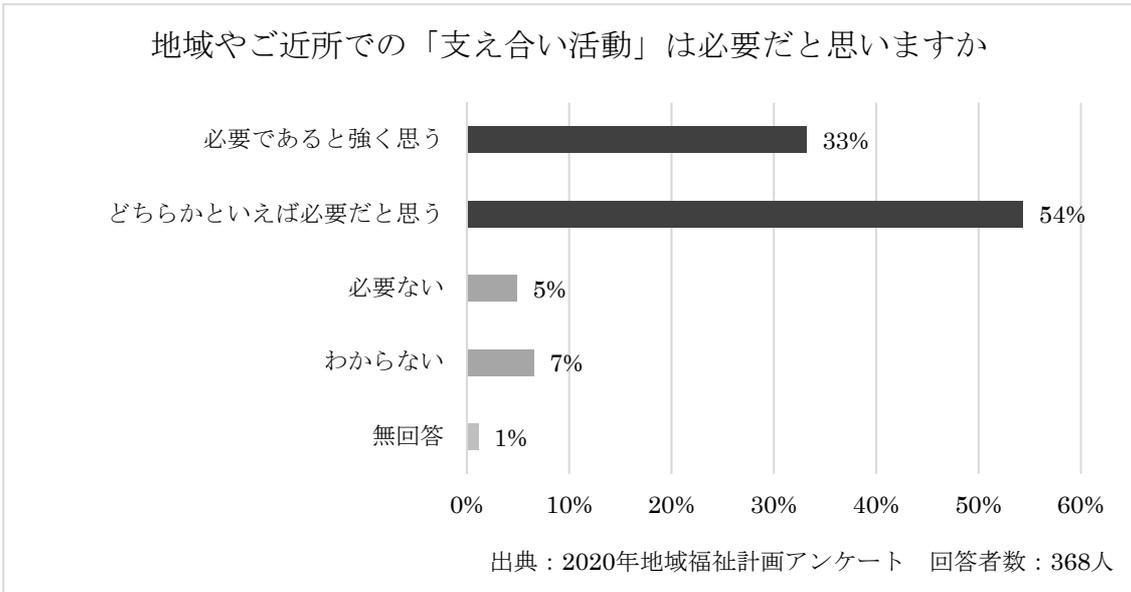
【現状と課題】

平成26年（2014年）から各区において支え合い活動の充実に取り組んでおり、高齢者を中心に徐々に生活の中での支え合い活動の実感が高まっています。少子高齢化、ご近所関係の希薄化、地域の担い手不足などの課題に対して、地域住民などが様々な地域課題を「我が事」として受け止め、その課題の解決を試みることができるような地域社会が求められています。地域の高齢者などの生活課題の解決のために、地域の関係者が集まり地域ケア会議を開催し、地域課題や個別課題の解決に取り組んでいます。

町の総合福祉センターは、建設から40年以上経過し、老朽化等による不便さから利用者が減少・固定化しています。多くの地域住民が集い多様な活動が行える介護予防拠点施設や公民館などの福祉拠点の整備が望まれます。公民館だけでなく子育て支援センターや「みのわ〜れ」、「みのあ〜る」等も、誰もが気兼ねなく過ごすことのできる居場所になっています。



【図6 普段の生活の中での支え合い活動の実感について】



【図7 支え合い活動の必要性について】

【表13 地域ケア会議などの開催回数】

年度	地域ケア会議	協議体
平成29年度	25	68
平成30年度	27	58
令和元年度	17	70

出典：箕輪町社会福祉協議会

【主要取組施策】

2-(1)-① 地域住民等による地域福祉活動の推進

- ▶ 我が事としてできることから支え合える地域づくりの推進
- ▶ 地域の支え合いにつながる地域ケア会議の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区の支え合い活動に関心を持つ。• 地区の支え合い活動（ゴミ出し・雪かきなど）に積極的に関わる。• 「困った」ことを相談できるご近所関係をつくる。• 困ったこと、気になる人がいたら相談窓口相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域ケア会議を開催し、地域課題に対する改善策を検討する。• 地域での支え合い活動の充実と活動の周知をする。• 地域で社会的孤立を出さないために、地域のつながりを強化する。• 困った時に相談する窓口を周知する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域ケア会議を開催し、地域課題に対する改善策を検討する。• 幅広い年代への福祉教育から地域活動の担い手づくりをする。• 困った時に相談する窓口を周知する。

【主要取組施策】

2-(1)-② 地域福祉活動の集いの場・拠点の整備

- ▶ だれでも、いつでも集える場の充実
- ▶ 福祉拠点の整備
- ▶ 住民同士が支え合える場づくり

【実施主体ごとの役割】

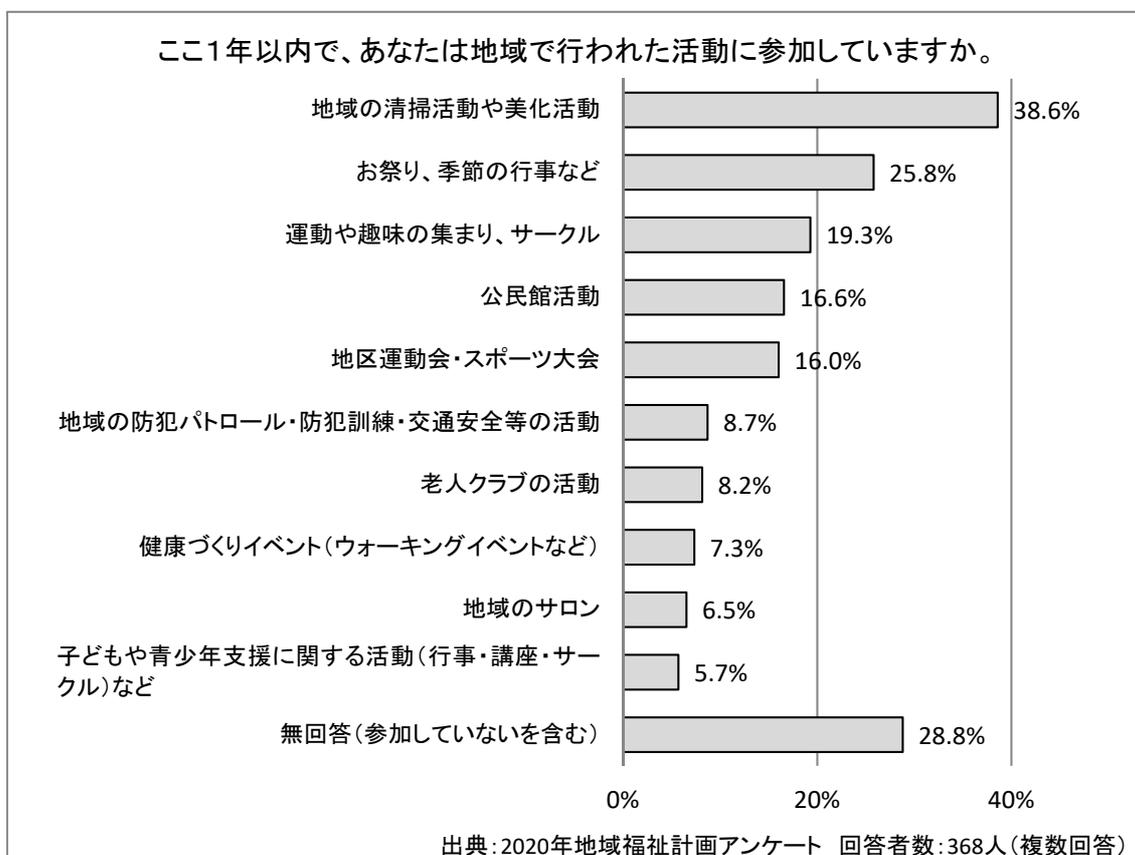
主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 他の方も利用しやすいように公民館等を使用する。• 集いの場・拠点の利用しにくい点を相談窓口にご相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 世代間交流が行える場を拡充する。• 子どもや高齢者、障がい者など誰もが利用しやすい公民館の環境づくりを進める。• 地域住民が集える場の提供や、地域で求められる活動ができるように支援する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 当事者同士の支え合いの場や、世代や障がいなどに関わらず参加できる場の充実を推進する。• 福祉拠点を整備する。

2-(2) 自分らしく生きがいをもって暮らせる 地域づくりの推進

【現状と課題】

町内の住民主体のサロンなどの開催団体は年々増加傾向にあります(P地域-7-参照)。地域には健康診断など保健事業へ参加されない方や、個人の持つ個性によって自らの力で社会参加することが困難であり、社会的孤立を感じている方もいます。社会活動に参加することや、地域社会とつながることは生きがい・健康につながります。そのため、高齢者や認知症者、障がい者、子ども等も含めた誰もが参加しやすい地域交流の場が必要になっています。また、これまでの支援体制から制度・分野を超えた「丸ごと」の包括的な支援体制に転換し、住民が主体的な支え合いを生み出す地域共生社会の構築と地域交流の場づくりが進められています。

誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取り組みを地域福祉、疾病・介護予防、健康づくり、人材育成など関連施策などを効果的に活用する等して総合的に推進することが求められています。



【図8 地域で行われた活動への参加率について】

【主要取組施策】

2-(2)-① 住民主体の介護予防・健康づくりの推進

- ▶ フレイル予防、認知症予防、健康診断の受診の勧め
- ▶ 地域における住民主体のサロンなどの普及・充実
- ▶ 介護予防・健康に対する意識の向上

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 定期的な健康診断を受けることで自身の健康について関心を持つ。• 介護予防のサロンなどの通いの場に参加し、仲間づくりをする。• 地域での学習の場や行事等に積極的に参加し、福祉に対する意識を高める。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民主体のサロンなどの開催を支援する。• 公民館・地区社会福祉協議会の行事やサロンなど、地域で高齢者や認知症患者、障がい者、子ども等も含めた「ごちゃまぜ」の多世代交流の場づくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民が通える場の普及に取り組み、住民の健康促進や生きがいを支援する。• 健康診断が受けやすい体制を整える。• 世代を問わず活動できる仲間づくりを支援する。

【主要取組施策】

- 2-(2)-② 自分らしく出かけられる場所がある地域づくり
- ▶ 子どもから高齢者まで地域で集う場の充実
 - ▶ 地域共生社会の実現に向けた体制整備

【実施主体ごとの役割】

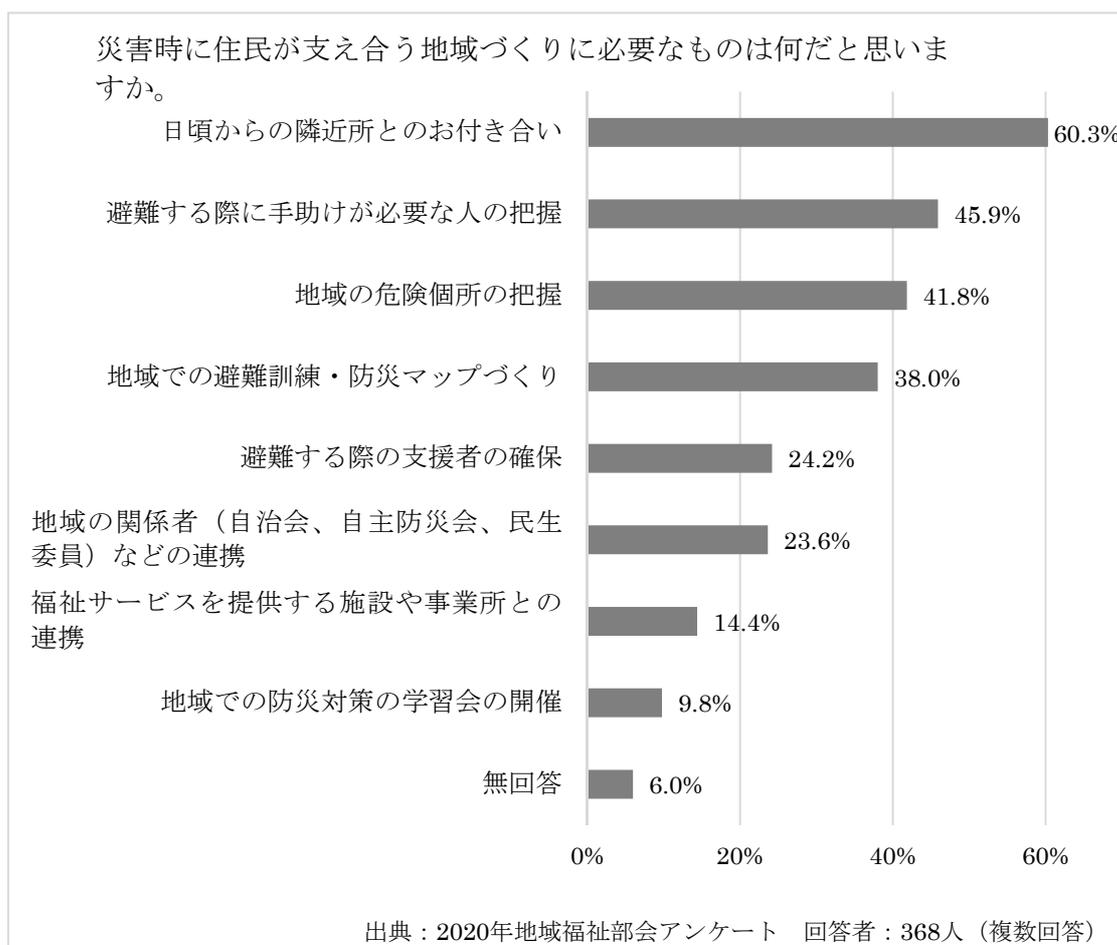
主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域での学習の場や行事等に積極的に参加し、地域づくりに対する意識を高める。• サロンや子育てサークル、ボランティア団体、運動や趣味の教室など自分の好む活動に積極的に参加する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 公民館、地区社会福祉協議会の行事やサロンなど、地域で高齢者や障がい者、子ども等も含めた誰もが参加しやすい地域交流の場づくりを拡充する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民が通える場の普及に取り組み、住民の健康促進や生きがいづくりを支援する。• 認知症や障がいへの理解を啓発する。• サロンなどの地域の交流の場のわかりやすい情報提供をする。• 地区で行われている集いの場への支援をする。

2-(3) 災害時に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

災害による被害を最小限にするためには、各自がその危険性を認識し備えること、迅速な避難行動をとることが重要です。災害に対応できる地域づくりのためには、災害時の避難支援体制が載っている「災害時住民支え合いマップ」や、配慮を要する方の「避難行動要支援者名簿」の充実を図りながら、平常時から地域での支え合いを強め、その情報を災害時にも適用していく取り組みが必要になります。

また、大規模な災害が発生した場合にはボランティア団体などの協力を得て、効果的な災害ボランティアセンター設置・運営等の災害応急活動ができる体制を構築する必要があり、平常時から福祉団体・ボランティア団体・行政が関係づくりを進めることが大切です。



【図9 災害時に支え合う地域づくりに必要なものについて】

【主要取組施策】

2-(3)-① 災害に備えた地域による支え合いの取り組み

- ▶ 防災訓練への参加の推進、防災教育の推進（地域としての防災）
- ▶ 防災・減災につながる支え合いの推進
- ▶ 避難行動要支援者への支援強化

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 災害時に自分に支援が必要になるか、何が支援できるかを想像し、平常時より災害に備えた意識を持つ。• 防災訓練や災害時を意識した支え合い活動に参加する。• マイ・タイムライン（自分の防災行動を時系列的に整理まとめたもの）作成や、環境整備するなど災害に備える。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 防災訓練など災害に備えた活動を推進する。• 支え合いマップを作成・更新し、学習会を継続的に実施しながら、平常時から住民同士の支え合いを広める。• 要支援者またはその家族と避難個別計画を作成する。• 身近な地域福祉活動を通して、日頃から支え合いの土壌を作る。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 防災訓練や出前講座を通じて、災害をきっかけにした地域づくりを啓発する。• 避難行動要支援者名簿の作成を進め、要支援者またはその家族と避難個別計画の作成を支援する。

【主要取組施策】

2-(3)-② 緊急時に対応する支援体制の構築

- ▶ 避難行動要支援者把握や防災マップ作成の推進
- ▶ 障がい者や外国人などにも対応できる避難所運営の体制構築
- ▶ 福祉避難所*の登録推進と連携強化

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者名簿や防災マップ作成に協力する。• 災害ボランティアに参加する。• 避難所運営に協力する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者の把握をする。• 平常時から避難所運営の計画をする。• 災害時に避難所の運営をする。• 防災マップの作成・啓発・利用促進を進める。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者等に係る避難支援を推進する（避難行動要支援者名簿作成、地域の避難支援者など関係者との情報共有）。• 障がい者や外国人などに対し、多様な手段による情報提供体制を構築し、誰もが取り残されない避難所運営する。• 福祉避難所登録を推進、連携強化する。• 平時から福祉団体・民間事業者等と防災のネットワークを構築する。• 災害ボランティアセンターを速やかに開設する。• 災害ボランティアの育成をする。

3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

3-1 困りごとを抱えた住民に対する包括的な支援体制の推進

【現状と課題】

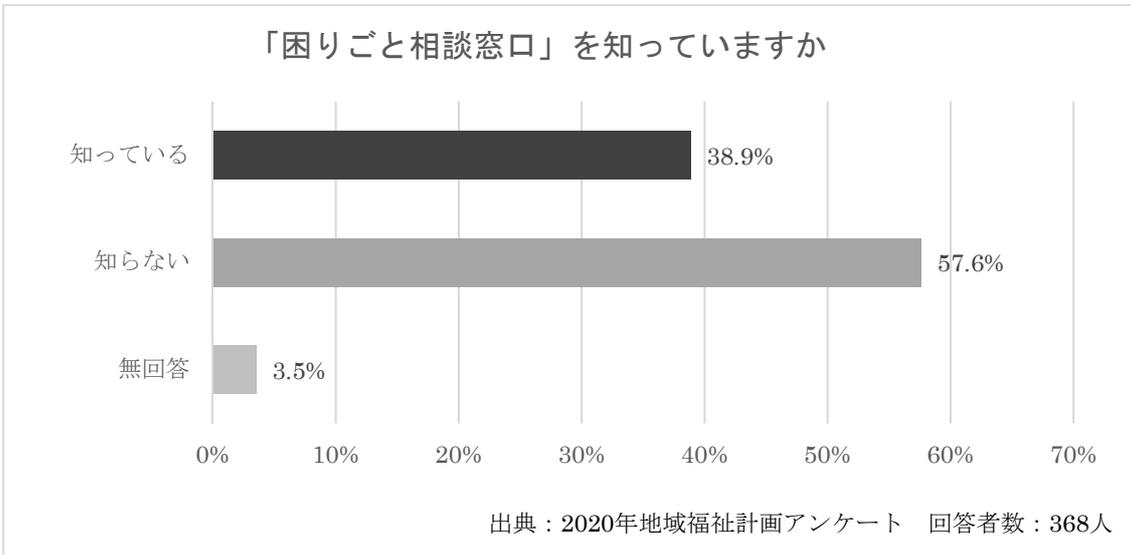
公的福祉サービスの相談体制は、これまで高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども、外国人などの分野ごとに、それぞれの窓口を中心に支援体制を進めてきました。しかし、世帯全体の高齢化や複合的な課題を抱える世帯などの増加により、分野ごとの対応だけでは難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制が求められてきています。

複合的な課題を抱えている方は、分野ごとの相談体制では複数の窓口利用が必要となり、また現在の福祉制度では対象となる制度や法律がない場合にはどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。

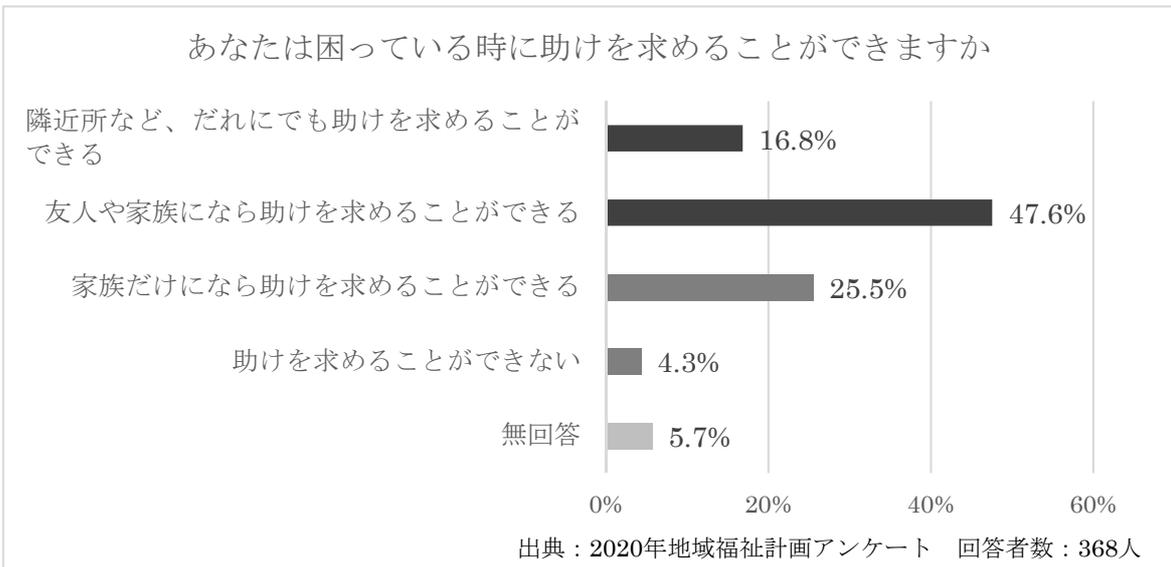
町では、「困りごと相談票」を活用し、令和2年（2020年）4月から「困りごと相談窓口」を町福祉課・箕輪町社会福祉協議会に設置、「丸ごと」相談できる相談体制を推進しています。

身近な地域での相談から、町・社協での相談、各相談支援機関と連携した相談まで、内容に応じた「重層的な相談支援体制の構築」を推進していくことが必要です。

包括的な相談支援体制を形成していくためには、各分野の専門性を生かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築したうえで、それぞれの持ち分を広げて、分野横断的な多機関連携を図っていくことが重要です。



【図 10 困りごと相談窓口の認知度】



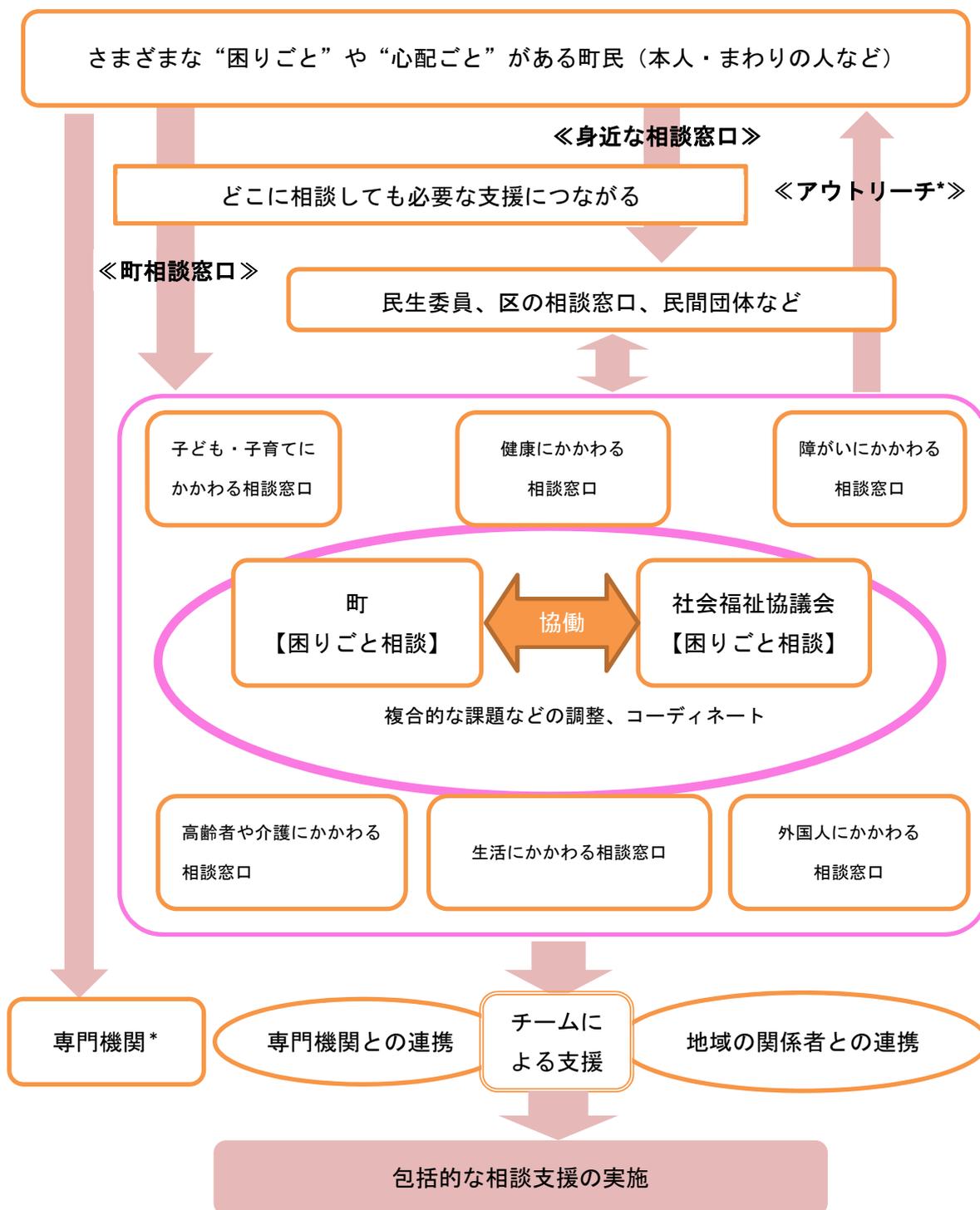
【図 11 困っている時に助けを求めることができるか】

【主要取組施策】

- 3-(1)-① 包括的な相談支援体制の構築・連携体制の強化
- ▶ 総合相談・包括的支援体制の構築
 - ▶ 複合的な課題を抱えた個人・世帯への支援強化
 - ▶ 分野横断的な支援・一体的なサービス提供の推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 日頃から相談できる人を作る。• 町、地区社会福祉協議会、民生・児童委員など身近な相談窓口気軽に相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 周囲の困りごとに気が付いた場合は、自分のできる範囲で声掛けする。• 困りごとや心配ごとを抱えている人に気づいたら、相談窓口につなぐ。• 身近に相談できる仕組み・体制をつくるとともに、地域内の相談窓口の仕組みについて周知する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 相談機関、窓口などの周知を図るとともに、相談しやすい窓口の雰囲気づくりを進める。• 地域で支援を必要とする状況にありながら、支援に結びつきにくい人のもとにアウトリーチ*（地域に出向いて支援）する。• 自立をめざす生活弱者や社会的弱者の相談窓口として、福祉関係機関と連携しながら、必要な支援や課題解決に向けての情報提供を行う。複合的な課題を有する個人、世帯に対応するため、分野横断的な支援・一体的なサービス提供の推進をする。



* 専門機関：医療機関、成年後見センター、上伊那障がい者相談支援センター、まいさぼ、児童相談所、福祉事務所など

【図 12 包括的な相談体制のイメージ】

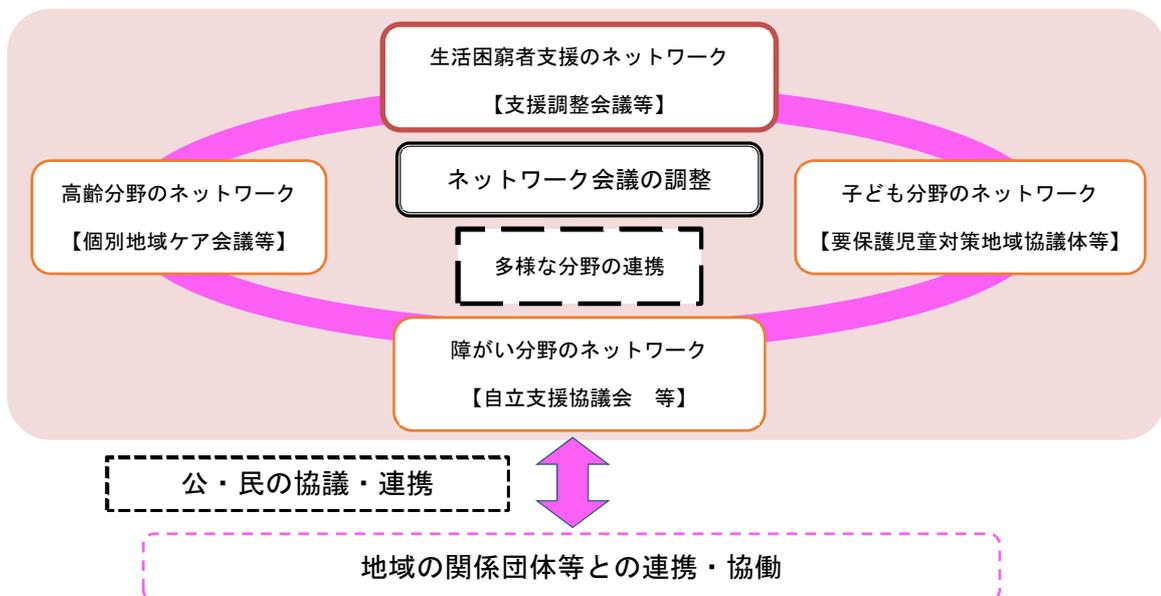
【主要取組施策】

3-(1)-② 福祉サービスの利用促進と適切な情報提供の推進

- ▶ 適切なサービス情報の提供
- ▶ 福祉苦情解決体制の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービスに対する情報提供を求める。 • 福祉サービスに対する意見要望を伝える。 • 隣近所とのコミュニケーションや、地域のサロン等の居場所に積極的に参加し、自ら情報を収集する。 • 福祉サービスを主体的に選択する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> • 各区相談窓口など身近な地域の情報を発信する。 • 地域の人々が積極的に参加できるような行事や催しを発信する。 • 民生委員・地区社会福祉協議会・人権擁護委員等が連携を図る。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> • 各制度や福祉サービスについて、分かりやすく情報を提供する。 • 情報を入手することが困難な住民への情報提供について検討する。 • 福祉苦情解決体制の充実を図る。



【図 13 包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ】

3-(2) 安全安心なまちづくり

【現状と課題】

〈福祉のまちづくり〉

子どもや高齢者、障がい・認知症等の疾患にかかわらず、社会参加の障壁をとり除き、積極的な社会参加ができるような環境整備を進めていくことや、町民が核となり民間企業・団体等多様な主体と連携した福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。町は引き続き、すべての町民がともに生きる豊かな福祉社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

〈権利擁護*・虐待防止〉

複合的な課題を抱える方の中には、「衣食住が確保されない」、「就労したくても働けない」、「学習したくても環境が整わない」、「本来受けられる医療や福祉サービスが受けられない」、「虐待・差別等で人としての尊厳が守られない」等権利や機会を多く奪われている人がいます。

地域住民が、生活の基盤や尊厳を守るとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と、精神的な豊かさを求めることが必要です。

〈地域交通・買い物弱者支援等の地域生活課題〉

高齢者や障がい等のある人が、身近な地域で買い物やサロン等に出かけることができるよう、“地域の足”の充実が求められています。

地域交通については、地域によって抱える課題が様々であり、解決すべき課題が異なれば地域における交通の「必要性」や「在り方」も異なることから、地域にとって望ましい交通システムや支え合いの取り組みが必要です。

運転免許証自主返納後の高齢者への移送手段の確保等の支援策も課題となっています。

〈安全で安心して暮らせる地域づくり〉

令和元年（2019年）住民満足度調査において、箕輪町第5次振興計画の26施策中、「安全安心の推進」が「安心して医療が受けられる体制づくり」に次いで取り組みの重要度で2位となっています。町が進めるセーフコミュニティ活動では、「交通安全対策」、「子どもの安全対策」、「高齢者の安全対策」、「くらしの安全対策」「自殺対策」に取り組み、安全安心なまちづくりを推進しています。

〈感染症と新しい生活様式に合わせたまちづくり〉

新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や集まりの自粛など地域活動の機会が少なくなっているほか、感染者等に対する誹謗中傷など先が見えない中、不安を抱えながら生活されている方も少なくありません。

このような中、感染状況に応じて活動を継続している地域や団体もあり、住民、地域、企業等それぞれが感染予防対策を図りつつ、新たな生活様式に合わせた取り組みが求められています。

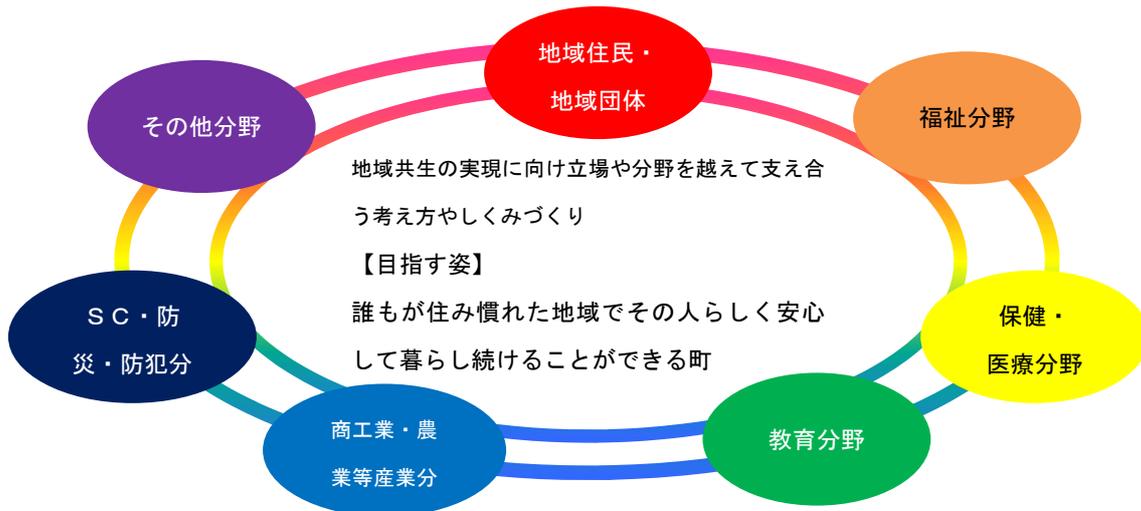
【主要取組施策】

3-(2)-① 協働による福祉のまちづくり

- ▶ 福祉のまちづくりの推進
- ▶ 協働のまちづくりの推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いの人格を尊重し理解する。• 福祉のまちづくりに関心を持ち、人が集う場を活用して意見を出し合う。• 支援や介助の必要な人を見かけたら、声をかける。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域の活動において、年齢や性別、障がいの有無にとらわれず、誰もが参加できる活動を継続的に企画、運営する。• 子どもから高齢者までの幅広い年代において、福祉教育を推進し、思いやりのある心を育む学びの場づくりを進める。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域共生の啓発を推進する。• 様々な年代において、偏見や差別などの心のバリアを取り除く福祉教育の機会を提供する。• 子ども、高齢者、障がい者、認知症の方など誰もが安心して暮らしていくことができるよう、まちのユニバーサルデザイン*の考え方を推進する。• 情報のバリアフリー*化を推進する。• 行政・地域・民間企業等、多様な主体との協働における支え合いのもと、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする地域社会づくりを推進する。



【図 14 全世代を対象とした地域共生の実現に向けて立場や分野を越えた支え合いの仕組みづくり～イメージ図～】

【主要取組施策】

3-(2)-② 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- ▶ 権利擁護・虐待防止の推進
- ▶ 地域交通・買い物弱者支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実
- ▶ 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
- ▶ 新しい生活様式に対応したまちづくりの推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<p>▶権利擁護・虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権について理解を深め、お互いを認めあい尊重する。 ・消費者被害や虐待など、人権を侵害されている恐れを感じたり、気が付いた時には、周囲の人や民生・児童委員・相談窓口にご相談する。 <p>▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを身近な相談窓口へ相談する。 ・地域の居場所へ積極的に参加する。 ・可能な範囲でボランティアに参加する。 ・地域の社会資源を活用する。 <p>▶安全で安心して暮らせる地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域の人と挨拶をするように心がける。

	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から交通安全や防犯への意識を持ち、地域の一員として安全安心なまちづくりの活動に取り組む。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 個々が感染症予防対策をとり、体調管理に気をつけながら生活を送る。 • 誰もが感染する可能性があることを自覚し、感染者等に関する情報や見聞きしたことに対し、冷静で思いやりのある行動をとる。
<p style="text-align: center;">地域や 関係団体 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護・虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> • 地域で制度に関する学習会を開催する。 • 消費者被害や虐待など、人権侵害を発見した時は、抱え込まずに関係者に相談する。 ▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> • 身近なサロン等や地区の協議体で困りごとを把握する。 • 地域の生活課題を洗い出し、方向性や取組みを検討する。 • 身近な地域の社会資源が見える化する。 ▶安全で安心して暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> • 通学、通勤時の挨拶を通じ、大人から声をかけ、地域内のコミュニケーションを図る。 • 社会的に孤立している人や、悩んでいる人に気が付いた時には声掛けを行い、相談につなげる。 • 地域で交通安全や防犯についての普及啓発を行う。 • 自主防災活動の強化を図る。 • 地域内の子どもの見守り隊活動の充実・推進など継続して活動できる体制を整える。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 感染予防対策をとり、様々な方法で地域活動を継続する。
<p style="text-align: center;">行政 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護・虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> • 研修や学習会を開催する。 • 成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の啓発、市民後見人*等の育成や活動支援を行う。 ▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> • 地域に適した交通システムを構築していく。 • サービスが自己選択できるよう社会資源が見える化する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 新たなサービス・地域での支え合いの取り組みについて、住民や多様な主体とともに推進する。 ▶安全で安心して暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> • 防災アプリ・SNS など多様な手段を活用し、防犯などの情報提供を行う。 • 区、学校、保育園、PTA、保護者会などとの情報交換を通じて地域の危険個所の解消を図る。 • 社会的孤立等による自殺予防のため、包括的な支援体制の充実を図る。 • セーフコミュニティの推進のため、住民主体の活動の推進と、継続して取組みを進める。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 住民や地域に対し、感染予防対策や新たな生活様式に合わせた支援を行う • 地域経済の低迷などによる失業や生活困窮などの課題を有する個人、世帯に対し、包括的な相談支援体制により課題解決を図る。⇒ 3 - (1) - ①参照
--	---

第4章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画においては、P D C Aサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

P l a n	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
D o	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
C h e c k	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのかを評価します。
A c t i o n	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。

2 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取り組みや推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

3 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画の中間年度である令和5年（2023年）には、基本目標に対する達成度を検証し、進捗状況の把握や後半に向けた修正を必要に応じ行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するためにアンケート調査等を実施します。

4 成果目標

この計画は、町振興計画の地域福祉分野における施策と、地域福祉計画の3つの基本目標の実現に向けて成果目標を設定します。中間値については、これらの目標に対してどの程度進んでいるのか基本目標別の成果指数、及びそれに係る目標値を設定します。

なお、本成果指標は参考指標であり、社会情勢の変化や他の関連調査など、様々な状況を踏まえ、総合的に判断していくものであり、必要に応じ見直しを図っていきます。

5 成果（数値）目標

町振興計画における地域福祉に関する施策の満足度

	指標の内容	現状値 (2020年)	中間値 (2023年)	目標値 (2026年)
1	共に生き、支え合う福祉のまちづくり※ ¹	34.8%	36%	38%

※¹ 2019年度 住民満足度調査より

基本目標1 思いやり支え合えるひとづくり

	指標の内容	現状値	中間値	目標値
1	1年の間にボランティア活動に携わった人の割合※ ²	12.8%	13%	14%

※² 2020年地域福祉計画アンケートより

基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

	指標の内容	現状値	中間値	目標値
1	「支え合い活動（ゴミ出しや雪かきなどの支援）」の充実を普段の生活で実感できる割合※ ³	27.2%	30%	33%
2	1年以内で、地域で行われた活動に参加した割合※ ⁴	79.2%	80%	82%

※³ 2020年地域福祉計画アンケートより、「とても実感できる」、「進んできた」と実感できる」と答えた割合

※⁴ 2020年地域福祉計画アンケートより、地域で行われた活動いずれかを選択した割合

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

	指標の内容	現状値	中間値	目標値
1	困り事相談窓口を知っている割合※ ⁵	39%	45%	50%
2	助けを求めることができる割合※ ⁶	89.9%	93%	96%
3	箕輪町での暮らしが総じて安全安心と思う人の割合※ ⁷	77.6%	増加	増加

※⁵ 2020年地域福祉計画アンケートより

※⁶ 2020年地域福祉計画アンケートより、「隣近所など、誰にでも助けを求めることができる」「友人や家族になら助けを求めることができる」「家族だけになら助けを求めることができる」と答えた割合

※⁷ 2019年度 箕輪町SCアンケートより

地域福祉計画 第5章
箕輪町成年後見制度利用促進基本計画 目次

ページ

第1節 箕輪町における現状と課題	成年後見 1
1 高齢者の現状	成年後見 1
2 障がい者の現状	成年後見 1
3 成年後見制度利用支援事業の実施について	成年後見 2
4 上伊那の成年後見制度に関する取組の現状	成年後見 2
5 成年後見制度の利用ニーズの現状	成年後見 3
（1）実態調査（ニーズ調査）の結果	成年後見 3
（2）箕輪町における成年後見制度利用に関する状況	成年後見 5
6 課題分析	成年後見 6
（1）高齢者の課題	成年後見 6
（2）障がい者の課題	成年後見 6
（3）成年後見制度に関する取組の現状	成年後見 6
（4）市町村申立における課題	成年後見 6
第2節 基本的な考え方	成年後見 7
1 基本的な考え方	成年後見 7
2 基本理念	成年後見 7
第3節 具体的な施策・事業	成年後見 8
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	成年後見 8
（1）地域連携ネットワークの段階的な整備	成年後見 8
2 中核的な機関の設置	成年後見 9
3 地域における広報・啓発活動の推進	成年後見 9
（1）地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と町民等への周知啓発	成年後見 9
（2）不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取組	成年後見 9
第4節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標	成年後見 10

第5章 箕輪町成年後見制度利用促進基本計画

第1節 箕輪町における現状と課題

1 高齢者の現状

認知症高齢者の将来推計

町における認知症*の高齢者人口の将来推計について、「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究 平成26年度（2014年度）厚生労働科学研究費補助金特別研究事業」（研究代表者 九州大学大学院医学研究院附属総合コホートセンター二宮利治）において考案された数学モデルにより算出された平成24年（2012年）の性・年齢階級別認知症有病率（%）を基に推計したところ、65歳以上の人口増加に伴い、認知症高齢者数も増加する結果となりました。

【箕輪町における認知症の高齢者人口の将来推計】

（人）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
65歳以上の人口	7,233	7,247	7,259	7,355	7,658	7,704
認知症患者の推計数（有病率が一定と仮定した場合）	1,207	1,340	1,466	1,573	1,585	1,571
認知症患者の推計数（有病率が上昇すると仮定した場合）	1,265	1,449	1,633	1,809	1,883	1,933

（日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究を基に箕輪町作成）

2 障がい者の現状

発達障がいをはじめとする概念の広がりや本人、保護者の障がい受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、一概には言えませんが、より重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護*の体制の充実に取り組む必要があります。

【箕輪町の療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数】

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育手帳	185	201	212	233	233
精神障害者保健福祉手帳	174	163	191	217	244

(各年度 3 月 31 日現在)

3 成年後見制度利用支援事業の実施について

町における成年後見制度の利用者数は、令和元年（2019 年）で 28 人となっています。これは、町の認知症高齢者数 758 人（令和 2 年（2020 年）9 月末現在）や障がい者数 477 人（身体障害者手帳所持者数を除く）と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。

制度利用につながっていない要因として、成年後見制度が町民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかり過ぎてしまうことなどがあげられるといった意見があることから、制度の普及啓発を強化していくことが求められます。

全国の成年後見等（後見、保佐、補助）開始の審判において、後見の利用者の割合が制度発足以来、一貫して全体の約 8 割を占めており、平成 30 年（2018 年）における後見以外の審判全体に占める割合は、保佐が 16%、補助が 5%にとどまり、任意後見に至ってはわずか 1%となっています。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助や利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、町民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

【成年後見制度の利用者数】

(人)

	成年後見	保佐	補助	合計
平成 30 年	22	3	0	25
令和元年	24	4	0	28

(各年 10 月 31 日現在 長野家庭裁判所伊那支部資料)

4 上伊那の成年後見制度に関する取組みの現状

上伊那の成年後見制度利用者数の推移

上伊那成年後見センター資料より、上伊那成年後見センターの成年後見利用延べ件数の推移をみると、平成 28 年度（2016 年度）の 2,902 件から令和元年度（2019 年度）には 4,155 件と 4 年間で 1,253 件の増加となっています。

なお、上伊那の成年後見制度の令和元年度の申立件数は、64 件でした。（長野家庭裁判所伊那支部資料より）

【上伊那成年後見センター利用延べ件数】

(件)

	新規	継続	合計
平成 28 年度	93	2,809	2,902
平成 29 年度	116	3,271	3,387
平成 30 年度	92	3,621	3,713
令和元年度	126	4,029	4,155

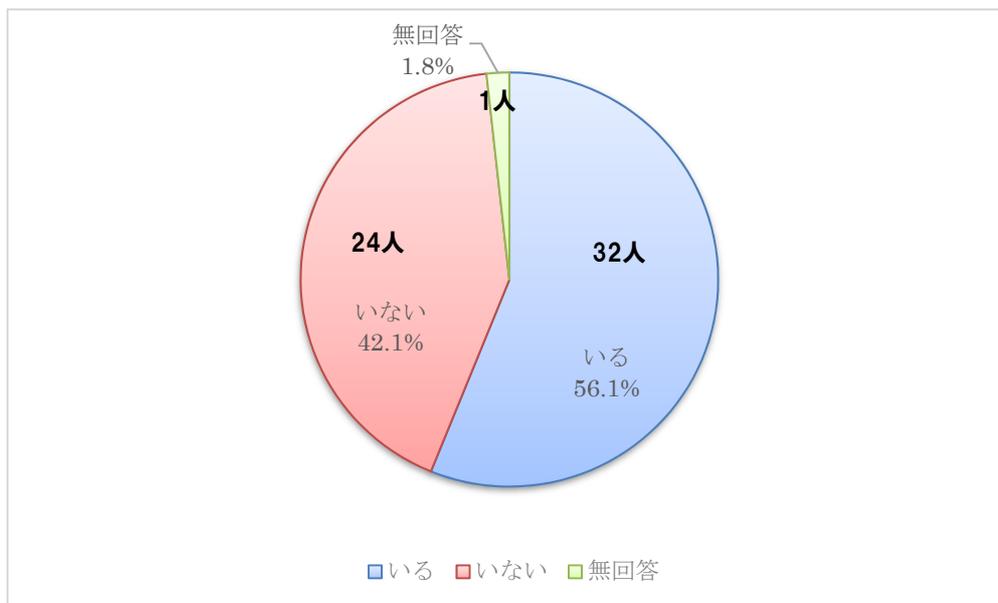
(上伊那成年後見センター資料)

5 成年後見制度の利用ニーズの現状

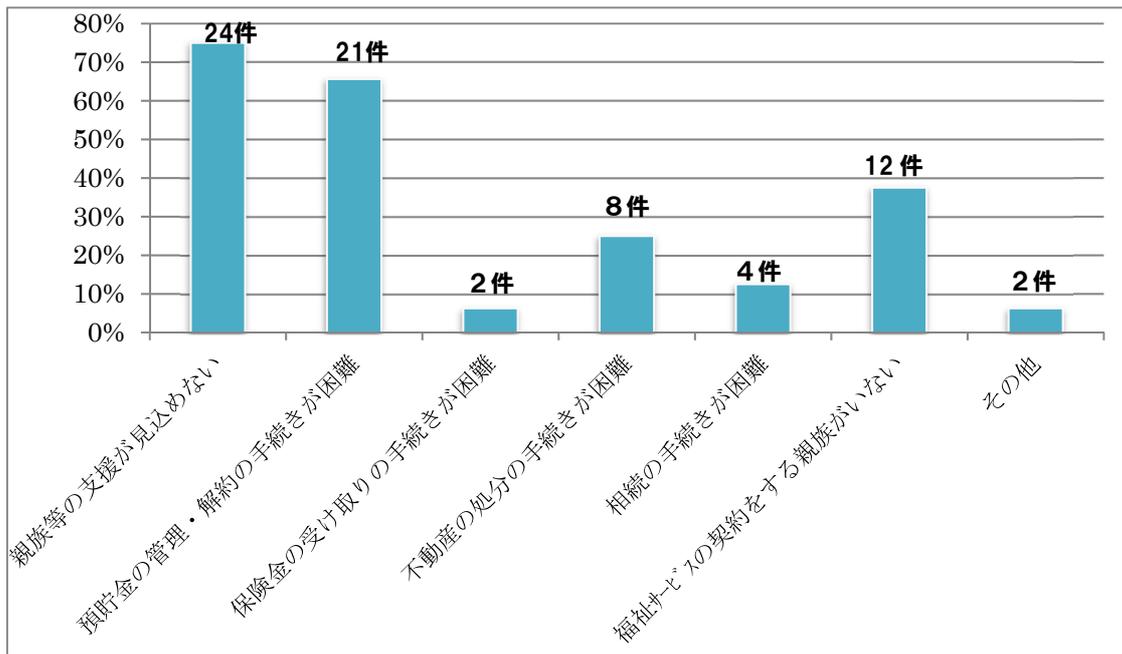
(1) 実態調査（ニーズ調査）の結果

成年後見制度の認知度について、介護認定を受けている方・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（当事者）、20歳以上79歳未満の町民（無作為抽出）（一般）、相談支援に関わる専門職へアンケート調査を実施しました。

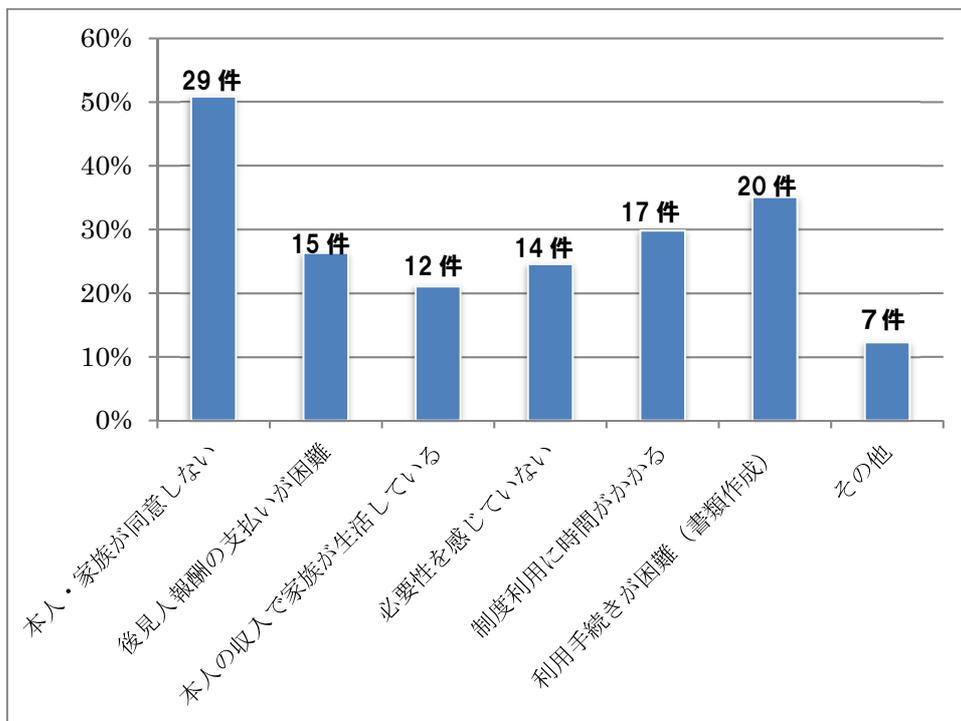
- ① 専門職向けアンケート（回答者 57 人）より成年後見制度が必要と思われる方はいるかという問いに対して「いる」の回答が 56.1%でした。



- ② 制度の利用が必要と思われる理由について、「親族の支援が見込めない」が 75.0%と最も多く、「預貯金の管理・解約の手続きが困難」が 65.6%、「福祉サービスの契約をする親族がない」が 37.5%となりました。（複数回答あり）



③ 利用申立に関する課題は、「本人・家族が同意しない」が50.9%、「利用手続きが困難」が35.1%、「制度利用に時間がかかる」が29.8%となっています。（複数回答あり）



(2) 箕輪町における成年後見制度利用に関する状況

①成年後見制度利用支援事業の利用実績

障がい者においては、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者*又は精神障がい者*に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っていますが、過去5年間の利用実績はありませんでした。

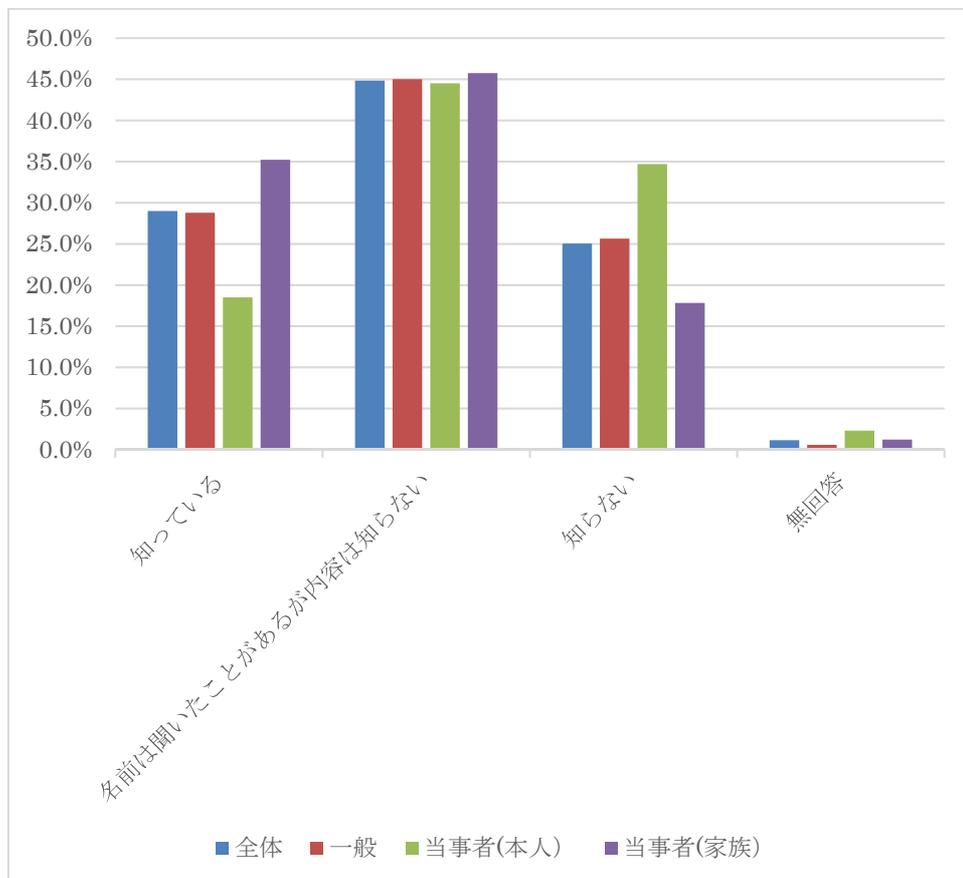
また、高齢者においても同様の事業を実施していますが、利用実績はありません。

町では預貯金が少ない被後見人については、上伊那成年後見センターが法人後見*として受任していることにより、利用実績がない結果となっています。

②アンケート調査の結果

令和2年度に実施したアンケート調査において、回答者771人（一般351人、当事者（本人）173人、当事者（家族）247人）のうち、成年後見制度について「知っている」が29.0%、「名前も内容も知らない」が25.0%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が44.8%と約70%が内容を知らない状況です。

また、「成年後見制度を利用したいか」については「どちらとも言えない」が37.4%となっています。



6 課題分析

(1) 高齢者の課題

高齢者においては、高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、身近に支援者がいない状況が今後も続くと分析しました。相談者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪に巻き込まれる可能性もあることから、財産管理や身上保護*等、法律面や生活面での支援を必要とする人が増えると推測されます。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制整備が必要です。

(2) 障がい者の課題

令和2年度に実施した障がい者アンケート調査の自由意見の中で、「親亡き後*」の子ども将来に不安を感じる声があがっています。障がい児・者本人や、障がい者を見守る家族の高齢化や認知症の罹患も懸念されることから、総合的な支援が必要となります。

(3) 成年後見制度に関する取組みの現状

ニーズ調査の結果から、成年後見制度を利用について「どちらともいえない」、「利用したいと思わない」との意見が多くみられたことから、成年後見制度そのものへの理解やその利用について周知をしていく必要があります。

また、町には町長申立費用の助成や低所得者への成年後見人報酬助成がありますが、あまり知られていないのが現状です。

また、成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の管理等が最も多く、次いで福祉施設利用契約のためとなっています。これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、後見人等を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人の相談については、後見人を監督する家庭裁判所*が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度利用については、そのメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。

(4) 市町村申立における課題

老人福祉法*、精神保健福祉法*、知的障害者福祉法*に基づき、福祉を図るために特に必要と認められるときには、首長が成年後見申し立ての審判申立を行うことができます。

成年後見制度は財産を管理するための制度という考え方がありますが、医療や介護の契約等、財産がなくとも必要となる場合があります。町でも必要に応じて、町長申立てを行っていますが、申立てをするにあたり、家族や親族等についての詳細な調査をし申立ての意思確認を慎重に行う必要があるため、時間を要し、結果、申立てに至るまでに相当の時間を要してしまうこと、そもそも町長申立そのものが知られていない現状があります。

第2節 基本的な考え方

1 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーション*や自己決定権*の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討される必要があります。

法定後見制度・任意後見制度を利用することにより、誰もが「自立した生活」「尊厳の保持」を実現することのできる社会を目指すためには、地域包括ケアシステム*の活用等による共生意識の醸成や、多様な主体の活動によるケア、また、多職種連携・他分野との協働を推進することが重要であると考えており、引き続き、地域における課題を整理し、連携を強化しながら成年後見制度の利用推進を図っていくことがますます必要になります。

2 基本理念

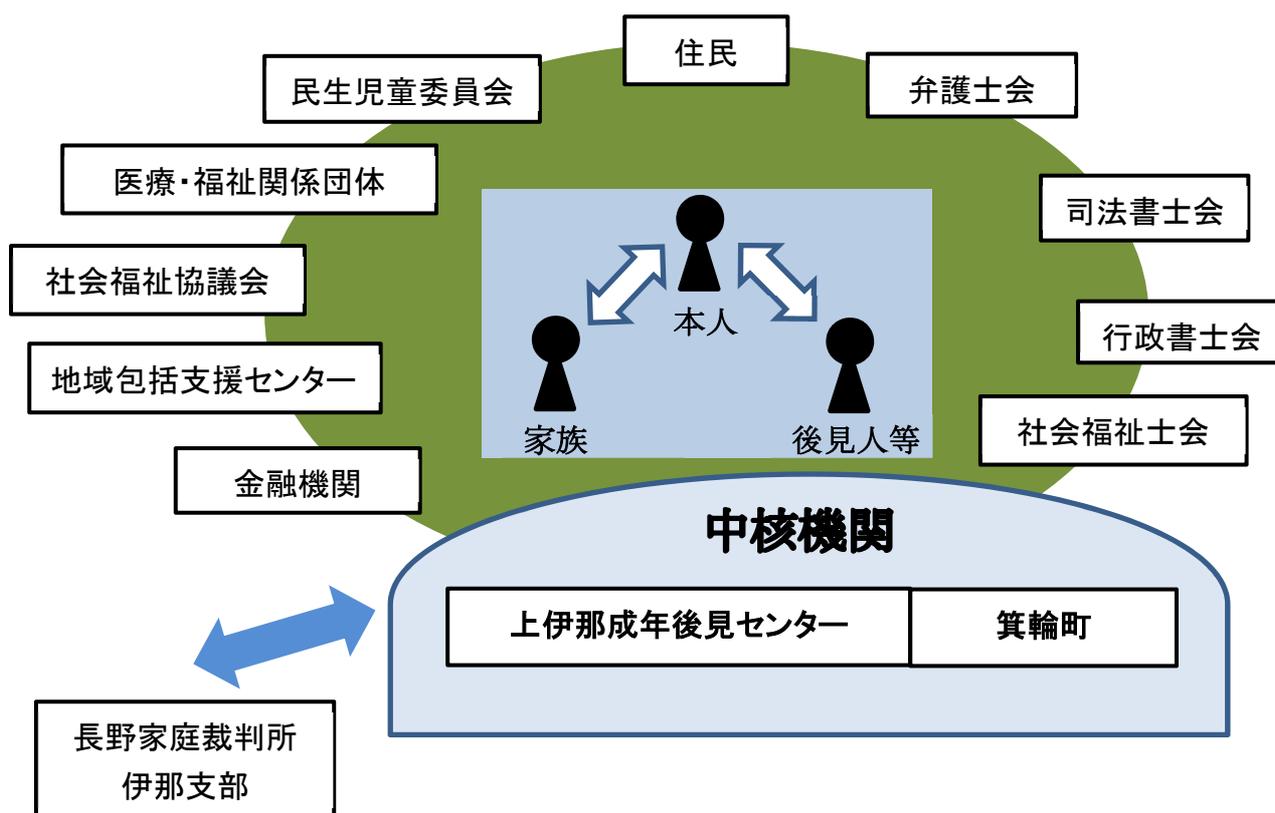
「一人ひとりの尊厳を尊重し、生活を守り支えあえる社会の実現」

第3節 具体的な施策・事業

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みの整備を目指します。

【箕輪町地域連携ネットワークイメージ図】



【箕輪町地域連携ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

(1) 地域連携ネットワークの段階的な整備

地域連携ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応を進めます。

- ② 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人に対して、必要な支援へ結びつける機能を強化します。
- ③ 地域における「協議会」等の体制づくり
個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

2 中核的な機関の設置

各地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや地域福祉ネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としています。

上伊那圏域では、構成市町村で設置している上伊那成年後見センターを中心に各市町村にも中核機関を設置していく予定です。

3 地域における広報・啓発活動の推進

(1) 地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と町民等への周知啓発

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度の利用者への啓発を行うとともに、制度の利用が必要な人へのアウトリーチ*を図り、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

(2) 不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取組

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっています。

また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

このようなことから制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の作成・配布、研修会やセミナー等の開催により、普及啓発に努めます。

第4節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

国の基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討することとしています。

本計画においても、令和3年度（2021年度）を初年度とする6か年計画とし、令和5年度（2023年度）に中間評価を行います。

大項目	小項目
成年後見制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・町民向け講座及び専門職向け研修会の開催回数 ・成年後見制度を「知っている」人の割合（40%以上） ・パンフレット配布数
成年後見制度利用支援	成年後見相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・専門職からの相談件数 ・一般住民からの相談件数 ・任意後見人の相談件数
	町長による審判の申立て件数 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の件数 ・精神障がい者の件数 ・知的障がい者の件数
	親族申立書類作成支援件数 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の件数 ・精神障がい者の件数 ・知的障がい者の件数
	後見人等報酬助成件数 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の件数 ・精神障がい者の件数 ・知的障がい者の件数
中核機関の設置運営、具体的業務及び地域連携ネットワークづくり	上伊那成年後見センター受任件数
	成年後見制度利用促進連携協議会の開催件数
	受任者調整（マッチング）件数
	本人を後見人とともに支える「チーム」による会議の開催回数

《 参考資料 》

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由によって、判断能力が不十分になってしまった方が安心してその人らしく暮らしていけるよう、生活に必要な契約行為や財産などの内容等を支援してくれる制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】

- すでに判断能力が低下してしまっている方が対象になります。申立によって、家庭裁判所が後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任します。
- 本人の能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。本人の判断能力がどの類型にあてはまるかは、医師の診断書や調査をもとに家庭裁判所が決定します。
- 後見人等には、本人に代わって契約などの法律行為や財産管理をする「代理権」、本人が自分で法律行為をする際に本人にとって不利益にならないか検討して同意する「同意権」、同意なく行われた不利益な法律行為を取り消すことができる「取消権」が与えられます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	ご自身に関する契約行為や財産管理について、ほとんど常に適切な判断ができない状態の方	ご自身に関する契約行為や財産管理について、適切な判断をするのが困難で多くに支援が必要な方	ご自身に関する契約行為や財産管理について、おおむね適切にできるが支援が必要な場合がある方
申立時のご本人の同意	不要	不要	必要
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援者に与えられる代理権の範囲	本人の財産に関するすべての法律行為	本人の同意を得て申立を行い、家庭裁判所が決定した法律行為	本人の同意を得て申立を行い、家庭裁判所は決定した法律行為
支援者に与えられる同意見取消権の範囲	日常生活に関する行為を除いた、ご本人に関する全ての行為（※1）	法律で定められた重要な行為（※2）	本人の同意を得て申立を行い、家庭裁判所が決定した法律行為

※1：日常生活に関する行為…通常的生活に必要なと思われる範囲の日用品の購入等

※2：保佐人に与えられる同意権・取消権の範囲…借金・訴訟・相続の承認や放棄等

法定後見制度の申立てに必要な費用（目安）	
医師の診断書	8,000～10,000 円
申立手数料（収入印紙）	800 円
登記手数料（収入印紙）	2,600 円
郵送切手代	3,750 円
鑑定費用 診断書付票に記載された金額が必要になることがあります。	

※申立ての書類作成について、弁護士等の専門職に依頼する場合は別途費用が必要になります。

【任意後見制度】

- 将来、認知症などで判断能力が低下してしまったときに備えて、元気なうちに自分自身で将来支援してもらいたい人や支援してほしい内容を決め、自分の後見人（代理人）になってもらう人をあらかじめ決めておく契約のことです。
- 契約できる時期は、本人の判断能力が低下する前です。低下した後は、契約を結ぶことができません。
- 任意後見契約は、必ず公正証書で作成する必要があります。公正証書は、公証役場で公証人が作成してくれます。
- 契約の内容
代理権の範囲は、自由に決めることができます。
 - ◆ 不動産等の保存・管理・処分に関する事項
 - ◆ 銀行等との取引に関する事項
 - ◆ 保険契約に関する事項
 - ◆ 医療や介護等の契約に関する事項

任意後見契約書の作成に必要な費用（目安）	
公正証書作成	11,000 円
登記委託手数料	1,400 円
印紙代	2,600 円

※他に用紙代や郵送費用があります。

目次

第1章 高齢者社会の現状

第1節 少子高齢者の現状と見通し	高齢者 1
1 高齢者人口の推移	高齢者 1
2 高齢者世帯の状況	高齢者 2
3 認知症高齢者の状況	高齢者 3
4 町の高齢者の特徴	高齢者 3
第2節 高齢者福祉の現状	高齢者 4
1 要介護（要支援）認定者の状況	高齢者 4
2 要介護（要支援）認定者の要介護度別分布状況	高齢者 5
3 介護が必要になった主原因	高齢者 6
4 介護者の状況	高齢者 6
第3節 地域包括ケアシステムの構築状況	高齢者 7
1 医療と介護の連携	高齢者 7
2 多様な主体による生活支援の体制の充実	高齢者 7
3 高齢者の暮らし安い地域づくりの推進	高齢者 7
4 認知症施策の推進	高齢者 7
5 生きがいと社会参加の推進	高齢者 8
6 介護予防の推進	高齢者 8

第2章 計画の基本目標

第1節 箕輪町が目指す2025年の将来像・実現のための重点方針	高齢者 8
1 基本目標	高齢者 8
2 箕輪町が目指す地域包括ケアシステム	高齢者 8
3 箕輪町地域包括ケアシステム推進体制	高齢者 10
4 地域包括ケアシステムの確立に向けた役割分担	高齢者 11
第2節 施策の推進	高齢者 11
1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進	高齢者 11
2 地域全体で高齢者を支える体制の整備	高齢者 15
3 医療と介護が一体となった在宅サービスの推進	高齢者 18
4 認知症の人にやさしい地域づくり	高齢者 19
5 家族介護支援	高齢者 20
6 介護人材の養成・確保	高齢者 21
7 高齢者の住まいの確保	高齢者 22

8	安全・安心な暮らしの確保	高齡者	23
9	保健福祉事業・生活支援サービスの充実	高齡者	27
10	介護予防・生活支援サービス事業	高齡者	30
第3章	介護保険制度の基盤整備	高齡者	31
第1節	介護保険サービス量の見込み	高齡者	31
1	介護予防サービス費の見込み	高齡者	31
2	介護サービス費の見込み	高齡者	33
3	総給付費	高齡者	34
4	施設サービス利用者数	高齡者	35
第2節	地域支援事業について	高齡者	35
1	介護予防・日常生活支援総合事業	高齡者	35
2	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	高齡者	36
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	高齡者	36
4	地域支援事業総事業費	高齡者	36
第3節	介護給付費等適正化事業	高齡者	37
第4節	介護保険料について	高齡者	38
第4章	事業の評価	高齡者	39

第1章 高齢化社会の現状

第1節 少子高齢化の現状と見通し

1 高齢者人口の推移

令和2年（2020年）10月1日時点での町の人口は、24,865人です。このうち、65歳以上の高齢者人口は、7,329人となっています。

高齢化率は、29.5%となっており、長野県平均 32.4%より低い値ですが、高齢化は確実に進んでいます。

65歳以上の高齢者のピークは、令和27年（2045年）と見込まれ、75歳以上の後期高齢者数のピークは、令和12年（2030年）で、後期高齢者率は、20.6%になると見込まれています。

令和2年9月介護保険状況報告によると、第1号被保険者*に占める要介護（要支援）の割合（以下「認定率」という。）は、13.9%、うち前期高齢者の認定率は2.3%、後期高齢者の認定率は24.9%となっています。このことから、後期高齢者の割合が大きいほど認定率は上昇することになります。

【表1 高齢者人口の推移と推計】

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人口 (人)	26,276	26,214	25,141	24,865	23,008	21,694	20,308	18,810	17,330
15歳未満 (人)	3,910	3,815	3,591	3,201	2,734	2,364	2,036	1,766	1,559
15歳～40歳未満 (人)	8,503	7,790	6,305	6,082	4,871	4,404	4,094	3,725	3,254
40歳～65歳未満 (人)	8,490	8,433	8,354	8,253	8,156	7,667	6,823	5,661	4,813
65歳～75歳未満 (人)	2,700	2,962	3,497	3,493	2,949	2,787	2,996	3,438	3,440
75歳以上 (人)	2,673	3,214	3,394	3,836	4,298	4,472	4,359	4,220	4,264
生産年齢人口 (人)	16,993	16,223	14,659	14,335	13,027	12,071	10,917	9,386	8,067
高齢者人口 (人)	5,373	6,176	6,891	7,329	7,247	7,259	7,355	7,658	7,704
生産年齢人口割合 (%)	64.7	61.9	58.3	57.7	56.6	55.6	53.8	49.9	46.5
高齢化率 (%)	20.4	23.6	27.4	29.5	31.5	33.5	36.2	40.7	44.5
高齢化率（長野県） (%)	23.8	26.4	29.8	32.4	33.9	35.4	37.3	40.0	41.7
高齢化率（全国） (%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

（出典）2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」、2020年：10月1日現在の人口

2021年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

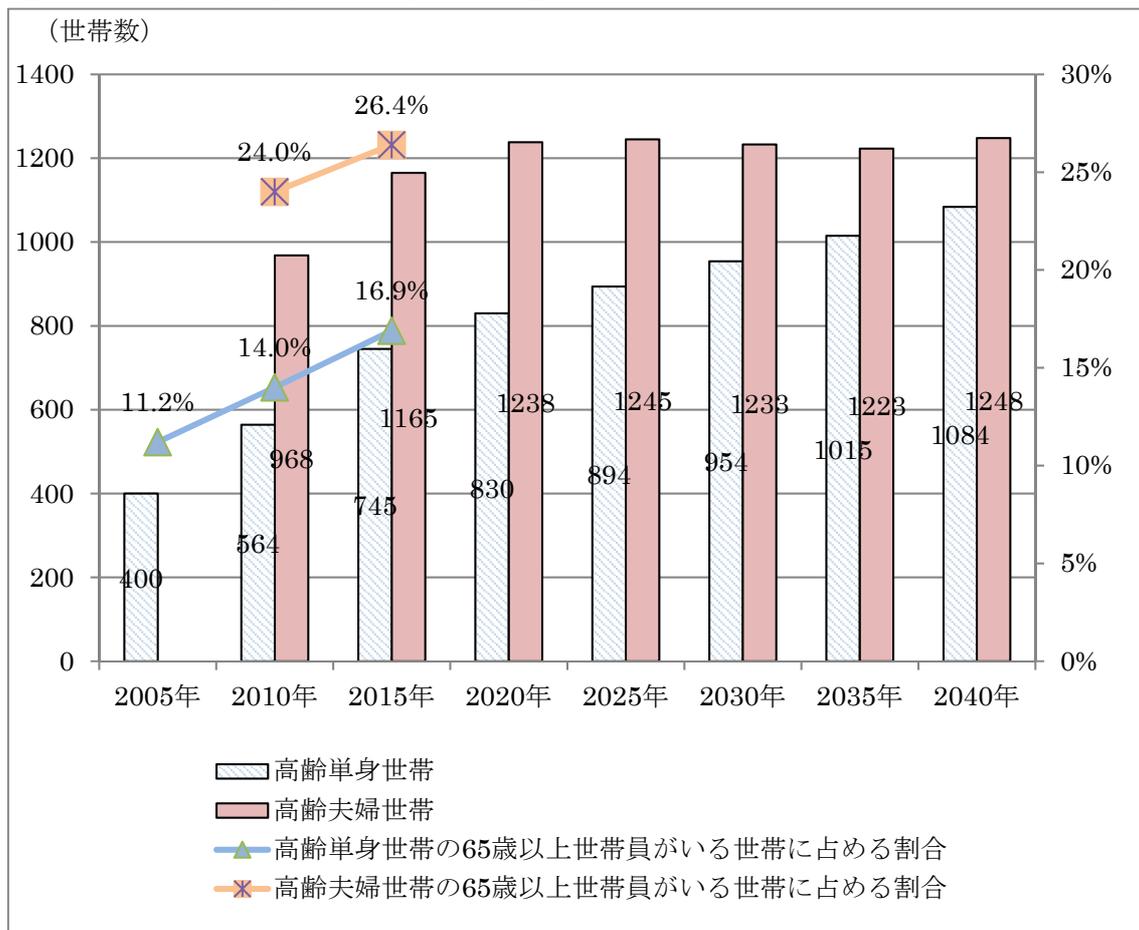
2 高齢者世帯の状況

平成 27 年（2015 年）の町の総世帯数 9,240 世帯のうち高齢者独居世帯は 745 世帯、高齢者のみ世帯は 1,165 世帯で、平成 17 年（2005 年）、平成 22 年（2010 年）より増加しています。

高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加により、生活支援の充実や地域による見守りが必要となってくると考えられます。

また、町でも「8050」問題を抱える世帯の増加が懸念されています。

【図 1 箕輪町の高齢者世帯の状況】

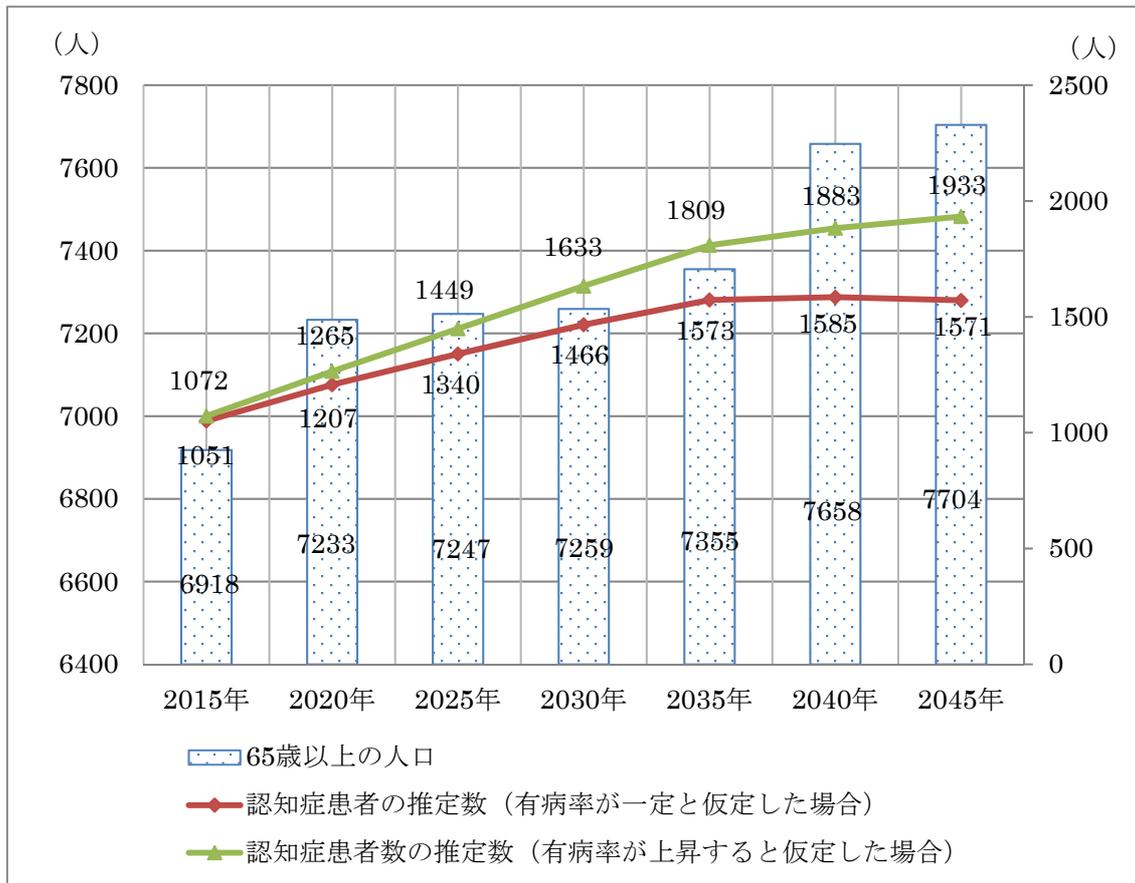


2015 年までは箕輪町の国勢調査による。2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019 年推計）「表Ⅱ-10-1」及び「表Ⅱ-10-2」の長野県の増加率を参考に、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯をそれぞれ推計した。福祉課作成

3 認知症高齢者の状況

認知症高齢者の将来推計によると、令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人、令和22年（2040年）年には4人に1人が認知症を有すると推計されています。町の要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」以上の認定者は、令和2年（2020年）9月末現在、758人です。

【図2 箕輪町の認知症高齢者の将来推計】



「厚生労働省科学研究費補助金 厚生労科学特別研究事業 日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成27年3月）」（二宮利治ら）を参考に、福祉課作成

4 町の高齢者の特徴

町の高齢者の就業率は、27.8%（※2015年国勢調査による）で年齢を重ねても働いている住民が多く、年金制度や高齢者雇用安定法等の影響で就業率はさらに高くなっていくことが想定されます。

令和元年（2019年）に実施した「高齢者生活・介護に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）において、「生きがいがあるか」という問いに、元気高齢者の56.0%、居宅介護高齢者の30.1%が「ある」と回答し、近所づきあいの状況では、「困った時に気軽に頼める人がいる」以上の付き合いが元気高

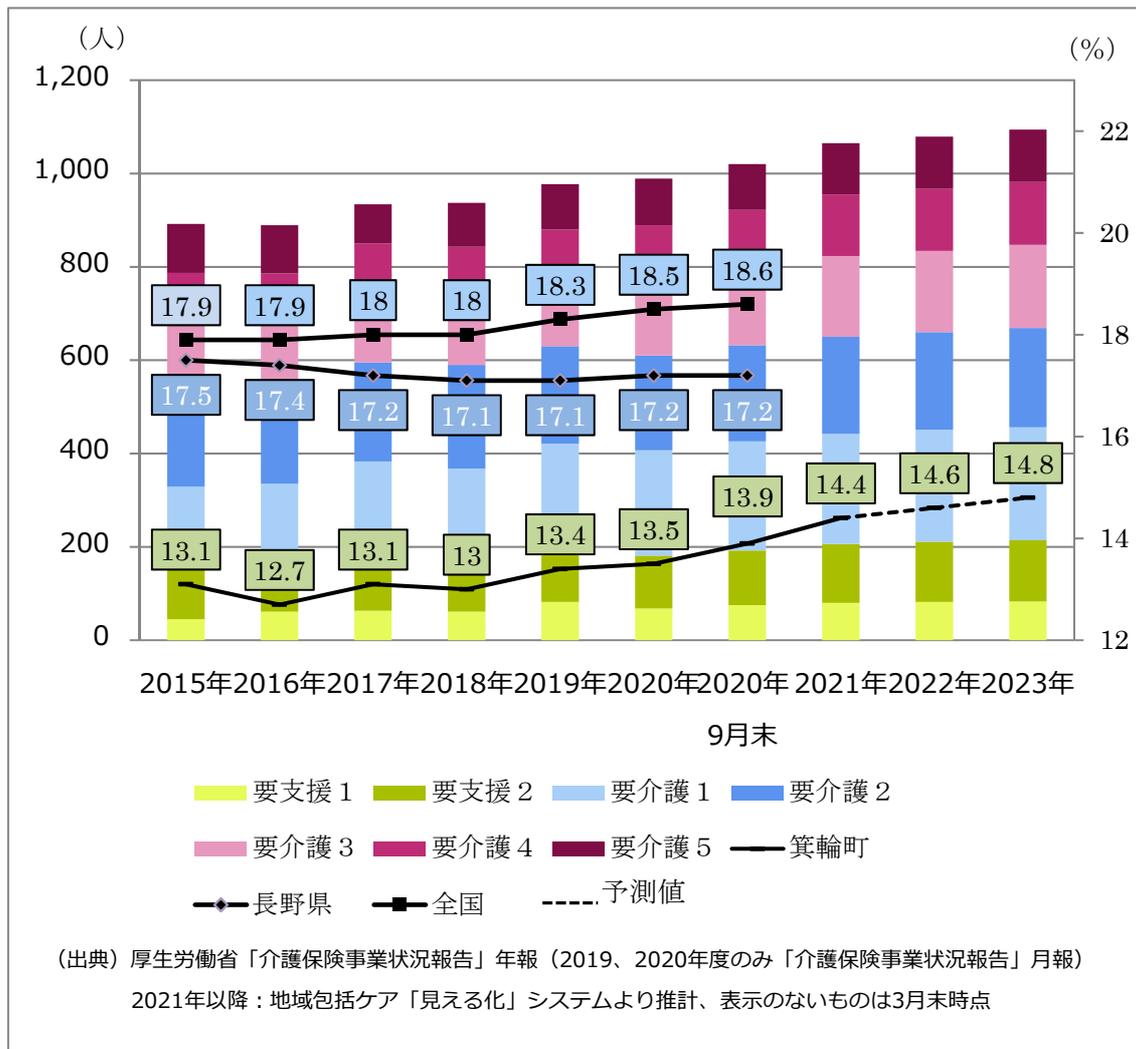
齢者で 60.8%、居宅介護高齢者で 45.5%となっています。また、元気高齢者の 54.6%、居宅介護高齢者の 19.5%が地域の会等の社会活動へ参加しています。

第 2 節 高齢者福祉の現状

1 要介護（要支援）認定者の状況

町の第 1 号被保険者のうち要介護（要支援）認定者数は、1020 人（令和 2 年 9 月末）で増加傾向にあります。認定率は 13.9%と全国、長野県と比べると低い水準で推移しています。

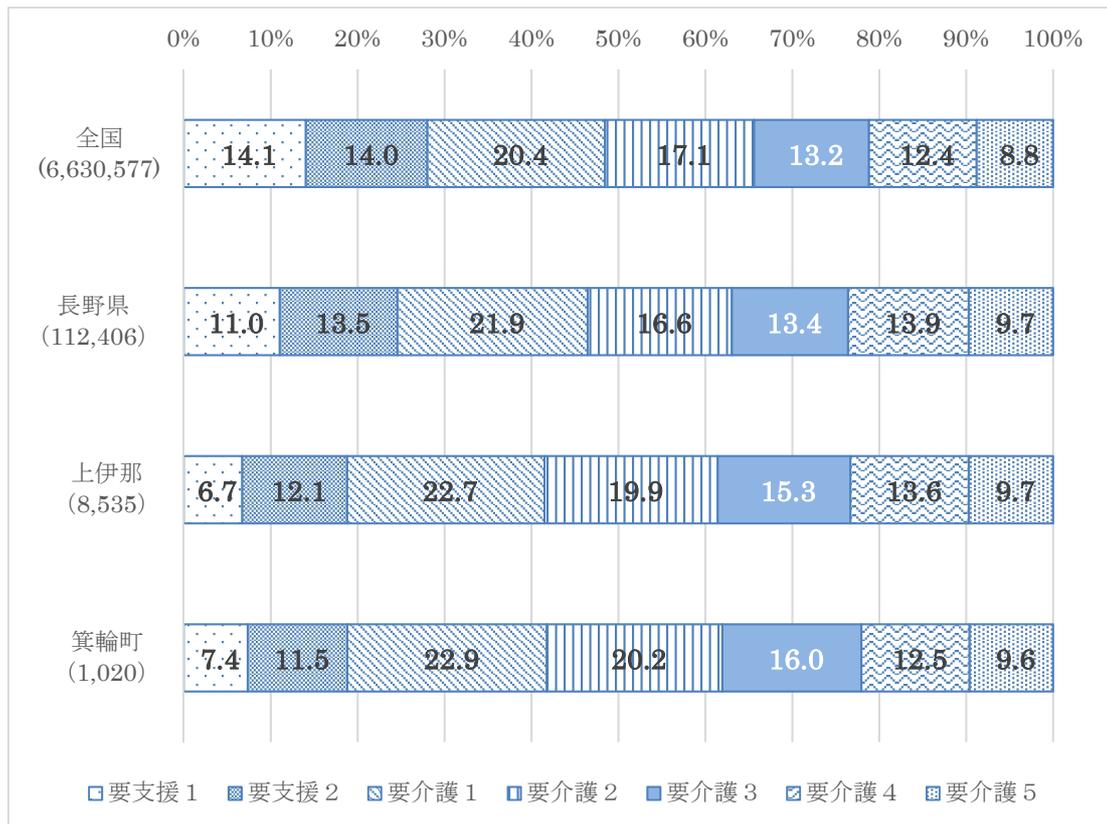
【図 3 要介護（要支援）認定者の推移】



2 要介護（要支援）認定者の要介護度別分布状況

要介護度別の分布状況は、全国、長野県に比べ要支援者の割合が低く、要介護者の割合が高い傾向にあります。

【図4 要介護度分布状況】



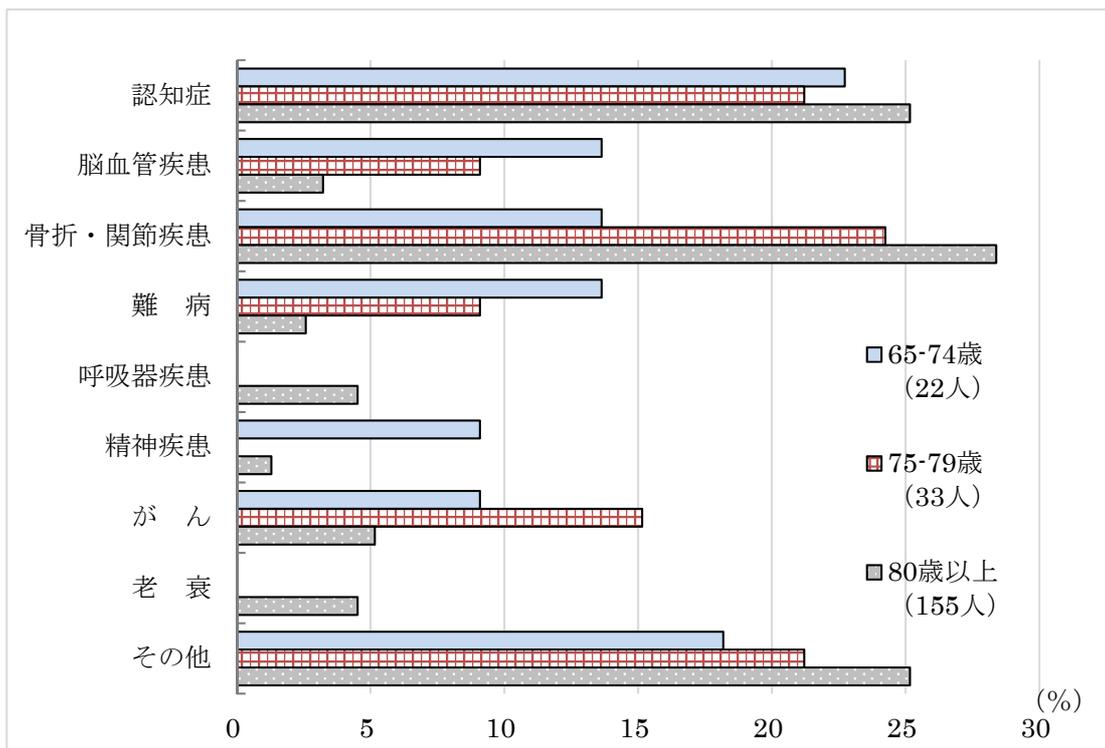
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（令和2年9月）」をもとに福祉課作成

3 介護が必要となった主原因

令和元年度(2019年)の要介護(要支援)認定新規申請者210人の原因疾患では、認知症が全世代で多い状況です。65-74歳では脳血管疾患が、75歳以上では、骨折・関節疾患が多くなっています。

生活習慣病予防や健康な状態から加齢による心身の衰弱が生じ始める状態である「フレイル(虚弱)」に早く気づくことで、適切な介入を行い予防していくことが重要です。

【図5 介護が必要となった主原因】



出典：箕輪町健康推進課「介護保険新規申請者認定調査(令和元年度)」をもとに福祉課作成

4 介護者の状況

令和元年度(2019年)高齢者実態調査の結果では、主な介護者(回答数343人)の内、男性33.5%、女性66.5%、2人以上の介護をしている方は12.0%です。主な介護者の就労状況は、44.0%が就労しており、23.6%がフルタイム勤務をしています。

調査時点から過去1年間に介護を理由として仕事を辞めた方は35人で、離職率は6.9%(回答数508人)です。

町独自調査では、要介護者と同居している主な介護者(回答数155人)の84.5%が「最期まで」「できる限り」在宅で介護したいとの意向をもっている

すが、実際には在宅で亡くなられる方は少なく、医療と介護の提供体制を含めた支援をどのように整えていくかが課題となっています。

第3節 地域包括ケアシステムの構築状況

第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの実現のために、6つの視点を設け施策を推進してきました。

1 医療と介護の連携

医療と介護の連携検討会を設置し、入退院連携ルールやお薬手帳による情報連携を進めてきました。患者本人や家族を中心とした医療介護連携の在り方、わかりやすい相談窓口の周知、人生の最終段階をその人らしく迎えるための支援が引き続き課題となっています。

2 多様な主体による生活支援の体制の充実

地域個別ケア会議や15区で地域ケア会議を実施し、地域住民が地域の困りごとを把握する中で、生活支援コーディネーター*と生活支援サポーター*を養成しながら、ごみ出し、草取りや雪かき等を地域住民の助け合いにより解決する仕組みが各地域で構築されました。

支援を必要としている方に、スムーズに支援が届くように適切なマッチングができているのか、新しい地域のニーズの掘り起こし、サポーターの活躍の場が課題となっています。

3 高齢者の暮らしやすい地域づくりの推進

高齢者の困りごとの中では、通院、買い物が上位を占めています。移動販売車の導入により、買い物困難者への支援はされましたが、運転免許返納等による交通弱者への対応が引き続き課題となっています。

4 認知症施策の推進

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーター*の養成やオレンジカフェ（認知症カフェ）、認知症家族会を実施するとともに、知って安心認知症ガイドブック（認知症ケアパスを含む）の作成、認知症初期集中支援チーム*の設置等の事業を実施してきました。

今後、養成したサポーターの活躍の場づくり、認知症の予防や正しい知識の普及・啓発活動、早期診断により適切な医療・介護を受けられる相談支援体制の充実が課題となっています。

5 生きがいと社会参加の推進

公民館活動、長寿クラブ、シルバー人材センターの活動等の支援を実施してきました。活発な公民館活動の一方、長寿クラブやシルバー人材センターは、会員の減少が課題となっています。

また、要介護状態となり介護保険サービスを利用されるようになると、地域との関りが希薄になることも課題です。

6 介護予防の推進

一人ひとりの身体の状態にあった通いの場の整備や、住民主体の通いの場の充実を進め、地域ふれあいサロ*ンやいきいき百歳体操等のグループが立ち上がっています。活発な活動が実施される一方、健康や介護予防に対して関心のない無関心層が課題となっています。

第2章 計画の基本目標

第1節 箕輪町が目指す2025年の将来像・実現のための重点方針

1 基本目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制づくり

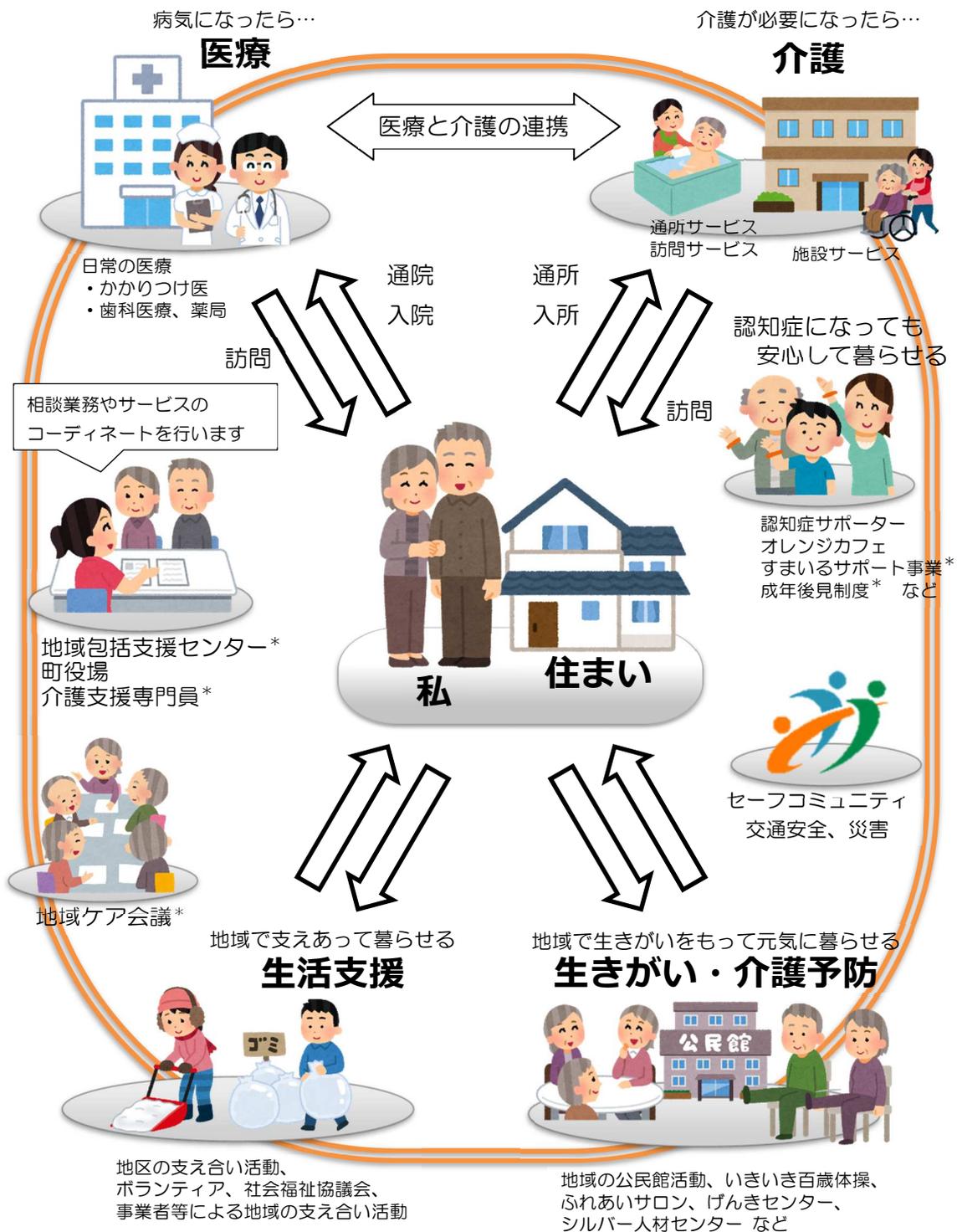
高齢者の姿

- 生きがいをもって暮らせる
- 身近な地域で元気に暮らせる
- 認知症になっても地域で安心して暮らせる
- 地域で支えあって暮らせる

2 箕輪町が目指す地域包括ケアシステム

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制づくり」の実現に向けて、高齢者が「生きがいをもって暮らせる」・「身近な地域で元気に暮らせる」・「認知症になっても地域で安心して暮らせる」・「地域で支えあって暮らせる」地域づくりのために、医療・介護・生活支援等の各種サービスが相互に連携し、地域住民が互いに支え合う「地域包括ケアシステム*」の確立を目指しています。

箕輪町の地域包括ケアシステムを推進するためのイメージ



3 箕輪町地域包括ケアシステム推進体制

① 個別地域ケア会議

支援が難しい高齢者等の個別の課題を解決するために、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、地区役員等の多様な関係者が協働して行う会議です。地域包括支援センターが会議を開催します。

② 地域ケア会議

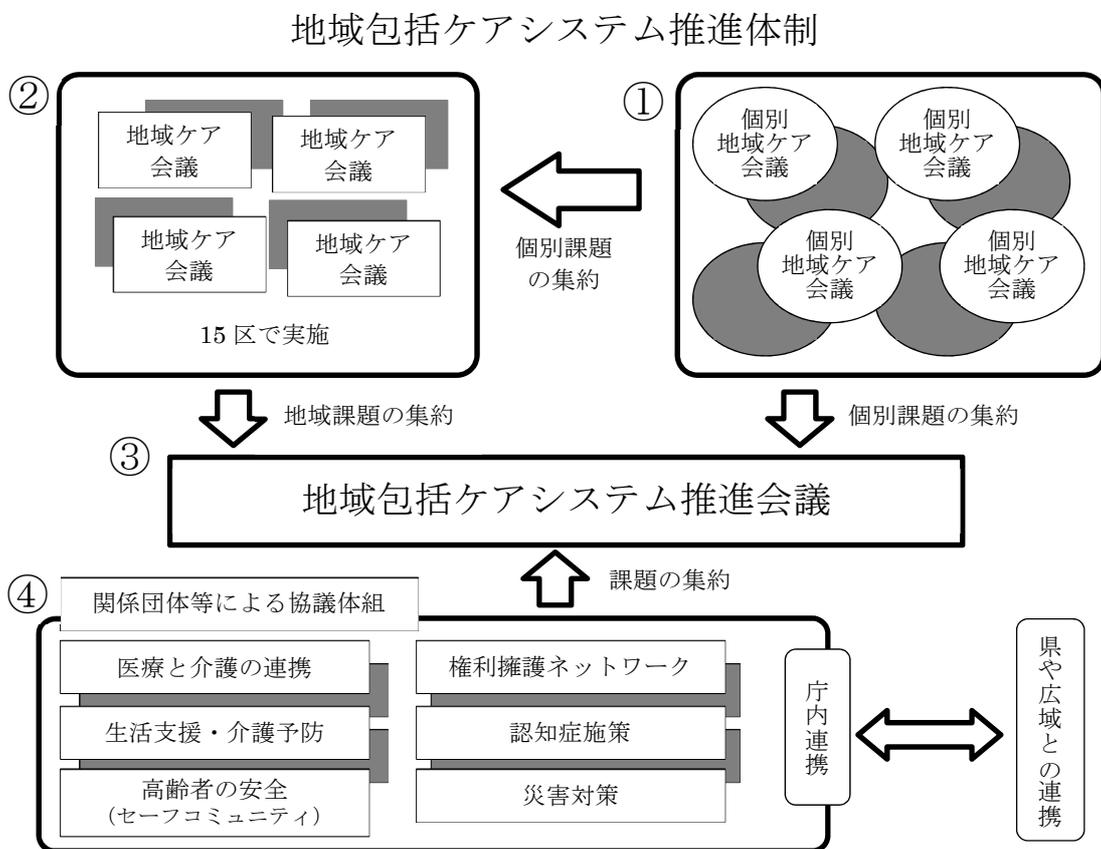
地域の高齢者等の生活課題の解決のために、地区社協や地区安全安心協議会等（以下「地区社協等」という。）の地域の関係者が地域の実態把握や個別課題の分析を行い、地域のネットワークづくりを検討するための会議です。地区社協等や生活支援コーディネーターが会議を開催します。

③ 地域包括ケアシステム推進会議

個別地域ケア会議、地域ケア会議で把握された町全体の課題を整理し、各種事業や町全体の取組について検討するための会議です。町が会議を開催します。

④ 関係団体等による協議体組織

医療と介護の連携や権利擁護、要配慮者の災害対策等について具体的に協議し、推進するために関係団体等による協議体を組織します。



4 地域包括ケアシステムの確立に向けた役割分担

① 地域住民の役割

規則正しい食生活や運動、文化的な活動など、継続的に健康づくりに取り組むことや、地域の行事やサークル活動に積極的に参加し、地域社会の一員として仲間づくりをします。

地域住民は地域の高齢者を気かけるとともに、地域での支え合いやボランティアなど、地域に目を向け、地域の担い手として積極的に参画します。

高齢者は人生で培った知識や経験を活かし、家庭や地域で可能な限り役割を担い、住みよい地域社会を次世代へ継承します。

② 企業・社会福祉協議会等の役割

企業や自治組織、社会福祉協議会等は、地域社会の一員として、地域の高齢者の見守り、支え合い、生活支援サービスの提供など、地域に根差した活動を行い、地域包括ケアシステムを支え、地域に貢献します。

③ 医療・介護関係者の役割

医療機関・介護サービス事業所及びこれらに従事する専門職は、他の職種と連携しながら、各サービスを適切に提供するとともに、地域ケア会議への参画により、個別課題の解決や地域課題の把握などにそれぞれの専門知識を活かして、地域包括ケアシステムを支えます。

④ 町の役割

地域包括ケアシステムの確立を図るため、地域包括支援センターを中心に在宅医療介護連携の取組、生活支援サービス提供体制の整備、認知症への対応の充実、高齢者への総合的な支援とネットワークの構築をはかり、地域住民や自治組織、企業等と協働し、地域の課題解決を図っていきます。

庁内連携、県や広域連合等と協働して事業を推進していきます。

第2節 施策の推進

1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進

① 生きがいづくり

【現状と課題】

公民館活動は103団体、いきいき百歳体操は20団体が活発に活動している一方、地域活動は、男性の参加者が少なく、年金制度や労働政策等の影響を受けながら、個人の価値観、ライフスタイルの変化により、自治組織への参画者、長寿クラブやシルバー人材センター等の新規加入者は減少しています。

活動の内容が見えないことが参加につながらないとの意見が聞かれることから、それぞれの活動内容をわかりやすく伝えていく必要があります。

【方向性】

- ・何歳になっても、一人ひとりがやりがいや、生きがいを持てる居場所や活躍の場所に参加できるように、情報提供を行います。
- ・関係団体等と連携し、様々な通いの場づくり（収入を伴う活動場所、長寿クラブへの支援、地域ふれあいサロンへの支援、住民主体の通いの場の支援）を進めます。
- ・国が進める就労的活動支援コーディネーター*については、配置について検討します。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた心身の変化を自覚し、家族や友人、地域での仲間づくりをします。 ・自分の能力の限り家庭や地域での役割を担い、生涯現役を目標に、楽しく暮らすよう心掛けます。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が交流し、支え合い、一人ひとりが役割を持てる地域社会をつくります。 ・地域ふれあいサロンや公民館活動等、地域住民の“やりたいこと”を応援します。 ・企業は、年齢や性別に関わらず、生涯現役社会に向けて一人ひとりが活躍できる地域社会を目指します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康と社会参加の関係性について啓発します。 ・様々な通いの場や活動の見える化を行い、普及啓発に努めます。 ・地域の関係団体との連携を図ります。 ・個別相談では、対象者にあった通いの場を提案します。 ・企業や地域、関係団体と協働し、生涯現役社会に向けた取組の普及啓発を行います。

② 健康づくり

【現状と課題】

要介護認定新規申請者の原因疾患は、認知症が全世代で高く、75歳以上では、骨・関節疾患が多くみられています。成人男性（20歳以上）の肥満や若い女性（20～30歳）のやせの割合が高く、若い世代からの食生活への支援が必要です。また、高齢女性に低栄養傾向がみられています。

運動習慣のある人は、44.5%（令和元年（2019年）国保データベースによる）であり、体を動かすことで生活習慣病や介護状態にならないような生活を送ることが必要です。

後期高齢者の歯科検診では、歯周病の進行や義歯の不具合を感じながらそのまま生活している人が多くみられます。

【方向性】

- ・ 健康診査やがん検診、歯科検診を推進し、受診率を向上させます。
- ・ 自分の歯でよく噛めるようにするために、歯と口腔の健康づくりを推進し、生涯を通して食事を摂ることの楽しさを啓発します。
- ・ 生涯を通じて3食バランスのとれた食生活ができるように支援します。
- ・ 自分にあった運動や身体活動を実践できるための環境整備を進めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none">・ 一緒に健康づくりをする仲間をつくります。・ 健康に関する正しい知識を学びます。・ 健康のことを相談できる「かかりつけ医」・「薬剤師」を持ちます。・ 定期的に健康診査やがん検診を受診します。・ 定期的に歯科検診を受け、むし歯や歯周病予防に努めます。・ 食に関心を持ち、主食・主菜・副菜をそろえ、できるだけ多くの品目をよく噛んで食べます。・ 意識して体を動かすことや文化的な活動を心掛け、自分にあった取組を継続して行います。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none">・ 行政と協働し地域や企業で健康づくりに取り組みます。・ 地域住民との交流をはかり、地域で健康づくりに取り組みます。・ 企業は従業員の健康やメンタルヘルスの向上を図ります。

行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・若年期から心身や歯の健康、運動や食事の大切さなど、正しい知識を発信し、普及啓発に取り組みます。 ・健康診査・がん検診の受診勧奨を強化します。 ・保健指導の充実に努め、重症化予防に取り組みます。 ・地域や企業と協働し、運動を楽しく、継続して行えるような環境の整備を勧めます。
--------	--

③ 介護予防の推進

【現状と課題】

フレイル（虚弱）は、加齢とともに心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことです。

フレイルは、運動機能の低下や口腔機能の低下に伴う低栄養などの身体的要因、認知機能の低下やうつなどの精神・心理的要因、閉じこもりや孤食などの社会的要因が重なることにより引き起こされます。これらの要因を予防していくことが必要となります。

【方向性】

- ・ 後期高齢者質問票によりフレイル状態の早期発見に努めます。
- ・ エビデンス（科学的な根拠）に基づくフレイル予防事業を実施します。
- ・ ふれあいサロンやいきいき百歳体操を身近な地域で参加できる体制を整備します。
- ・ 介護状態になっても重症化しないような取組を進めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに応じた心身の変化を自覚し、積極的に介護予防活動へ参加します。 ・ 介護予防を一緒に取り組む仲間をつくります。 ・ 介護予防に関する正しい知識を学びます。 ・ 介護状態になっても重度化しないよう、リハビリテーションなど維持・改善に取り組みます。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の通いの場の創出・運営を通して地域住民の交流を大切にし、元気で暮らせる仲間づくり、地域づくりに取り組みます。 ・ 介護状態になった方でも、地域とのつながりが持てるよ

	<p>う、声がけや見守りに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と協働して地域住民や従業員等の健康づくり、介護予防に取り組みます。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> フレイルの概念と対策の重要性について啓発します。 個々の能力や状態に応じた適切な評価によりフレイル状態になった高齢者を早期に発見し、適切な支援をします。 地域や企業と協働し、介護予防教室の実施、いきいき百歳体操の等の通いの場の創出及び普及に努めます。 介護状態になっても地域とつながり、住み慣れた地域で暮らせるよう、住民や地域関係団体と共同して支援します。

2 地域全体で高齢者を支える体制の整備

① 生活支援

【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築を目指し、個別の地域ケア会議や地域ケア会議が町内 15 区で実施され、地域で支えあい活動が実践されています。

高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進するために、各区を担当する生活支援コーディネーターを配置しています。

地域のふれあいサロン数は、町内に 40 か所が整備され地区社協や生活支援サポーターなどにより運営されています。地域課題を地域の力で解決しようという意識の醸成がみられます。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として年間 1,359 件（令和元年度実績）の相談に対応しています。一人暮らし高齢者の増加や、いわゆる「8050」問題など相談内容は複雑化しています。実態調査では、地域包括支援センターの認知度は、元気高齢者で 27.9%、県の 37.8% に比べ住民の認識は低いため、周知をしていく必要があります。

地域においては、車を持たない高齢者の買い物、通院などの足の確保が生活課題となっています。町では、地域交通に係る関係者や住民の代表などで組織する地域交通会議を令和 2 年（2020 年）から実施し検討を進めています。

また、町が実施する訪問理美容サービス、安心配食見守りサービス、介護者支援事業、緊急通報システムを継続し実施していく必要があります。

【方向性】

- ・「個別課題の解決」「地域課題の発見」につながる地域ケア会議を実施しま

- す。
- ・地域課題の解決のため、地域づくりや新たな資源の開発、政策形成を進めます。
 - ・地域包括支援センターの周知を行い、町民にとって必要とされる相談窓口になるようにその役割を果たします。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員として、お互い様の関係を築きます。 ・各地区の支え合い活動など地域に積極的に参画します。 ・「困った」ことを相談できるご近所づきあいをします。 ・困った時に相談する窓口を知り、相談窓口を利用します。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・お互い様の地域社会をつくれます。 ・地域の“困った”を発見し、解決に向けて行政や住民と協働し、解決に向けた取組を行います。 ・地域で社会的孤立を出さないために、地域のつながりを強化します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムについてわかりやすく周知します。 ・地域の“困った”を住民と地域と協働し、課題の解決に向けた取組を行います。 ・地域ケア会議の課題から課題解決のための施策を検討します。 ・重層的な相談体制を整備します。 ・幅広い年代への福祉教育から地域活動の担い手を支援します。 ・住民の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な説明を心がけます。 ・“高齢者の足”の確保について地域交通会議にて検討を進めます。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

【現状と課題】

平成 29 年（2017 年）4 月より通所型、訪問型の各種総合事業に取り組んできました。通所型サービス A1 のひと月の利用件数は、580 件（平成 29 年実績）から 859 件（令和 2 年見込み）が予想され、48%増となっています。

訪問型サービス A 利用者のひと月件数は 440 件（平成 29 年実績）から 519 件（平成 30 年実績）、489 件（令和元年実績）と推移し、令和 2 年には 454 件が見込まれています。

訪問型サービス C について、自立支援・重症化防止の観点から引き続き重点を置いて実施していくことが必要です。

地域での支え合い活動を主として各区単位で活動が広がっている生活支援について、現在、訪問型サービス B として 2 地区（沢区・長岡区）が総合事業の指定を受けて活動をしています。各区を担当する生活支援コーディネーターおよび地域包括支援センター地区担当職員によって、各地区の生活支援ニーズの掘り起こしがされています。

国は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者及び報酬単位について弾力化を可能とする方針を出しました。

（注）各サービス事業の概要については P 高齢者 30 に記載しています。

【方向性】

- ・介護予防・日常生活総合事業の推進をしていきます。
- ・生活支援体制整備事業によるコミュニティ開発を進めます。
- ・対象者や報酬単位の弾力化については、関係者と協議し決定していきます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	・個々の能力に応じて、地域社会の担い手として自分にできることを探し、積極的に地域に参画します。
地域や関係団体 （互助・共助）	・地域住民に地域の取組が見える化し、お互いさまの地域社会をつくっていきます。 ・住民一人ひとりが地域社会で安心して暮らし、貢献できる社会を目指します。
行政（公助）	・地域の取組を支援し、継続的な活動ができるよう伴走します。 ・事業の対象者や報酬単位の弾力化について検討します。

3 医療と介護が一体となった在宅サービスの推進

【現状と課題】

誰もが、住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らすことができるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護保険事業者等関係者と箕輪町医療と介護の連携検討会を開催し、医療と介護の連携を推進してきました。

医療と介護連携を支援する相談窓口を設置するとともに、住民の支援者である医療や介護の専門職の顔の見える関係づくりのための研修会や情報共有ツール、入退院時における連携のルール化、医療・介護の社会資源の見える化を進めてきました。

人生の最終段階を住み慣れた自宅で迎えたいと望む人の割合は、73.9%（高齢者実態調査による）ですが、健康推進課がまとめた令和元年（2019年）の町の死亡統計では、自宅又は住み慣れた施設で亡くなった方は26.0%でした。人生の最終段階においては、高齢者本人の状況を踏まえつつも、希望に応じていくことが重要であり、その人らしい人生の最終段階を迎えられる体制づくりが求められています。

往診のできる医療機関の減少や介護人材不足など地域における社会資源の不足が課題となっています。

【方向性】

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援を推進します。
- ・ 医療・介護関係者の情報共有を支援します。
- ・ 医療・介護関係者の研修等により多職種連携を推進します。
- ・ 人生の最終段階の迎え方について一人一人が家族と共に考える「人生会議」の必要性について普及啓発します。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none">・ かかりつけ医、薬剤師を持ちます。・ 講演会等に参加し、医療や介護に関する情報を得ます。・ 家族間で人生会議の話し合いの機会をもちます。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅医療、介護サービスの事業が顔の見える関係をつくれます。・ 在宅での看取りや入退院時に情報共有ツールを活用します。・ 多職種の協働・連携に関する研修に参加します。

行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護に係る相談窓口を設置します。 ・在宅医療・介護に係る情報発信し、普及啓発を行います。 ・多職種連携や人生会議*等の研修会を開催します。 ・町だけで解決できない課題に対しては、上伊那圏域の広域的な連携を図ります。
--------	--

4 認知症の人にやさしい地域づくり

【現状と課題】

令和7年（2025年）には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者になると見込まれています。また、高齢者世帯や老老介護が増加しており、認知症高齢者を抱える家族の介護負担は大きくなっています。

認知症についての啓発活動、認知症サポーター養成講座を行い認知症への理解を深めてきました。

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた支援により、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援が必要とされています。

認知症と疑われる方や認知症の方またその家族の初期支援を包括的、集中的に行う医療専門職による認知症初期集中支援チームを組織しています。すまいるサポート事業として認知症の方を見守るネットワークの登録団体は、100団体（令和3年1月末）となっています。認知症初期集中支援チームや安心見守りサービスの利用者、オレンジカフェ（認知症カフェ）の利用者は少なく、認知症の方で支援を必要としている方への、早期の支援が課題となっています。

また、65歳未満で発症する若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくいこと、本人や周囲の人が何らかの異常には気付くが受診が遅れるといった特徴があることから、若年性認知症の特性に配慮し、本人や家族の視点に立った対策を進める必要があります。

【方向性】

- ・安心して相談できる体制を整備します。
- ・認知症になっても安心して暮らせるよう、サービスや取り組みなどに関する普及啓発をしていきます。
- ・認知症当事者や家族の声を施策につなげる体制づくりの推進をします。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none">・地域活動に積極的に参加します。・認知症に関する正しい情報を得るため、学習会やオレンジカフェへ参加します。・困っている人を見かけたら、地域や行政と連携し、安心なまちづくりに貢献します。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none">・地域の高齢者の見守りを行います。・オレンジカフェやすまいるサポート事業に協力します。・かかりつけ医、認知症専門医、介護サービス提供者が連携するため、知って安心認知症ガイドブック（認知症ケアパス*を含む）を活用します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none">・認知症について相談しやすい体制を整備します。・すまいるサポート事業を継続し、地域の見守り体制をつくれます。・成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。・認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの啓発を行います。・若年性認知症についての普及啓発を進めます。

5 家族介護支援

【現状と課題】

実態調査では、介護者は、家庭介護を継続するにあたり「認知症への対応」「夜間の排泄介助」「外出の付き添い、送迎」に不安を感じています。また、介護保険サービスを本人が嫌がって利用しないという意見や、介護を家族以外の人に任せてよいか悩むなど、介護サービス利用に壁を感じる介護者も見られます。介護サービスについて理解を深めていくことが必要です。

仕事と介護を両立するためには、労働時間の柔軟な選択、介護休業・介護休暇等の制度の充実、制度を利用しやすい職場づくりなど働く環境の整備が重要です。

【方向性】

- ・仕事と介護の両立のため、介護休暇制度等の普及啓発に努めます。
- ・介護保険サービスに触れる機会を提供します。
- ・介護者に対する相談機能の向上に努めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスについて学びます。 ・介護休暇等の制度を活用します。
地域や関係団体 （互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所等は、住民に開かれた事業となるような活動を行います。 ・介護事業者等は、介護者に対して相談機能を果たします。 ・企業は、従業員が介護休暇等制度を利用しやすい職場づくりに努めます。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇制度等の普及啓発を図ります。 ・介護サービス等の制度の普及・啓発を行います。 ・包括支援センターは、相談機能の向上に努めます。

6 介護人材の養成・確保

【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築にあたり、地域で高齢者を支える質の高い介護人材の確保が重要とされています。しかし高齢化により生産年齢人口の減少がみられており、そのような社会情勢の中で、介護人材の確保ができない課題があります。また新たな感染症の流行により業務量が増加しており、職員の定着が図られにくく、介護の質の確保ができない課題があります。総合的な人材確保対策の取り組みを推進する必要があります。

【方向性】

- ・県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保や育成、ICTを活用した業務の効率化を図ります。
- ・事務負担の軽減策を講じます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事について理解を深め、相談しやすい関係を築きます。 ・可能な限り自立した生活が送れるよう、介護予防や健康づくりに努めます。
地域や関係団体 （互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用し業務の効率化に努めます。 ・介護職員のケア技術の向上の取組や、職員の職場での悩みを受け付ける相談窓口の整備や研修などに努めます。

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスやハラスメント対策に取り組みます。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度等が活用できるよう県と連携します。 ・箕輪町U・Iターン応援奨学金支援補助金を周知します。 ・外国人を対象として介護の仕事スタートアップ講座を実施します。 ・介護保険事業者連絡会において、職員相互の情報交換、連絡調整等から職員の質の向上を図る研修会を支援します。 ・介護職の事務負担の軽減策を講じます。 ・新規事業者の発掘を行い、支援します。 ・介護人材に関する実態の把握に努めます。

7 高齢者の住まいの確保

【現状と課題】

町内の持ち家率は95.5%と高く、住まいの困りごとはないように見える一方で、独居高齢者や高齢者世帯は増加傾向にあり、土地家屋の不動産をどのように管理していくか、将来的な空き家問題も含めて地域の課題となっています。

また、家族関係や生活困窮、障がい等の複合的な問題から自宅で暮らしていくことに困難さを抱えた方がいるため、住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの環境整備が必要となっています。

現在、町内には有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅があり、4つの法人により運営されています。

町が社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル箕輪に運営委託をしている生活支援ハウス*は、10部屋あり、4部屋が利用されています。

今後、高齢化の進行に伴い家族問題、障がい、介護、生活困窮等の複合的な問題を抱えた方の増加も見込まれるなかで、安定的な住まいの確保が課題となっています。

【方向性】

- ・一人暮らしに不安を感じている高齢者に対する住まいの確保として、生活支援ハウスの運営に努めます。
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく市町村高齢者居住安定確保計画の策定検討及び住宅確保要配慮者に対する賃借住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく協議会の設置を

検討します。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none">・将来の自分の財産のあり方について、家族や支援機関と話し合います。・将来自分がどこでどのように暮らしていきたいか考えます。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none">・空き家の周辺環境に目を配り、安心・安全な地域を目指します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none">・住み慣れた地域で暮らせる、安定した住まいの供給に努めます。・個別相談では、本人や家族の意向をふまえながら、安心して暮らし続けられる環境を関係部署や機関と連携し提案します。

8 安全・安心な暮らし確保

① 高齢者虐待の防止

【現状と課題】

地域包括支援センターへの虐待通報や相談は、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）の3年間で34件であり、その内67.6%を虐待と認定しています。虐待の事由は、養護者からの身体的虐待が多くみられています。

虐待に至る原因としては、介護者自身の疾病等による判断力の低下や病気への理解不足があり、介護者を孤立させない働きかけが重要です。

【方向性】

- ・関係機関と連携し虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・虐待事案に対応する職員の資質の向上に努めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none">・介護の不安について、身近な人や専門家に相談します。

地域や関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や介護者の、見守りや声掛けを行います。 ・虐待を疑った場合は、地域包括支援センターに相談します。 ・事業者は、虐待に関する研修会に参加します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護*に対する、適切な対応のため、研修により実践力の向上に努めます。 ・必要により措置を行います。

② 高齢者の権利擁護

現状と課題及び今後の方向性については、成年後見制度利用促進基本計画に記載しました。

③ 高齢者の消費生活

【現状と課題】

長野県南信消費生活センター及び町が住民から受けた消費生活に関する相談等は、81件（令和元年度）です。相談内容は、架空請求や電話勧誘に関するものが多く、携帯電話やパソコンでの有料サイト料金の架空請求などが見られます。

県内の特殊詐欺被害件数は125件（平成31年）で町内でも2件の被害がありました。被害者の80%が60歳以上であること、一人暮らし世帯よりも同居家族のいる世帯に多いことが県内の特徴となっています。

また、情報が拡散する現代社会において、フェイクニュース（風説・デマ）などによる買い占め行動などが社会問題となりました。このことから、正しい情報をもとに、賢い消費行動をとることに努める必要があります。

今後も町民に対する啓発、教育を継続していく必要があります。

【方向性】

- ・電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐ、電話機や装置の設置を推奨します。
- ・町消費者の会等各種団体と連携し、啓発活動を行います。
- ・賢い消費や道徳的な消費について啓発活動を行います。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺被害にあわないよう、家族で対応について話し合いを行います。 ・特殊詐欺被害を未然に防ぐ、電話機や装置について検討し、自衛に努めます。 ・少しでも不安になったら、身近な人に相談します。 ・町内の信頼できる事業者を積極的に利用することや、環境等に配慮した消費を心がけます。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の被害防止のため、見守りや声掛けを行います。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・町消費者の会等各種団体と連携し、啓発活動を行います。 ・消費生活センターの設置について検討します。 ・正しい情報、確かな情報の発信に努めます。 ・持続可能な地域の発展のため、地域や企業と協働して、消費者教育、情報発信に努めます。

④ 高齢者の交通安全対策の促進

【現状と課題】

町の全交通事故に占める高齢者の割合は増加しています。高齢者の事故の半数は、運転中であり、交差点での事故が3割～5割程度を占めています。

また、夜間の事故は重症化の傾向があり、高齢者が事故にあわない、起こさないための啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。

【方向性】

- ・交通安全教室等により交通安全の啓発に努めます。
- ・高齢者ドライバーによる交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納を促進していきます。
- ・夜光反射タスキ及びリストバンドの配布を行い、利用促進していきます。
- ・道路標識及び標示、防犯外灯等の整備に努めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールを順守します。 ・夜間外出するときは、夜光反射タスキ等を身に着けて、

	<p>交通事故にあわないようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許返納の時期について家族と話し合います。
地域や関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域一丸となって、交通安全意識の向上に努めます。 ・地域の危険個所について、対策を考え要望を行います(カーブミラー、看板等の設置及び修繕)。
行政(公助)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心パトロール隊による交通安全活動を実施します。 ・夜光反射タスキ等の配布及び利用啓発を行います。 ・交通安全協会と連携した交通安全の出前講座を実施します。 ・道路及び交差点の環境整備と、道路標識及び標示、防犯外灯等の整備を実施します。

⑤ 災害への対応

【現状と課題】

近年、全国的に自然災害が多発しており、高齢者が犠牲となるケースがみられています。少子高齢化に伴い、要配慮者の増加がみられるため、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る必要があります。

地域では支え合いマップが作成されていますが、日頃から支えあいマップの活用等を行ない、災害に対する住民の意識を高めていく必要があります。

災害時において、災害に対する情報を適時適切に発令するとともに、高齢者等の要配慮者へは、災害情報が届きにくい特徴があることも配慮し、多様な手段の活用により、高齢者等の要配慮者一人一人に的確に伝わるようにしていきます。

また、令和元年度(2019年)後半には国内で新型コロナウイルス感染症が発生しています。高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いいため、罹患した場合には重症化する可能性があります。そのため、平常時から感染症対策に努めるとともに、県や関係機関等と連携をとり、感染対策を進めていきます。

【方向性】

- ・住民一人一人へ、災害に対する情報が行き届くように、多様な情報発信に努めます。
- ・支え合いマップを活用した地域の防災活動を推進していきます。
- ・避難行動要支援者名簿の整備をしていきます。
- ・県や関係機関と連携をとり、高齢者施設等の感染症対策に努めます。

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や新たな感染症について正しい知識を学びます。 ・防災訓練等に積極的に参加します。 ・日ごろから手洗い、うがいなどの基本的な感染症予防対策をします。 ・地域の事業所等に協力します。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で防災訓練等を実施します。 ・地域で防災マップ等を作成し、危険個所を把握します。 ・地域支え合いマップを作成し、支援を必要とする方の把握に努め、災害時の対策を行います。 ・高齢者事業所は防災計画や業務継続計画を策定します。 ・地域住民と協力し、防災訓練等に取り組みます。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・箕輪町地域防災計画に基づき、関係機関と連携しながら、防災対策の充実を図ります。 ・防災や感染症対策に関する情報を発信します。 ・避難行動要支援者名簿を整備します。

9 保健福祉事業・生活支援サービスの充実

（1）在宅サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう生活支援、介護者支援、住宅環境の整備など、一人ひとりにあった支援を推進します。

① 生活支援サービス

事業名	事業の概要
軽度生活支援	在宅の一人暮らし高齢者の自立した生活の継続と、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活の支援を行います、
生活管理指導短期宿泊	高齢者を介護する者が家庭において介護が困難になった場合、その高齢者の方が一時的に福祉施設に宿泊できるように支援します。
訪問理美容サービス	外出が困難な高齢者の方が、訪問による理美容サービスを利用する経費の一部を助成します。
安心配食見守りサービス	定期的に見守りの必要がある高齢者の方が、見守り支援を受けることで、安全安心な生活

	が送れるように。配食時に安否確認を行います。
緊急通報システム設置サービス	急病や災害時の非常事態に備えて、緊急通報装置を設置します。
救急医療キット配布	救急時に必要な情報を保管するための救急医療キットを配布します。
高齢者タクシー料金助成	通常な交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

② 介護者支援サービス

事業名	事業の概要
介護者支援	在宅で要介護者を介護する者のリフレッシュを図るため、各種施設等を利用する場合に要する経費の一部を助成します。
重度要介護高齢者等介護手当	在宅で重度の要介護者等を介護している介護者に対し介護手当を支給します。

③ 高齢者の住環境の整備

事業名	事業の概要
高齢者にやさしい住宅改良促進	住み慣れた自宅により快適な生活ができるように、住宅の改良に要する費用の一部を助成します。

④ その他の事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び成年後見等の報酬の一部の助成を行います。
地域密着型サービス事業所居住費等助成事業	認知症対応型生活介護*の居住費、小規模多機能居宅介護*及び看護小規模多機能居宅介護*の宿泊費の一部を助成します。

(2) 施設福祉サービス

高齢者へのサービスの拠点となる福祉施設の基盤整備を図り、高齢者の地域活動や福祉の増進が総合的に提供される場の環境づくりに努めます。

施設の種類	施設の概要
養護老人ホーム	経済的・環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、基準に基づいた入所措置を行い高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。上伊那福祉協会へ委託しています。
有料老人ホーム	1人以上の高齢者を入居させ、日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリーの構造や設備などを備え、介護や医療と連携し高齢者の暮らしを支援するサービスを提供する施設です。長野県が計画的に指定を行います。
生活支援ハウス	高齢者が安心して生活が送れるように、介護支援機能、住宅機能、交流機能を総合的に提供します。グレイスフル箕輪へ委託しています。

施設の数及び定員

施設の種類	現状			目標
	2018年度	2019年度	2020年度	2023年度
養護老人ホーム	2	2	2	2
	120	120	120	90
有料老人ホーム	3	3	3	3
	34	34	34	34
サービス付き高齢者向け住宅	2	2	2	2
	54	54	54	54
生活支援ハウス	1	1	1	1
	10	10	10	10

上段 施設数 (件) 下段 定員 (人)

10 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険法における要支援認定者や認定に至らない人でも生活に支援が必要な方に対して、要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減、悪化の防止、自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

	事業名	事業の概要
訪問型サービス	訪問型サービス A	指定事業所による訪問介護サービスを提供します。
	訪問型サービス B	地区組織やボランティア団体等、住民主体の生活支援サービスを提供します。
	訪問型サービス C	指定リハビリテーション事業所の専門職によるリハビリテーションを短期間に集中的に提供します。
	訪問型サービス D	地域の実情に応じて、住民主体による移送サービスを提供します。
通所型サービス	通所型サービス A1	指定事業所による通所介護サービスを提供します。
	通所型サービス A2 (いきいき塾)	公民館等の公共施設において介護予防活動を提供します。
	通所型サービス B	住民主体による通いの場を提供します。

第3章 介護保険制度の基盤整備

第1節 介護保険サービス量の見込み

1 介護予防サービス費の見込み

	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,076	4,078	4,078	4,078	4,305	5,135
	回数(回)	63.5	63.5	63.5	63.5	67.3	79.6
	人数(人)	13	13	13	13	14	16
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,439	1,440	1,440	1,440	1,646	1,851
	回数(回)	41.3	41.3	41.3	41.3	47.2	53.1
	人数(人)	7	7	7	7	8	9
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	251	296	296	296	296	296
	人数(人)	6	7	7	7	7	7
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	27,631	28,663	29,171	29,679	32,500	35,828
	人数(人)	58	60	61	62	68	74
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,197	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198
	日数(日)	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
	人数(人)	4	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	102	102	102	102	102	102
	日数(日)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	7,642	8,100	8,363	8,558	9,338	10,051
	人数(人)	118	125	129	132	144	155
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	442	442	442	442	442	442
	人数(人)	2	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	人数(人)	2	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	808	808	808	808	808	808
	人数(人)	1	1	1	1	1	1

		2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	7,848	8,073	8,128	8,237	9,006	9,775	9,720
	人数(人)	143	147	148	150	164	178	177

2 介護サービス費の見込み

		2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	62,396	51,876	53,174	54,785	61,447	70,223	73,839
	回数(回)	1,672.1	1,361.8	1,397.0	1,439.6	1,617.5	1,857.7	1,957.9
	人数(人)	105	90	92	94	105	119	124
訪問入浴介護	給付費(千円)	8,464	8,469	8,469	9,070	9,914	9,914	11,008
	回数(回)	58.1	58.1	58.1	62.2	68.0	68.0	75.5
	人数(人)	17	17	17	18	20	20	22
訪問看護	給付費(千円)	53,059	55,716	57,502	57,626	63,101	69,367	72,977
	回数(回)	710.8	746.7	770.4	771.7	845.1	928.8	978.8
	人数(人)	114	119	123	123	135	148	155
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	20,601	20,816	21,334	20,816	23,184	24,829	26,444
	回数(回)	586.5	592.2	607.3	592.2	659.5	706.0	752.4
	人数(人)	53	54	55	54	60	64	68
居宅療養管理指導	給付費(千円)	5,784	5,880	6,047	6,213	6,610	7,193	7,531
	人数(人)	86	88	91	92	98	107	113
通所介護	給付費(千円)	139,754	125,329	126,747	126,283	140,305	155,220	163,377
	回数(回)	1,473.9	1,330.6	1,339.5	1,340.0	1,483.8	1,638.5	1,708.8
	人数(人)	162	147	148	148	164	181	189
通所リハビリテーション	給付費(千円)	88,736	90,130	92,700	92,956	100,554	109,172	113,483
	回数(回)	827.0	840.6	863.6	868.5	942.1	1,022.0	1,059.7
	人数(人)	117	119	122	123	134	145	150
短期入所生活介護	給付費(千円)	92,376	68,837	72,309	69,617	77,194	87,335	94,659
	日数(日)	893.0	658.4	691.8	667.2	741.0	838.8	907.6
	人数(人)	84	70	73	72	79	88	94
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	46,536	46,545	47,044	47,044	50,387	53,935	57,482
	日数(日)	361.8	362.1	366.1	366.1	393.3	420.8	448.3
	人数(人)	30	30	30	30	33	35	37
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	59,393	60,343	62,286	62,261	67,434	73,379	76,831
	人数(人)	380	388	400	402	436	474	491
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,566	1,566	1,566	1,566	1,770	2,032	2,032
	人数(人)	7	7	7	7	8	9	9
住宅改修費	給付費(千円)	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443
	人数(人)	4	4	4	4	4	4	4
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	57,386	69,614	69,614	71,885	74,155	81,111	86,382
	人数(人)	25	30	30	31	32	35	37

		2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	99,786	102,509	105,330	105,327	115,051	125,135	128,847
	回数(回)	909.0	935.3	957.7	961.7	1,048.1	1,141.1	1,171.9
	人数(人)	106	109	112	112	122	133	137
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,563	2,564	2,564	2,564	2,564	5,128	5,128
	回数(回)	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	35.2	35.2
	人数(人)	1	1	1	1	1	2	2
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	12,871	75,666	75,666	75,666	75,666	83,228	83,228
	人数(人)	4	20	20	20	20	22	22
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	116,029	116,093	116,093	122,812	129,054	141,981	148,667
	人数(人)	36	36	36	38	40	44	46
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	2,816	2,818	2,818	2,818	2,818	2,818	2,818
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	71,002	71,041	71,041	71,041	71,041	71,041	71,041
	人数(人)	23	23	23	23	23	23	23
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	425,061	441,713	441,713	444,805	467,402	503,164	539,007
	人数(人)	133	138	138	139	146	157	168
介護老人保健施設	給付費(千円)	284,640	284,798	284,798	308,675	326,089	363,288	384,186
	人数(人)	84	84	84	91	96	107	113
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	47,366	52,166	56,965	56,965
	人数(人)	0	0	0	10	11	12	12
介護療養型医療施設	給付費(千円)	43,731	43,755	43,755				
	人数(人)	10	10	10				
(4) 居宅介護支援								
給付費(千円)	94,472	95,406	97,274	97,573	105,938	115,046	119,097	
人数(人)	512	517	527	530	576	625	645	

※ 第8期は、新たなサービスとして看護小規模多機能居宅介護、小規模多機能居宅介護事業が開始予定です。

3 総給付費

	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
合計	1,847,071	1,901,297	1,920,483	1,960,220	2,090,098	2,283,671	2,396,565
在宅サービス	916,600	941,698	960,884	961,051	1,037,606	1,133,536	1,177,732
居住系サービス	177,039	189,333	189,333	198,323	206,835	226,718	238,675
施設サービス	753,432	770,266	770,266	800,846	845,657	923,417	980,158

4 施設サービス利用者数

	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
総数	227	232	232	240	253	276	293
うち要介護4・5(人)	133	137	137	138	146	158	170
うち要介護4・5の割合(%)	58.6	59.1	59.1	57.5	57.7	57.2	58.0

第2節 地域支援事業について

1 介護予防・日常生活支援総合事業

単位:円(括弧書きの数値を除く)

サービス種別・項目	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
訪問介護相当サービス	0	0	0	0	0	0	0
(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
訪問型サービスA	5,789,000	5,922,000	5,934,000	6,188,000	6,968,317	6,630,313	6,255,370
(利用者数:人)	(41)	(42)	(43)	(44)	(39)	(37)	(35)
訪問型サービスB	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
訪問型サービスC	664,000	886,000	1,107,000	1,329,000	883,327	862,102	840,685
訪問型サービスD	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	0	0	0	0	0	0	0
(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
通所型サービスA	17,389,000	17,887,000	18,354,000	19,038,000	23,018,417	21,901,892	20,663,342
(利用者数:人)	(75)	(76)	(78)	(81)	(71)	(67)	(64)
通所型サービスB	324,000	324,000	324,000	324,000	324,000	324,000	324,000
通所型サービスC	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	6,794,000	6,794,000	6,794,000	6,794,000	6,794,000	6,794,000	6,794,000
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	10,246,000	10,302,000	10,469,000	10,629,000	9,225,327	9,003,662	8,779,981
介護予防把握事業	0	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	8,773,000	8,880,000	8,990,000	9,215,000	13,866,678	13,533,490	13,197,273
地域介護予防活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	318,000	321,000	323,000	329,000	371,738	362,806	353,793

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：円

サービス種別・項目	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	43,695,000	43,575,000	43,963,000	43,727,000	41,497,249	42,123,285	44,079,648
任意事業	2,954,000	2,954,000	2,954,000	2,954,000	2,954,000	2,954,000	2,954,000

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：円

サービス種別・項目	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
在宅医療・介護連携推進事業	4,887,000	4,887,000	4,887,000	4,887,000	4,887,000	4,887,000	4,887,000
生活支援体制整備事業	15,336,000	15,336,000	15,336,000	15,336,000	15,336,000	15,336,000	15,336,000
認知症初期集中支援推進事業	2,210,000	2,210,000	2,210,000	2,210,000	2,210,000	2,210,000	2,210,000
認知症地域支援・ケア向上事業	4,126,000	4,126,000	4,126,000	4,126,000	4,126,000	4,126,000	4,126,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

4 地域支援事業費総事業費

単位：円

	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
介護予防・日常生活支援総合事業費	50,333,000	51,352,000	52,331,000	53,882,000	61,487,804	59,448,265	57,244,444
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	46,649,000	46,529,000	46,917,000	46,681,000	44,451,249	45,077,285	47,033,648
包括的支援事業(社会保障充実分)	26,619,000	26,619,000	26,619,000	26,619,000	26,619,000	26,619,000	26,619,000
地域支援事業費	123,601,000	124,500,000	125,867,000	127,182,000	132,558,053	131,144,550	130,897,092

第3節 介護給付費等適正化事業

【現状と課題】

適正化事業における要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療費との突合、介護給付費通知の主要5事業のうち要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施してきました。

これらの事業は継続的实施が効果的であり、今後も現在の事業の方法を工夫・変更しながら実施する必要があります。特に介護支援専門員へのケアプラン点検では、介護支援専門員と問題点や課題を共有し利用者の自立支援を目的としたケアプラン作成等、ケアプランの質の向上を目指していく必要があります。

また地域密着型サービス事業所において集団指導や実施指導を行い適正な事業運営を支援するとともに介護給付の適正化を図っていくことも必要です。

【方向性】

(1) 要介護認定の適正化

認定調査員間での調査基準の平準化、意見交換のため毎月、認定調査員定例会を開催するほか認定調査に関する研修会に参加するよう努めます。

(2) ケアプランの点検等介護支援専門員の資質の向上

毎月ケアマネージャー連絡会を開催し、年6回はケアマネージャーの資質向上のための研修会を実施します。

利用者の自立支援のためのケアプラン点検を実施します。

ケアマネージャーが介護保険サービスだけでなく地域資源を活用できるように支援します。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修等の点検については訪問調査、改修前点検を行い、改修内容の点検を行います。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会からの情報を活用し点検を実施します。

(5) 地域密着型サービス事業所における集団指導・実地指導

地域密着型サービス事業所において集団指導、実地指導を行います。

第4節 介護保険料について

第8期保険料基準額 月額 5,000 円

各段階の要件		本人要件	世帯要件	第8期				
				段階	保険料率	月額保険料 (単位:円)		
生活保護世帯		生活保護						
老齢福祉年金受給		非課税	非課税	1	0.5	2,500		
合計所得金額 + 課税年金 収入額	80万円以下			2	0.73	3,650		
	80万円超 120万円以下			3	0.75	3,750		
	120万円超			課税	課税	4	0.9	4,500
	80万円以下					5	1.00	5,000
	80万円超					6	1.24	6,200
合計所得金額	120万円未満	7	1.28			6,400		
	120万円以上 190万円未満	8	1.32			6,600		
	190万円以上 210万円未満	9	1.52	7,600				
	210万円以上 320万円未満	10	1.55	7,750				
	320万円以上 500万円未満	11	1.75	8,750				
	500万円以上							

低所得者の介護保険料の軽減措置については、介護保険条例に基づき行います。

介護保険料の見込み

	第7期	第8期	2025（令和7）年度	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度	2040（令和22）年度
保険料基準額（月額）	5,000円	5,000円	5,635円	6,169円	6,896円	7,550円
保険料の伸び（第7期を100とした場合）		100%	112.7%	123.4%	137.9%	151.0%

第8期保険料は、介護保険給付準備基金を取り崩す予定で基準額を設定しました。

（参考） 町の介護保険料の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
町	2,290円	2,830円	3,570円	3,710円	4,300円	5,000円	5,000円
全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円

第4章 事業の評価

本計画の施策を地域の実情に即したより実効性のあるものとするために、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況を分析し評価する必要があります。そのため、第4章では第2章第2節の施策の推進についての評価指標をまとめました。

各施策の取組経過の目標達成度及び国の保険者機能強化交付金等の評価結果を、地域包括ケアシステム推進協議会において評価を行います。また、これらの結果を次期事業計画に反映させていきます。

今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議事項	前期計画の実績報告	課題・論点の整理	第9期計画策定における審議
調査等		高齢者実態調査等	

1 生きがいがづくり・健康づくり・介護予防の推進					
1-①生きがいがづくり					
取組の体制	組織	住民団体、長寿クラブ、地域ふれあいサロン代表者、民生委員、生活支援コーディネーター、介護支援専門員、医療福祉専門職、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等、地域高齢者の居場所・活躍の場所づくりについてニーズを把握し、地域の関係団体と協議して社会資源の立ち上げを行う。 ・総合事業・要支援者に対し自立支援の視点で個別ケア会議を行い、個人の自立支援・地域課題の抽出を行う。 			
	現状 (令和元年度)	地域ケア会議：14回／年 自立支援型個別ケア会議：1回／年			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいがづくり（一人一人が家庭や地域での役割を担い楽しく暮らせるような活動や、様々な通いの場）について、介護予防ガイドや広報みのわなどで普及啓発する。 ・生きがいがづくりについて、地域ふれあいサロン代表者会、民生委員会、区長会、出前講座などの場などで普及啓発をする。 ・地域ケア会議や、地域の関係団体と協議の場をもち、通いの場の立ち上げ支援を行う。 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	通いの場の数※1	163か所 (平成30年度)	新規に3か所増える		
	出前講座の実施回数	46回／年 (令和元年度)	50回／年	55回／年	61回／年
取組の成果	指標	現状※2 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生きがいを持った高齢者の割合	元気 56.0% 居宅 30.1%	—	—	元気 61.0% 居宅 35.0%
	グループ活動への参加率	元気 54.6% 居宅 19.5%	—	—	元気 60.0% 居宅 25.0%
	幸福度8以上の人の割合	元気 48.5% 居宅 30.5%	—	—	元気 54.0% 居宅 36.0%
	健康感（「まあよい」以上）の割合	元気 80.5% 居宅 52.2%	—	—	元気 86.0% 居宅 58.0%
	友人・知人と会う頻度（月に何度かある以上）の割合	元気 67.4% 居宅 41.6%	—	—	元気 73.0% 居宅 47.0%
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査(令和元年度) 社会資源調査、事業実績による				

※1 いきいき百歳体操、公民館で行っている住民主体の団体、地域ふれあいサロン

※2 元気＝「元気高齢者」、居宅＝「居宅要支援・要介護高齢者」

1-②健康づくり					
取組の体制	組織	医師会、歯科医師会、いきいき塾委託事業所、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携により、計画内容、事業の進捗状況等情報共有を図る。 ・後期高齢者質問票の結果やKDBから健康課題を分析し、健康課題に向けて事業企画を行う。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進課、福祉課との協議 12回/年 ・医師会、歯科医師会の開催 3回/年 ・いきいき塾委託事業所との連絡会 6回/年 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の者（健診結果BMI20未満の者のうち、前年度より-2キロ体重減少がある者など）への管理栄養士による保健指導 ・健診時の後期高齢者質問票にて、口腔機能の低下のリスクのある者への歯科衛生士による保健指導 ・高血圧・糖尿病の重なりのある対象者への保健指導 ・出前講座での健康教育・保健指導 ・健診受診率向上に向けた普及啓発 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	低栄養の者の割合※1	9.8% (令和2年度)	9.8%以下	9.8%以下	9.8%以下
	運動習慣なしの人の割合※2	55.5% (令和元年度)	55.5%以下	55.5%以下	55.5%以下
	口腔機能低下のリスクのある人数※1	34.0% (令和2年度)	34.0%以下	34.0%以下	34.0%以下
	出前講座の実施回数	46回 (令和元年度)	50回/年	55回/年	61回/年
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	一人当たり医療費	863.204円	前年度からの伸び率が県と同程度または維持	前年度からの伸び率が県と同程度または維持	前年度からの伸び率が県と同程度または維持
	健診受診率	13.1%	前年度からの伸び率が県と同程度または維持	前年度からの伸び率が県と同程度または維持	前年度からの伸び率が県と同程度または維持
	要介護（要支援）認定率	13.8%	—	—	15.0%未満
	介護保険新規申請者（第1号保険者）の平均年齢	男性 85.2歳 女性 85.6歳	維持または上昇	維持または上昇	維持または上昇
参考にした調査等	国保データベース（KDB）（令和元年度） 箕輪町健康増進計画（2019年-2026年）に基づく評価指標 後期高齢者健診実績（令和2年度）、要介護認定情報、事業実績				

※1 後期高齢者健診データによる。

※2 健康スコアリング（KDB）による

1-③介護予防の推進					
取組の体制	組織	住民団体、長寿クラブ、地域ふれあいサロン代表者、民生委員、生活支援コーディネーター、介護支援専門員、医療福祉専門職、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等で地域高齢者の居場所、活躍の場所づくりについてニーズ把握し、地域関係団体と協働して社会資源の立ち上げを行う。 ・住民団体等からの依頼に基づく出前講座の開講、課題の抽出 ・後期高齢者質問票の活用、健康不明者の訪問、庁内連携、民生委員との連携などにより、フレイル状態の方の早期発見に努め、必要に応じて個別指導や社会資源につなげる。 ・総合事業、要支援者に対し自立支援の視点で個別ケア会議を行い、個人の自立支援、地域課題の抽出を行う。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議：14回/年 ・自立支援柄個別ケア会議：1回/年 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等、地域の関係団体との協議、立ち上げ支援 ・出前講座での介護予防・社会参加促進に関する普及啓発 ・各種広報媒体によるフレイル予防や通いの場の普及啓発 ・町主催の介護予防事業の実施 ・介護予防セミナーの実施 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護予防に資する通いの場の数 ※1	122か所 (平成30年度)	新規に3か所増える		
	出前講座の実施回数	46回 (令和元年度)	50回/年	55回/年	61回/年
	アクティブシニア教室の定員充足率	117% (令和2年度)	100%	100%	100%
	はっらっ健康講座の参加者数	52人 (令和元年度)	50人	50人	50人
	介護予防セミナーの開講数・参加人数	1回・153人 (令和元年度)	1回・150人	1回・150人	1回・150人
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	いきいき百歳体操延べ参加者数	9,928人	前年度以上	前年度以上	11,000人
	介護予防の取組む人の割合	35.4%	—	—	40.0%
	「フレイル」の認知度	8.6%	—	—	20.0%
	要介護（要支援）認定率	13.8%	—	—	15.0%未満
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査(令和元年度) 社会資源調査、事業実績による				

※1 住民主体の月1回以上の定期的な通いの場（いきいき百歳体操、地域ふれあいサロン、公民館活動）

2 地域全体で高齢者を支える体制の整備					
2-①生活支援					
取組の体制	組織	地区組織、住民団体、町社会福祉協議会、民間企業、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケア会議、地域ケア会議を通して地域課題を発見し、解決に向けた取り組みを検討。町全他の取り組みは地域包括ケアシステム推進協議会で検討 ・庁内各課、社会福祉協議会と連携し、困りごと相談を実施 ・民間事業者による巡回営業が行われ、高齢者の買い物の機会を提供している。 ・住民の“足”について、地域交通会議で検討している。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケア会議：15回/年、地域ケア会議：14回/年 ・地域包括ケア推進協議会：1回/年 ・重層的支援体制の構築について庁内で検討中 ・地域交通会議：4回/年 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活の困りごとに関する企業や行政の相談体制などを地区組織に説明し、地域との連携を深める。 ・個別、地域ケア会議を通して地域課題を抽出し、住民と地域と協働し、解決に向けた取り組みを行うとともに、地域包括ケアシステム推進協議会に施策提言を行う。 ・介護保険証の発送時に合わせて、地域包括支援センターの取り組みを知ってもらうための広報活動を行う。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域福祉活動推進員説明会実施地区数	15地区	15地区	15地区	15地区
	支え合い活動実施地区数	15地区	維持	維持	維持
	地域包括ケアシステム推進協議会の施策提言数	3案件※1			
	介護保険証発送と合わせた広報活動回数	—	12回	12回	12回
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域包括支援センター認知度	元気：27.9% 居宅：35.6%	—	—	元気：35.0% 居宅：40.0%
	何かあった時の相談相手 (行政・センター)	元気：20.8% 居宅：13.6%	—	—	元気：25.0% 居宅：18.0%
	「困ったときに気軽に頼める人がいる」以上の近所づきあいの割合	元気：60.8% 居宅：45.5%	—	—	元気：65.0% 居宅：50.0%
	高齢者に関する相談件数 (参考値)	1,359件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	社会関係資本及び地域愛着感に関する指標 (参考値)	資料記載のとおり	—	—	調査報告
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査（令和元年度） 社会関係資本及び地域愛着感に関する調査（令和元年度）※町独自調査事業実績による				

※1 介護保険料に関すること、総合事業の弾力化に関すること、通所型サービスA2の事業所評価によるインセンティブ付与の3案件

2-②介護予防・日常生活支援総合事業					
取組の体制	組織	地区組織、住民団体、町社会福祉協議会、民間企業 医療機関、事業所連絡会、ケアマネージャー連絡会、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 各區で取り組む支え合い活動から、地域ケア会議等を経て2地区が訪問型サービスB事業所として活動している。 通所型サービスA2の利用者の少ない会場の地区に対して地域ケア会議を実施し、健康状態の心配な方などにアプローチしている。 介護保険サービス等利用のない地域高齢者に対して、保健師や民生委員が訪問等を行い、必要があれば総合事業につなげている。 サービス事業所一覧を作成し、ケアマネージャー連絡会で情報提供を行い、新規事業所や製品などの紹介を行っている。 地域包括ケアシステム推進協議会において、総合事業対象者や報酬単位の弾力化、通所型サービスA2のインセンティブ付与※2について協議した。 			
	現状※1 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケア会議：15回/年、地域ケア会議：14回/年 訪問A：3事業所 訪問B：2事業所 訪問C：2事業所 通所A1：6事業所 通所A2※3：3事業所・9会場 通所B：1事業所 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関して心配な方や介護予防に興味のある方に地域ケア会議や民生委員会を通して広報していく。 総合事業対象者の弾力化を図り、住民主体のサービス(訪問型サービスB・Dや通所型サービスB)の維持・普及を図る。 事業者の新規参入など社会資源の創出を行う。 医療介護連携やケアマネージャー連絡会を通して、訪問型サービスCの普及啓発を行い、利用者の増加を図るとともに、終了後のつながりを検討していく。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	民生委員会や地域ケア会議 を通じた広報活動回数	—	4回	4回	4回
	住民主体のサービス事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
	新規参入事業者数	—	計画期間中に1事業者以上		
	訪問型サービスC の利用者数・回数	6人 75回	6人 108回	8人 144回	10人 180回
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	第1号被保険者に対する基本 チェックリストによる 総合事業対象者の割合	2.2%	2.5%	2.5%	2.5%
	通所型サービス A2の利用者数	86人	96人	96人	96人
	通所型サービスA2 インセンティブA評価 対象者割合	—	65.0%	65.0%	65.0%
参考にした 調査等	事業実績による。				

※1 町内事業所に限るもので、活動実績がない事業所数は除いた。

※2 利用者の年間出席率に応じたインセンティブを付与するもの ※3 いきいき塾

3 医療と介護が一体となった在宅サービスの推進					
取組の体制	組織	上伊那地域在宅医療・介護連携推進研究会（上伊那構成8市町村及び上伊那広域連合） 医療と介護の連携検討会、地区組織、住民団体、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 上伊那全体で取り組む事項（入退院連携ルール、多職種ミーティング等）については、上伊那広域連合で主催する研究会等において広域的な課題について話し合っている。 多職種による医療と介護の連携検討会を実施し、「医療と介護の連携に関すること」「地域包括ケアシステムの構築に関すること」について検討をし、取組を推進している。 			
	現状 (令和元年度)	上伊那地域医療・介護連携推進事業研究会：1回 医療と介護の連携検討会：2回 医療機関数：10か所、歯科医療機関：9か所、薬局：10か所 居宅介護支援事業所：18か所、訪問看護事業所：4事業所			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 人生会議等、人生の最終段階に向けた普及啓発活動の実施（出前講座、公民館講座） 専門職向けの研修、事例検討会の実施 情報連携ツールの検討（お薬手帳カバー、救急キット） 地域密着型サービスをより利用しやすくするため、居住費の軽減措置を行う事業所に対する助成など、在宅療養を支える社会資源への支援 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域住民向けの普及啓発	1回・107人 <small>在宅医療介護連携シンポジウム</small>	80人	80人	80人
	専門職向け研修の参加人数	1回・37人 <small>在宅医療介護連携推進フォーラム</small>	計画期間中、50人		
	多職種事例検討会の参加人数	3回・113人	20人	20人	20人
	在宅介護連携支援センター相談件数	14件	20件	20件	20件
	独居高齢者への救急キット配布率	12.2%	年末の数値を報告	年末の数値を報告	20.0%
	お薬手帳カバー配布数	—	200枚	200枚	200枚
	地域密着型サービス等社会資源の創出	1事業所 <small>(看護小規模多機能型居宅介護)</small>	計画期間中、1事業所		
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	在宅死亡率の割合(自宅+施設)	26.0%	年末の数値を報告	年末の数値を報告	年末の数値を報告
	かかりつけ医をもつ高齢者の割合	元気：88.0%	—	—	元気：93.0%
	人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがある高齢者の割合	元気：44.0%	—	—	元気：50.0%
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査（令和元年度） 死亡統計（町健康推進課）、事業実績による。				

4 認知症の人にやさしい地域づくり					
取組の体制	組織	地区組織、すまいる登録団体、住民団体、町社会福祉協議会、民間企業、医療機関、事業所連絡会、ケアマネージャー連絡会、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ実施団体、家族会、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が認知症について正しい知識を持ち、地域での見守りができるよう、サポーター養成講座やすまいる登録団体の加盟促進、認知症（オレンジ）カフェの実施など、多様なチャンネルを用いて、普及啓発活動を行っている。 ・認知症カフェを実施し、当事者や家族の語り合い、相談支援、住民に対する予防や啓発の場所として取り組みを続けている。 ・医療機関と連携した認知症初期集中支援チームとの取組により、認知症の初期相談に対応している。 			
	現状 (令和元年度)	すまいる登録団体：91 団体 認知症カフェ実施団体：4 事業者・5 会場 認知症地域支援推進員：3 人 認知症初期集中支援チーム：2 チーム			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報の発信、当事者や家族の参加等、共生と予防を意識した認知症フォーラム等啓発活動を行う。 ・認知症サポーター養成講座の実施により認知症に関する正しい理解と当事者にやさしい地域づくりをする。 ・認知症当事者や家族の語り、家族支援、普及啓発、予防の場として、認知症カフェを実施する。 ・早期発見、早期対応できるよう相談窓口として認知されるよう広報を行い、初期集中支援の対象者をリストアップし、医療や介護保険サービス等につないでいく。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	認知症フォーラム等の啓発活動の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
	認知症サポーター養成講座の実施回数・サポーター数	13 回 381 人	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	認知症カフェ参加者数	662 人	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	初期集中支援支援対象数	19 人	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	40 人
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	認知症の症状を「ほとんど」「全く」知らない高齢者の割合	元気：11.8%	—	—	8.0%以下
	認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	元気：16.3% 居宅：26.6%	—	—	元気：21.0% 居宅：31.0%
	認知症に関する相談件数 (参考値)	430 件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査（令和元年度）事業実績による。				

5 家族介護支援					
取組の体制	組織	ケアマネージャー連絡会、事業所連絡会、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャー連絡会にて自立支援を意識したケアプラン作成のための研修会を開催している。 ・要支援認定者、総合事業対象者の入浴支援や家事支援において、自立支援型個別ケア会議にて専門職の助言を受けている。 ・多様で複合的な課題を抱えているケースについて、個別ケア会議を開催し、課題解決に向けて検討している。 			
	現状 (令和元年度)	ケアマネージャー連絡会：12回（うち、研修6回） 自立支援型個別ケア会議：2回			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町が示すケアプランに関する基本指針のもと、本人の意思や家族の思いに寄り添い、適切なケアプランとなるよう研修を行なう。 ・プランナーの新しい視点（気づき）を促し、その人らしい生活ができるよう、専門職の助言を受ける自立支援型個別ケア会議を開催する。 ・企業や介護者に対し介護休暇等制度の普及啓発を行う。 ・総合福祉券（やすらぎチケット）、介護手当等、在宅介護を行う介護者に対する経済的負担の軽減を行う。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ケアマネージャー連絡会研修会の開催	6回	6回	6回	6回
	自立支援型個別ケア会議の開催	2回	1回	1回	1回
	介護休暇制度等普及啓発の回数	—	2回	2回	2回
	家族介護支援の予算額	13,400千円	必要な予算措置を講ずる。		
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護を理由とする過去1年間の離職者数	6.9%(35人) (令和元年度)	—	—	割合又は人数の減少
	労働時間を調整して働いている介護者数	45.7%(69人) (令和元年度)	—	—	割合又は人数の増加
	就労している介護者のうち、今後も働き続けられる介護者数	65.6%(99人) (令和元年度)	—	—	割合又は人数の増加
	介護負担感の「大きい」介護者の割合	身体的：49.7% 精神的：66.5% 経済的：18.7%	—	—	身体的：45.0% 精神的：60.0% 経済的：15.0%
	「できる限り在宅でみたい」介護者の割合	84.5%	—	—	90.0%
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査（令和元年度） 主介護者アンケート（平成30年度）※町独自調査				

6 介護人材の養成・確保					
取組の体制	組織	主任ケアマネの会、事業所連絡会、ボランティア、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所連絡会において、各事業所の課題について検討 ・主任介護支援専門員の役割として、資質向上、人材育成のための研修の立案や事業所内での人材育成に協力してもらっている。 ・すべての事業所の共通課題として人材不足があるため、支援制度を周知している。 ・上伊那郡外から箕輪町へ転入し就職した介護職への支援をしている。 			
	現状 (令和元年度)	事業所連絡会：2回 主任ケアマネの会：2回			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネの会にて、各事業所内での人材育成に資する研修等を実施、検討する。 ・介護人材実態調査を行い、課題と改善策を検討する。 ・事業所の事務負担軽減策を講じる。 ・ボランティア人材や外国人人材など、多様な人材の養成や確保など、事業所を支援する仕組みづくりを行う。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	主任ケアマネの会の開催	2回	2回	2回	2回
	介護人材実態調査の実施	未実施	調査実施 フィードバック	課題の検討	地域包括ケアシステム 推進協議会にて 施策提言
	事務負担軽減 (電子化)	—	原則、電磁的な対応を認める		
	ボランティア人材の養成	—	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	外国人人材の養成	—	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護保険サービスを利用したことによる心身の状態がよくなった割合	居宅：63.5%	—	—	居宅：68.0%
	ボランティア人材の受入人数	—	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	外国人人材の受入人数	—	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
参考にした調査等	高齢者生活・介護に関する実態調査（令和元年度）				

7 高齢者の住まいの確保					
取組の体制	組織	行政（建設課・福祉課）			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅は、現在 125 戸あり、71 戸に入居されている。（R3.2 月現在）※R3.3 月末：103 戸（予定） ・サービス付き高齢者住宅は 4 法人が町内で運営しており、54 戸中、54 戸に入居されている。（令和 3 年 2 月現在） ・生活支援ハウスは、社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル箕輪に委託しており、10 部屋中、4 部屋に入居されている。（令和 3 年 1 月末） 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・沢、上古田、長岡町営住宅：125 戸 ・サービス付き高齢者住宅：4 法人・54 戸 ・高齢者支援ハウス：10 部屋 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内建設部局と福祉部局、その他関係する部局と今後の高齢者や障がい者、生活困窮者等、生活課題を抱えた要配慮者の住まいに関する情報共有を行い、住まいに関する地域課題を明らかにしていく。 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者居住安定確保計画の策定を検討する。 ・住宅確保要配慮者に対する賃借住宅の供給に関する法律に基づく協議会の設置を検討する。 			
	指標	現状	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	高齢者居住安定確保計画の策定	未策定	検討	—	—
	協議会の設置	未設置	検討	—	—
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参考にした調査等	—				

8 安全・安心な暮らしの確保					
①高齢者虐待の防止					
取組の体制	組織	民生委員会、ケアマネージャー連絡会、事業所連絡会、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にケアマネージャー連絡会を開催し、要介護者や家族をとりまく地域課題について意見交換をしている。 ・地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員によるケアマネージャーからの相談を随時受け付け、困難事例の検討等を実施している。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャー連絡会：1回 ・事業所連絡会：1回 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待（疑いを含む）事例に関して対応するとともに、事例の分析、検証を行う。 ・過去の虐待事案に関して、定期的なモニタリングを行う。 ・虐待に関する啓発活動として町広報誌へ掲載する。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	虐待事例に関する分析、検証数 (参考値)	—	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	虐待事案モニタリングの実施	1回／事例	1回／事例	1回／事例	1回／事例
	虐待に関する町広報誌での啓発回数	1回	1回	1回	1回
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	虐待に関する相談件数 (参考値)	18件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
参考にした調査等	事業実績				

② 高齢者の権利擁護					
取組の体制	組織	上伊那成年後見センター、箕輪町社会福祉協議会、民生委員会、権利擁護ネットワーク協議会(R3.4～)			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見セミナーを開催し、成年後見制度に関する啓発活動をしている。 ・市民後見人養成講座で市民後見人の育成をすることにより、地域で支える人材の育成を行っている。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見セミナー：1回 ・市民後見人養成講座：1回 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・上伊那成年後見センター事業の継続 ・定期的、定量的な成年後見セミナー、市民貢献員養成講座、専門職や関係機関に対する研修および講習会を開催する。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	成年後見セミナーの開催数	1回	1回	1回	1回
	市民成年後見人養成講座の開催数	1回	1回	1回	1回
	専門職向け研修会の開催数	1回	1回	1回	1回
	民生委員向け講習会の開催数	1回	1回	1回	1回
	住民向け講習会の開催数	—	計画期間中、1回		
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	成年後見制度を知っている人の割合	29.0% (令和2年度)	—	—	40.0%
	成年後見制度について相談を受けたことがある専門職の割合 (参考値)	71.9% (令和2年度)	—	—	集計結果を報告
	上伊那成年後見センターでの相談ケース数 (参考値)	484件 (令和元年度)	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
参考にした調査等	成年後見制度に関する実態調査(令和2年度)				

③ 高齢者の消費生活					
取組の体制	組織	消費者の会、行政（住民環境課・福祉課）			
	具体的な取組	消費者庁からの注意喚起情報について、共有している。			
	現状 (令和元年度)	—			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する注意喚起や消費者教育について、住民環境課・福祉課と連携して取り組める体制の構築 ・市民講座等により消費者教育の充実を図る。 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	町広報誌への掲載				
	消費者教育の実施				
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	消費者に関する相談件数 (参考値)	81件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
	特殊詐欺被害件数 (参考値)	2件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	0件
参考にした調査等	事業実績による				

④ 高齢者の交通安全対策の促進					
取組の体制	組織	地区組織、交通安全協会、行政（総務課 SC・福祉課）			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を取り巻く交通安全等の状況について啓発活動を行っている。 ・運転免許証の返納に対して補助金を出している。 ・免許返納により買い物や通院等の“足”が無くなった高齢者に対し、タクシー利用助成券を配布している。 			
	現状 (令和元年度)	・免許返納数（補助金ベース）：110件(R2.3.2現在)			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティの取り組みを一層深化するよう、各地区等と協働した取り組みを行う。 ・タクシー利用助成券の広報を行うとともに、安心して暮らせるよう地域交通会議にて今後の地域交通のあり方を検討していく。 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	町広報誌への掲載				
	タクシー利用助成券対象者数 (参考値)	127人 (R3.2.1現在)	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	免許返納率	2.11% (R2.3.2現在)	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
参考にした調査等	事業実績による				

⑤ 災害への対応					
取組の体制	組織	地域住民、事業所連絡会、ケアマネージャー連絡会、福祉避難所協定事業所 行政（総務課 SC・健康推進課・福祉課）			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において、地域に開かれた事業所となるよう第三者評価委員会や運営推進協議会の委員に地域住民が参画することにより、事業所の取組を地域住民が知る機会となっている。 ・災害時に避難所では対応できない要配慮者の受け入れなど、福祉避難所として事業所と町で協定を結んでおり、総合防災訓練時に連携した訓練を実施している。 ・風水害等による避難勧告等の発表・発令の際に、各避難所へスタッフを派遣、情報を整理し、要配慮者に関しては適切な配慮ができるようケアマネージャーや施設と連携している。 			
	現状 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設系サービス各事業所による運営推進協議会等の定期的な実施 ・総合防災訓練時の福祉避難所協定事業所との連携した訓練の実施 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国の社会保障審議会介護給付費分科会により報告のあった事項について実態把握を行うとともに、事業所に対する集団指導や実地指導において、災害対応や事業継続計画への取り組みを促していく。 ・災害時への備えを平時から取り組めるよう、事業所と連携し、災害時シミュレーションや課題の検討を行っている。 ・総合防災訓練時に福祉避難所協定事業所と協働した訓練計画を立案、実施する。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業所連絡会での集団指導数	1回	1回	1回	1回
	総合防災訓練時の事業所と共同で行う訓練実施回数	1回	1回	1回	1回
	上記による反省及び検討会の開催数	1回	1回	1回	1回
取組の成果	指標	現状 (R3.1.1現在)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	感染症委員会等の設置状況	82.1%	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	100%
	感染症に関する訓練実施状況	70.4%	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	100%
	業務継続計画の策定状況	10.7%	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	100%
	住民と共同した防災訓練等実施状況	28.6%	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	100%
参考にした調査等	第8期介護保険事業計画に関する事業所取組状況調査(令和2年度)事業実績				

要介護認定の適正化					
取組の体制	組織	要介護認定調査員 5人 長野県、上伊那広域連合、行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定調査員定例会において、要介護認定調査における各調査項目における評価の平準化を図るため、事例検討を行っている。 要介護認定審査会事務局（上伊那広域連合保健福祉課）が主催する研修会に参加し、各市町村の取り組みや評価方法について意見交換をしている。 長野県が主催する要介護認定調査員（新任・現任）研修会に参加している。 			
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員定例会（12回／年） 上伊那広域連合主催 調査員研修会（2回／年） 長野県主催 要介護認定調査員（新任・現任）研修会（各1回／年） 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定適正化事業における業務分析データに基づき、全国と比べて評価に偏りのある項目について定例会にて事例検討を実施、検証を行なう。 要介護認定調査員の資質向上のため、e-ラーニングの実施や各研修会へ参加する。 要介護認定適正化担当職員を配置する。 			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	業務分析データに基づく事例検討数	3項目 (平成30年度)	3項目	3項目	3項目
	各研修参加人数	広：6人 県：2人	広：6人 県：2人	広：6人 県：2人	広：6人 県：2人
	適正化研修会	2人	2人/3年		
	適正化担当職員の配置状況	配置	配置	配置	配置
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	検証事例の是正項目数	1項目 (令和元年度)	1項目	1項目	1項目
参考にした調査等	厚生労働省「要介護認定適正化事業」業務分析データ（令和2年度・第1回目）				

ケアプラン点検					
取組の体制	組織	行政、地域包括支援センター 指導員（保険者）：2人 主任介護支援専門員：2人			
	具体的な取組	各年度、点検対象（事業所）の絞り込み方法を決定し、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性等を検証、確認している。			
	現状	ケアプラン数：7,454件 ケアプラン点検数：100件			
取組の経過	今後の具体的な取組	・居宅介護支援事業所に対し、アセスメントを中心としたケアプラン点検を行うことで、プランの質のばらつきを少なくし、事業所・保険者全体のスキルアップを図る。			
	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ケアプランの総数に対する点検割合	1.3%	2.0%	2.0%	2.0%
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保険者機能強化推進交付金等指標の得点割合：75%以上	15/20 (75.0%) ※2021指標	75.0%	75.0%	75.0%
参考にした調査等	保険者機能強化推進交付金等指標 事業実績				

住宅改修等の点検					
取組の体制	組織	上伊那医療生活協同組合、地域包括支援センター、行政指導員（保険者）：1人 作業療法士：1人			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・上伊那医療生活協同組合から作業療法士1人を受け入れ、福祉用具貸与、購入および住宅改修について利用者や介護支援専門員等の相談を受け、訪問や助言を行っている。 ・各種申請について、指導員と作業療法士がそれぞれの立場で点検を行い、給付の適正化を行っている。 			
	現状	住宅改修数：80件 福祉用具購入：110件 福祉用具貸与：5,800件 作業療法士により訪問件数：50件			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修における作業療法士の訪問により、利用者及び介護支援専門員等への助言を行い、適切な給付に努めるとともに、利用者にとってより良い環境が提供される体制を継続していく。 ・ケアプラン点検における住宅改修等の目的、中長期の目標が適切な計画になっているか、竣工後の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態に合った適正な工事が行われているかを保険者・専門職のそれぞれの視点から点検を行い、より良い環境で在宅生活が送れるようにする。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	住宅改修における作業療法士の訪問件割合	50件 (62.5%)	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	80.0%
	住宅改修件数 (参考指標)	80件	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告	年度末の数値を報告
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保険者機能強化推進交付金等指標の得点割合：73.3%以上	25/30 (83.3%) ※2021指標	73.3%	73.3%	73.3%
参考にした調査等	保険者機能強化推進交付金等指標 事業実績				

縦覧点検・医療情報との突合					
取組の体制	組織	行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会（国保連合会）の給付実績をもとに、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業をするとともに、疑義のある事業者については、文書照会やヒヤリング等を行い、必要に応じて返還請求を行うなど、介護給付の適正化を行っている。 ・全10帳票のうち4帳票は国保連へ委託し、縦覧点検を行っている 			
	現状	国保連委託の点検業務 12回/年			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への委託業務は継続し、また委託業務にあわせ事業者の適正な報酬算定を促進する効果が期待される帳票については保険者が点検を行う。 ・医療情報についても委託業務を継続する。 ・適切な給付に資するための体制とするため、国保連等が行う研修に参加する 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	国保連研修	2人	2人	2人	2人
	点検回数	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
取組の成果	指標	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保険者機能強化推進交付金等指標の得点割合：65.0%以上	7/20 (35.0%) ※2021指標	65.0%	65.0%	65.0%
参考にした調査等	保険者機能強化推進交付金等指標 事業実績				

実地指導					
取組の体制	組織	行政			
	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指導員の随行による実地指導を行い、指導方法を習得。 ・ 県等による研修会に参加。 			
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間2事業所の実地指導を実施 			
取組の経過	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な実地指導ができるよう実地指導担当職員を配置する。 ・ 実地指導担当職員の資質向上のため、県等による研修会等に参加する。 ・ 県（上伊那福祉事務所）指導員の随行による実地指導を行い、指導の観点やノウハウを学ぶ機会を確保する。 ・ 制度改正等に早急に対応し、集団指導を確実にを行い、事業所に対する周知・徹底を行う。 ・ 実地指導を定期的、定量的に行い、組織としての指導力向上と制度改正等に適切に対応する。 			
	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実地指導担当職員数	3人	3人	3人	3人
	研修会参加人数	2人	2人	2人	2人
	集団指導実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	対象事業所数に対する実地指導回数	2件/12事業所 (16.7%)	2/12事業所 (16.7%)	4/12事業所 (33.3%)	6/12事業所 (50%)
取組の成果	指標	現状 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保険者機能強化推進交付金等指標の得点割合：50.0%	5/10 (50.0%) ※2021指標	50.0%	50.0%	50.0%
参考にした調査等	保険者機能強化推進交付金等指標事業実績				

第1章 箕輪町における現状と課題

第1節 障がい者福祉を取り巻く課題

1 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳*、療育手帳*を持つ方は、ほぼ横ばい状態ですが、精神障害者保健福祉手帳*を持つ方が年々増えています。

表1 障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	947	929	924	938	949
療育手帳	201	212	233	233	233
精神障害者保健福祉手帳	163	191	217	244	263
合計	1,311	1,332	1,374	1,415	1,445

※平成28年度～令和元年度は年度の最終日(3月31日)現在。令和2年度は11月30日現在。

(福祉課調べ)

2 町内福祉サービス事業所の状況

グループホームや放課後等デイサービス*事業所、生活介護*事業所は他の市町村と比べ少ない状況です。

表2 上伊那市町村の福祉サービス事業所数 (令和2年11月30日現在)(単位:箇所)

	箕輪町	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	南箕輪村	飯島町	宮田村	中川村
グループホーム	1	31	27	2	3	0	8	0
放課後等デイサービス事業所	1	7	3	1	3	0	1	0
児童発達支援事業所	2	3	2	0	0	0	0	0
就労継続支援A型事業所	0	1	1	0	0	1	0	0
就労継続支援B型事業所	4	10	4	2	5	1	2	0
生活介護事業所	0	6	2	0	1	1	2	1

出典 WAMNET (グループホームについては上伊那圏域障がい者支援センター資料から)

3 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費は平成30年度に4億を超え、令和2年度で5億を超える見込みです。1年間で約10%ずつ伸びています。

表3 障がい福祉サービス費の推移 (単位:千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)
障がい福祉サービス費 (障がい者)	304,877	338,691	344,834	351,171	368,621	406,467	448,436	495,638
障がい福祉サービス費 (障がい児)	7,540	10,206	18,531	37,126	45,489	55,360	62,003	68,529
合計	312,417	348,897	363,365	388,297	414,110	461,827	510,439	564,168
前年比(倍)	-	1.12	1.04	1.07	1.07	1.12	1.11	1.11

(福祉課調べ)

サービス別では、居宅介護*・行動援護*などのサービスは減少傾向にあります。施設入所のサービス費も減少傾向にあります。

一方、生活介護や短期入所*、就労支援系の日中活動の場としてのサービス費が増加しています。共同生活援助（グループホーム）の利用も伸びています。

障がい児は放課後等デイサービス*や児童発達支援*のサービス費が伸びています。

今後もサービス費は同じような傾向で推移していくと予想されます。

表4 障がい福祉サービス費の推移（サービス別）（単位：千円）

サービス内容	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
居宅介護	14,904	11,533	8,556	7,848
重度訪問介護	248	2,152	2,767	2,582
行動援護	12,472	8,906	9,989	9,615
同行援護	544	769	550	484
療養介護	7,277	9,438	9,361	9,349
生活介護	59,761	59,392	71,632	85,085
短期入所	3,060	2,402	4,720	6,023
施設入所	27,613	30,029	25,768	24,893
共同生活援助	37,007	41,662	42,948	51,574
宿泊型自立訓練	0	0	1,771	1,897
自立訓練（機能訓練）	1,687	376	1,731	2,406
自立訓練（生活訓練）	6,380	3,350	1,986	1,804
就労移行支援	625	4,663	5,213	6,562
就労継続支援A型	6,588	6,619	4,899	5,033
就労継続支援B型	156,255	164,325	162,863	170,730
計画相談	4,748	4,702	6,007	6,716
地域定着支援	0	18	398	1,041
地域移行支援	0	0	0	223
障害児相談支援	739	1,673	1,986	2,691
児童発達支援	1,550	10,567	15,121	14,692
放課後等デイサービス	16,259	25,290	28,539	37,501
保育所等訪問支援	21	0	0	35

第2節 障がい福祉アンケートから見えてきたこと

1 アンケート実施概要

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するためアンケートを実施しました。

- (1) 調査実施時期 令和2年6月下旬
- (2) 調査対象者 290人
(障害者手帳所持者、自立支援医療*受給者、難病患者、伊那養護学校児童・生徒から任意抽出)
- (3) 回答数 147人 (回収率 50.7%)

2 調査の結果

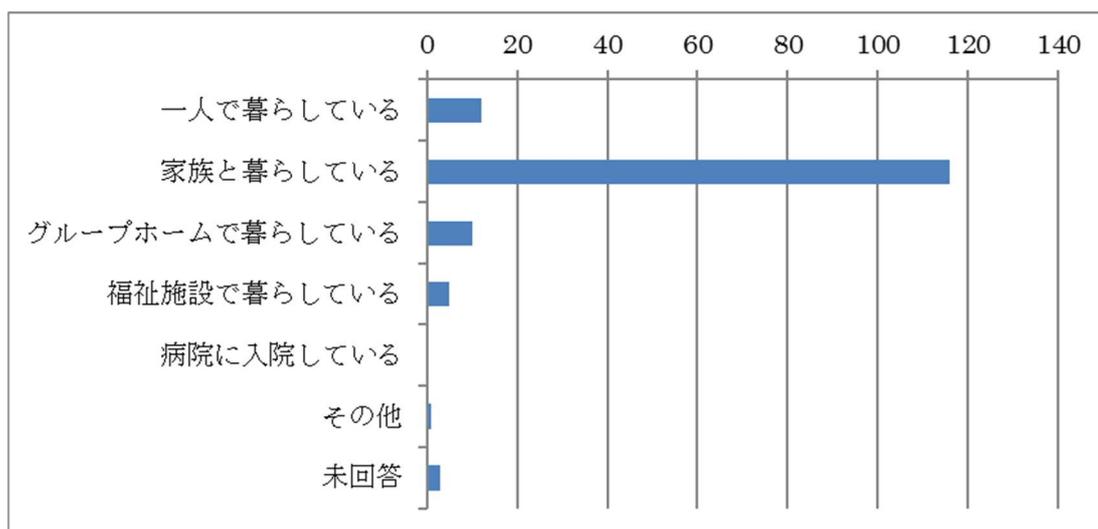
(1) 現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」方が116人(78.9%)と最も多い結果となりました。

アンケートの自由記述では将来家族の支援が受けられなくなったときのためにグループホームへ入所したいという意見が複数ありました。

図1 現在の暮らしについて

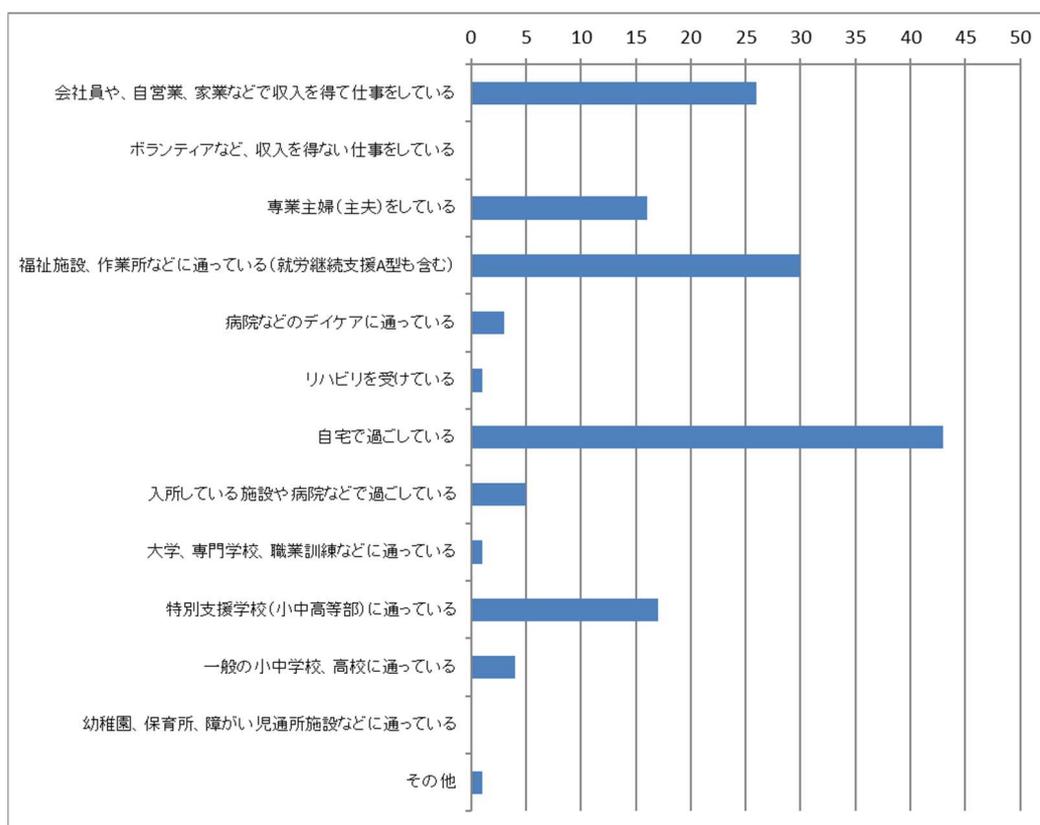
(単位:人)



(2) 日中の生活の場について

日中の生活の場について、43人(29.3%)が「自宅」と最も多く、次いで「福祉施設、作業所等」が30人、「仕事をしている」が26人という結果になりました。

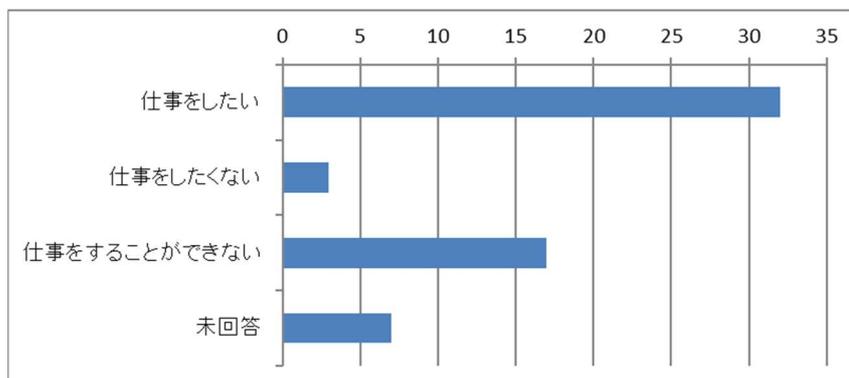
図2 日中の生活の場について(複数回答) (単位:人)



(3) 仕事について

18~64歳の方で現在仕事をしていない59人のうち、32人が今後「仕事をしたい」と回答しました。

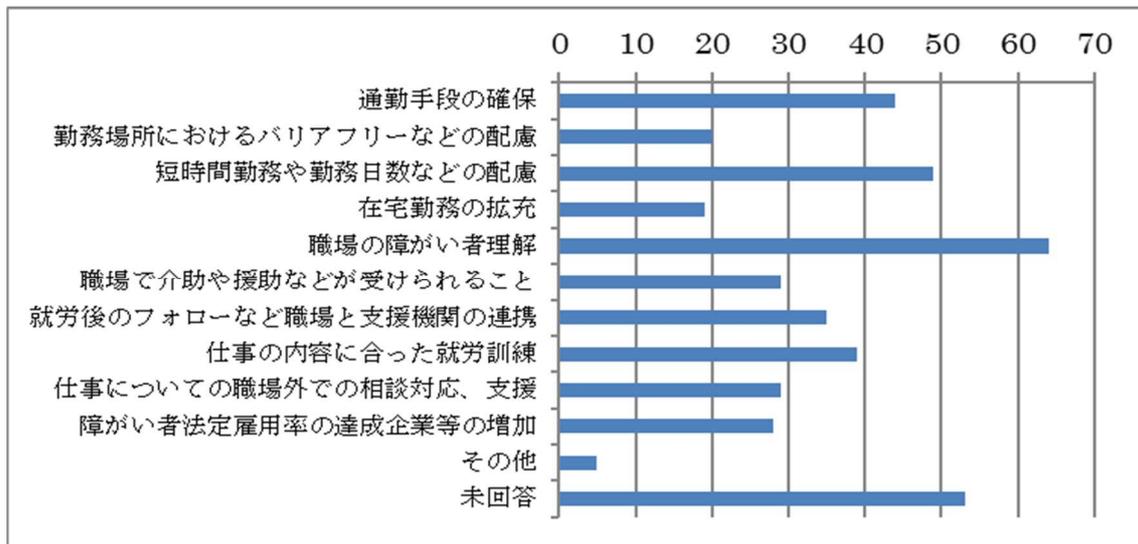
図3 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか(単位:人)



(4) 就労支援について

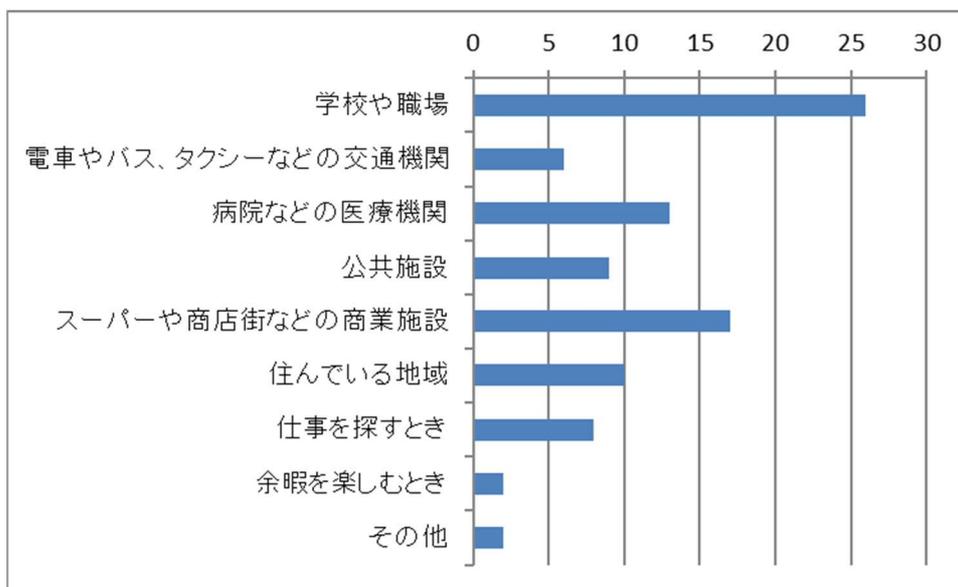
就労支援として必要と思われること（複数回答）については、「職場の障がい者理解」と回答した方が64人でした。

図4 就労支援として何が必要と思うか（複数回答）（単位：人）



関連して、障がいがあることで嫌な思いをしたことがありますかという問いに対して、「ある」「少しある」と回答した方が58人、どこで嫌な思いをしたかについて、「学校や職場」が26人となっています。

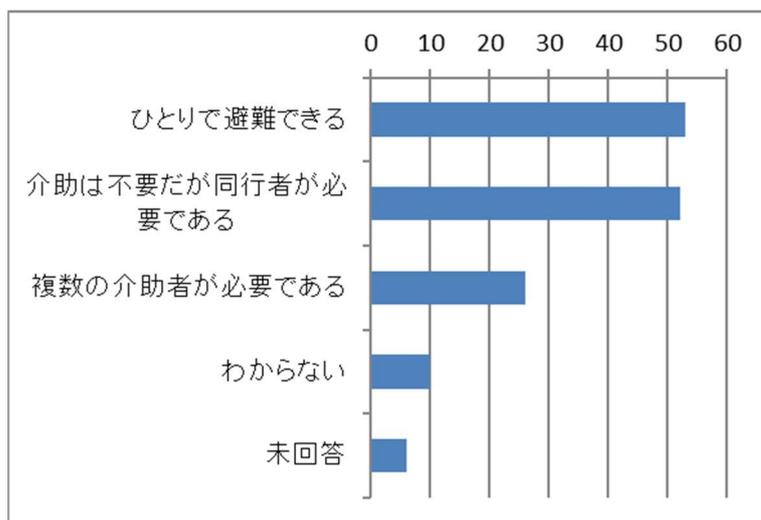
図5 どのようなところで差別や嫌な思いをしたか（複数回答）（単位：人）



(5) 災害時の支援について

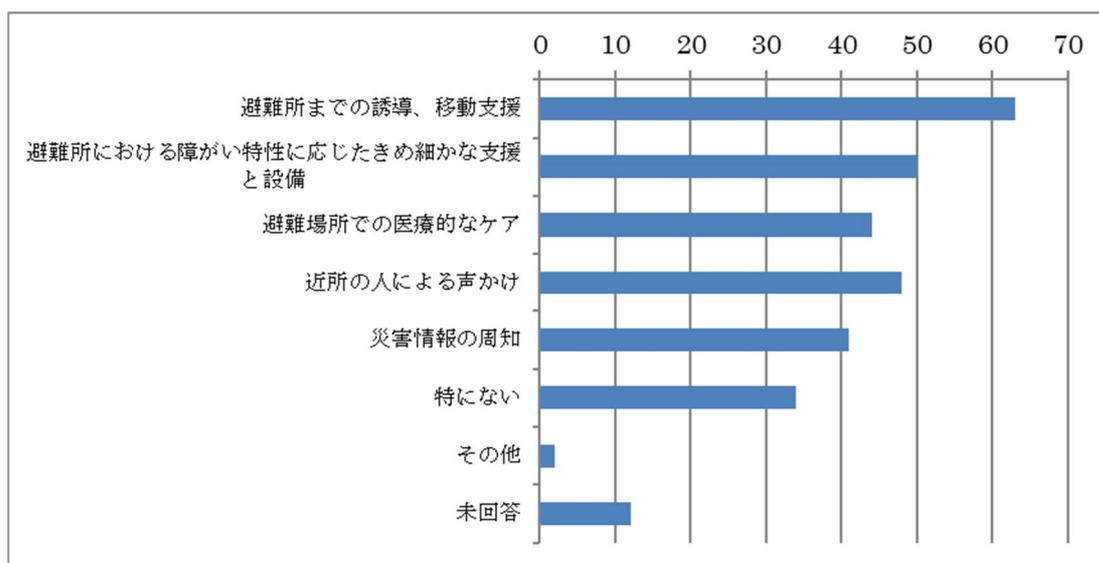
災害時の避難について、「ひとりで避難できる」と回答した方が53人、「介助者は不要だが同行者が必要」が52人、「複数の介助者が必要」が26人となり、支援が必要な方が半数以上となっています。

図6 災害時に避難できるか (単位：人)



災害時に必要な支援について、複数回答で「避難所までの誘導、移動支援」が42%、「避難所における障がい特性に応じたきめ細やかな支援と設備」が34%でした。

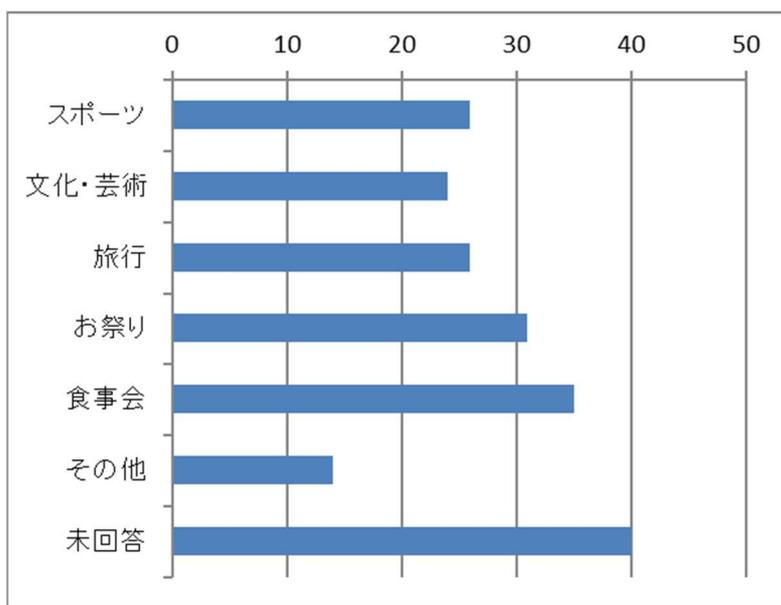
図7 災害時に必要な支援について (複数回答) (単位：人)



(6) イベントについて

参加してみたいイベントでは、食事会が35人、お祭りが31人、スポーツが26人、旅行が26人、文化芸術が24人となっています。

図8 障がいのある方もない方も共に交流できるイベントで、参加してみたいと思うことはあるか（複数回答）（単位：人）



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

箕輪町第5次振興計画*と総合福祉計画の基本理念を踏まえ、基本方針を「障がい者が共に暮らせるまちづくり」とし、計画を策定します。

第2節 基本目標

この計画は、以下の3つを基本目標とします。

(1) 地域みんなが障がい者を支え合えるしくみづくり

障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域住民や保健・医療・福祉関係者、教育関係者などが支え合い、取組みを進めます。
施設入所者の地域生活移行の取組みを進めます。

(2) 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり

共生社会*を実現するため、障がい者の自己決定*を尊重し、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスなどの提供を進めます。

地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、災害時の支援や不安を取り除くための取組みを進めます。

(3) 障がいを正しく理解できる社会づくり

地域の人たちが、発達障がい*や障がいの特性などについて正しく理解し、差別や虐待のない社会となるよう取組みを進めます。

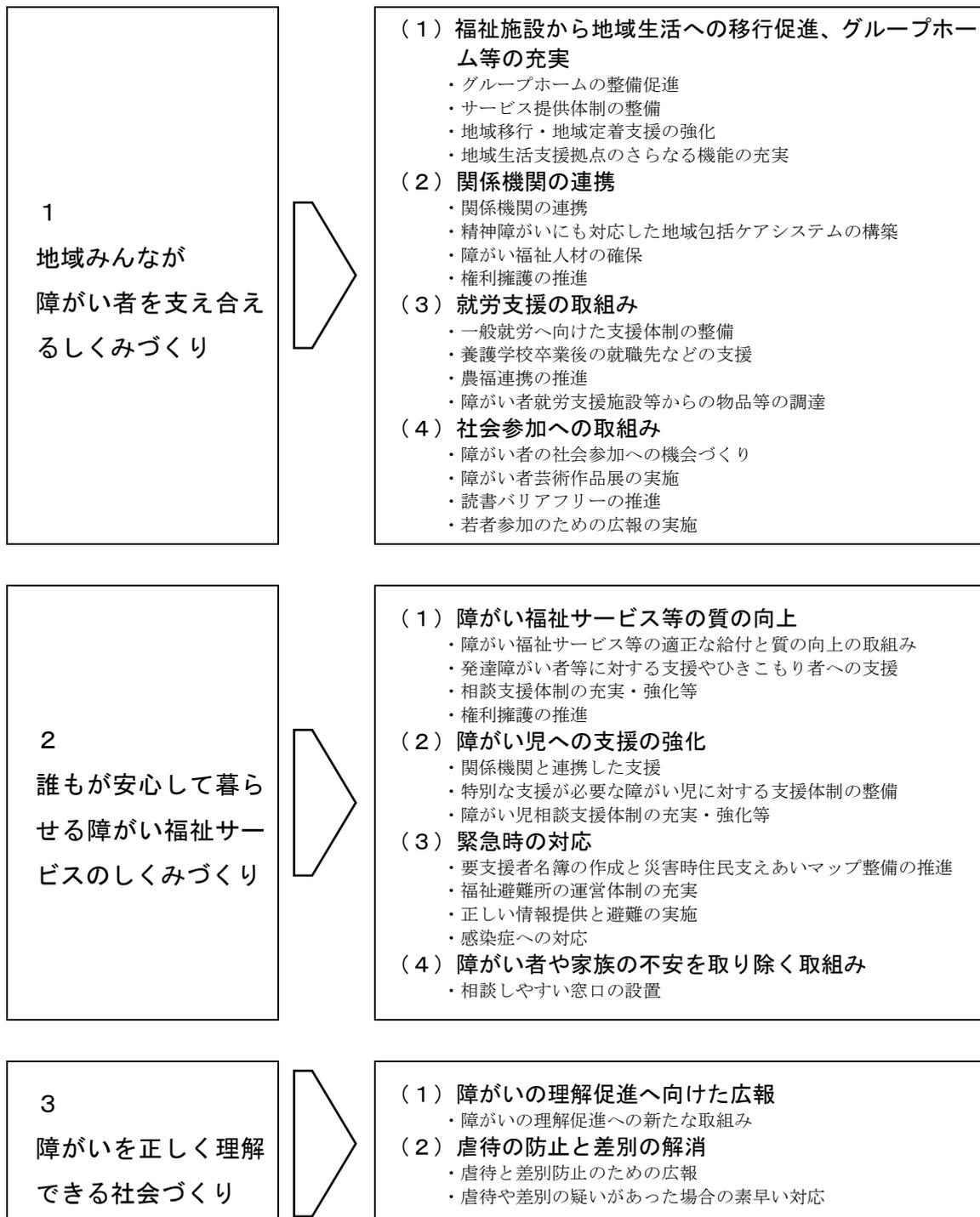
第2節 計画の体系図

基本方針

障がい者が共に暮らせるまちづくり

基本目標

施策の展開・方向性



第3章 施策の展開

1 地域みんなが障がい者を支え合えるしくみづくり

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進、グループホーム等の充実

【現状と課題】

- ①医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所*など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。
- ②地域生活移行の際の居住の場であるグループホームについては、町に1か所しかなく、他の市町村のグループホームを利用しているのが現状です。
- ③障がい者やその家族は「住み慣れたこの町で最後まで暮らしたい」といった思いがあります。
- ④利用者やその家族等のニーズに沿った形で必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりや施設整備のための取組みを進める必要があります。
- ⑤上伊那圏域自立支援協議会*では障がい者の親亡き後*を見据えた地域生活支援拠点*の整備を進めています。現在、拠点整備や対象となる方の調査などを実施しており、さらなる推進を図ります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①グループホームの整備促進

- ・町内へグループホームを誘致するための取組みを行います。
- ・設置事業者は地域の実情や利用者のニーズに沿った施設整備や運営を進めます。
- ・地域住民はグループホーム建設や障がいに対する理解を深めます。

町（行政） 事業者 地域住民

②サービス提供体制の整備

- ・利用者やその家族等のニーズに沿った形で必要な時に必要なサービスが受けられるよう相談支援専門員との連携を取りながら支給決定等を進めます。
- ・障がいのある人を在宅で支える家族にとって短期入所*サービスは重要であり、利用者にサービスをわかりやすく説明するなど、利用しやすい体制づくりを進めます。

町（行政） 相談支援専門員 障がい者とその家族

③地域移行・地域定着支援*の強化

- ・施設や病院に長期入所（入院）している障がい者の地域移行を進めるため、地域移行支援*や地域定着支援*などの障がい福祉サービスを活用できるよう体制づくりを進めます。

町（行政） 相談支援専門員 上伊那圏域地域自立支援協議会*

④地域生活支援拠点*のさらなる機能の充実

- ・上伊那圏域自立支援協議会で進めている上伊那圏域の地域生活支援拠点*整備については、さらなる推進を行います。

町（行政）

医療、福祉など各機関

上伊那圏域自立支援協議会*

障がい者やその家族

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
グループホームの充実	町内障がい者グループホームの数	箇所	1	2
地域生活移行	障がい者施設入所者数	人	19	18
地域生活支援拠点*等が有する機能の充実	運用状況を検証、検討する会議の開催	回	1	1

（２）関係機関の連携

【現状と課題】

- ①障がい者を支援する人（民生児童委員など）がどこに連絡したらよいかわからないといった現状があります。障がい者が地域で生活するため、町や福祉事業所、医療機関、教育機関などあらゆる関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。
- ②情報が届かないため障害者手帳を取得できておらず、支援が入らない障がい者がいます。関係機関が連携することで支援を必要としている障がい者への支援体制をつくる必要があります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①関係機関の連携

- ・障がい者への支援は、障がい保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を越えた総合的な取り組みが不可欠です。医療機関、教育機関、公共職業安定所など就労関係の機関等と連携して進めていきます。情報共有と連携により現在必要な支援の入っていない障がい者への支援へつないでいきます。

町（行政）

医療、福祉、教育など各機関

- ・地域活動支援センター*（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、障害者手帳を持っていない障がい者へも地域活動の場を紹介するほか、保健師との相談、障害者手帳取得の案内、福祉サービスによる支援へとつないでいきます。

町（行政） みのわ〜れ、みのあ〜る 医療、福祉、教育など各機関

- ・依存症対策については、相談機関や医療機関の周知及び自助*グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して進めていきます。

町（行政） 医療、福祉など各機関 当事者団体 障がい者とその家族

②精神障がい*にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

- ・精神障がい*のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を作ります。

町（行政） 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

③障がい福祉人材の確保

- ・障がいの重度化、高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供するためには、福祉にかかわる人の力が必要です。
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを知ってもらうため、関係者で連携して取り組んでいきます。

町（行政） 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

④権利擁護の推進

- ・判断能力が不十分な障がいのある人が、財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係団体等と連携し、成年後見制度*、日常生活自立支援事業*、金銭管理*などの制度を活用しやすくするための取組みを進めていきます。

町（行政） 裁判所 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

（→詳細は、箕輪町成年後見制度*利用促進基本計画を参照）

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
精神障がい* にも対応した 地域包括シス テム*の構築	保健、福祉、医療関 係者による協議の場 (開催回数)	回	0	1

(3) 就労支援の取組み

【現状と課題】

- ①町内の就労継続支援B型事業所は4か所です。一方、一般就労への移行はあまり進んでおらず、一般就労への移行を意識した支援を行っていく必要があります。
- ②障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進は、以前から取り組んでいますが、新たな事業所の参入や新たな調達を開拓するなど事業所の収益力向上を目指す必要があります。
- ③特別支援学校卒業後の就職先など支援を進めていく必要があります。

【施策の展開・方向性】 ()内は取組にかかわる組織や個人)

①一般就労へ向けた支援体制の整備

- ・就労移行支援や就労定着支援のサービスを活用しながら、就労支援系サービスから一般就労への移行を推進します。本人の意思に基づき、相談支援専門員や上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ*の就労支援ワーカーなど支援者が連携し、企業の理解を得ながら移行を進めていきます。
- ・地域活動支援センター*みのわ〜れで障がい者への就労支援を行います。

(町 (行政) (事業所) (相談支援専門員) (きらりあ) (みのわ〜れ)

②特別支援学校卒業後の就職先などの支援

- ・伊那養護学校では、一般就労は卒業後1年間、就労継続支援事業所*は卒業後2年間、教諭が企業訪問や支援会議等に参加し、卒業生のフォローアップを行っています。
- ・特別支援学校卒業後は本人の状況に合わせて福祉サービスの種類を変えるなど適切なサービス給付と支援を行います。

(町 (行政) (就労一般事業所) (福祉事業所) (特別支援学校)

③農福連携*の推進

- ・障がいのある人の新たな就労の場の開拓が必要となっている中で、人口減少や高齢化等により担い手が不足している農業分野の課題と、障がいのある人の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携*」の取組みが広がってきています。
- ・農福連携*の拡大のため事業所や農家への行政の理解やサービスの活用を進めます。

(町 (行政) (福祉事業所) (農家・JA・一般企業) (セルフセンター)

④障がい者就労支援施設等からの物品等の調達

- ・町では現在、障がい者就労支援施設による庁舎内販売や町施設の清掃業務などを積極的に実施しています。
- ・障がい者の工賃等の向上を目指し、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について、さらに推進していきます。

町（行政）

福祉事業所

地域住民

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数	人	3	7
障がい者就労支援施設等からの物品等の調達	調達金額	円	350万	360万

（４）社会参加への取組み

【現状と課題】

- ①障がい者の地域への社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズや意思を踏まえて支援する必要があります。
- ②社会参加へのきっかけをつかめない障がい者がおり、機会を作る必要があります。
- ③障がい者作品展の展示を毎年実施していますが、引き続き文化芸術活動の推進を行います。
- ④障がい者団体の高齢化が進んでおり、若い障がい者や支援者の参加を促す必要があります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

① 障がい者の社会参加への機会づくり

- ・障がい者のニーズや意思を踏まえ、障がい者とその家族だけでなく、障がいのない人も参加できるイベントを企画・実施し、周知を行います。イベント等の実施により障がい者の社会参加へつないでいきます。
- ・もみじの会（精神障がい*者当事者の会）を定期的を開催し、社会参加のきっかけづくりを行っていきます。
- ・町は地域活動支援センター*（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、障がい者

の社会参加へつないでいきます。

- ・地域の活動は障がい者が参加しやすい体制となるよう町から呼びかけを行います。

町（行政） 箕輪町社会福祉協議会 福祉事業所
地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る） 地域

②障がい者芸術作品展の実施

- ・町は障がい者芸術作品展を引き続き実施し、障がい者の芸術文化支援により障がい者の社会参加を推進します。

町（行政） 福祉事業所 障がい者個人

③読書バリアフリーの推進

- ・図書館に拡大鏡や拡大文字の書籍、読書CD等を導入し、障がい者等の読書環境の整備を推進します。

町（図書館）

④若者参加のための広報の実施

- ・若い障がい者が障がい者団体へ参加し、支援者が協力できるよう、広報みのわなどを活用した広報や参加できる仕組みづくりを行います。

町（行政） 障がい者団体 障がい者個人

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
障がい者団体への若者の加入促進	広報みのわへの掲載 （団体の活動紹介）	回	0	1
障がい者等が参加できるイベントの実施	みのわ〜れイベント 参加者延べ数	人	352	400

2 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり

(1) 障がい福祉サービス等の質の向上

【現状と課題】

- ①障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく必要があります。
- ②障害者手帳の未取得者に対しての支援が不足しています。障がい者の意思決定支援*が必要とされています。発達障がい*、引きこもりの人への支援が重要です。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①障がい福祉サービス等の適正な給付と質の向上の取組み

- ・町では福祉サービスの給付決定にあたり、毎月サービス給付判定会議を実施し、適正なサービス給付を行います。 町（行政）
- ・障がい者の自己決定*の尊重と意思決定の支援*に留意し、市町村を基本とした障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施します。 町（行政）
- ・地域活動支援センター*（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用した支援を行います。 町（行政） 地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る）
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実に努めます。また依存症対策の推進を図ります。 町（行政）
- ・障がい福祉人材の確保に努めます。 町（行政）
- ・障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実に向け取組みを進めます。 町（行政） 福祉事業所

②発達障がい*者等に対する支援やひきこもり者への支援

- ・発達障がい*者等への相談支援体制の充実に努めるとともに保護者等が子どもの発達障がい*の特性を理解し、適切な対応ができるよう発達障がい*者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。またひきこもり者やその家族等への支援も行います。 町（行政）

③相談支援体制の充実・強化等

- ・町や圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。
- ・相談支援事業所は他機関との連携を取り、相談支援を進めます。

町（行政）（こども相談室） 相談支援事業所

④権利擁護の推進

- ・判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の支援を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係機関等と連携し、成年後見制度*、日常生活自立支援事業*、金銭管理などの制度を活用しやすくするための取組みと制度を活用した状況に応じた支援を進めていきます。

町（行政） 社会福祉協議会 裁判所 医療、福祉、教育など各機関

（→詳細は、箕輪町成年後見制度*利用促進基本計画を参照）

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス判定会議実施回数	回	0	24

（2）障がい児への支援の強化

【現状と課題】

- ①令和2年度現在、放課後等デイサービス*事業所は1か所であり近隣の市町村の事業所へ通っている障がい児が多く、障がい児支援の充実が必要とされています。
- ②重症心身障がい児への支援体制が必要とされています。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①関係機関と連携した支援

- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援を進め、地域支援体制の構築を図ります。
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援、地域社会への参加・包容の推進、保育所等訪問支援*を利用できる体制の構築、放課後等デイサービス*事業所の誘致など障がい児支援の提供体制の整備を推進します。

町（行政） 福祉事業所 医療、福祉、教育など各機関

②特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・医療的ケア児*支援の協議の場の設置及び医療的ケア児*に関するコーディネーターの配置や難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保など支援体制の整備を進めます。

町（行政）

医療、福祉、教育など各機関

③障がい児相談支援体制の充実・強化等

- ・町や圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。
- ・相談支援事業所は他機関との連携を取り、相談支援を進めます。

町（行政）

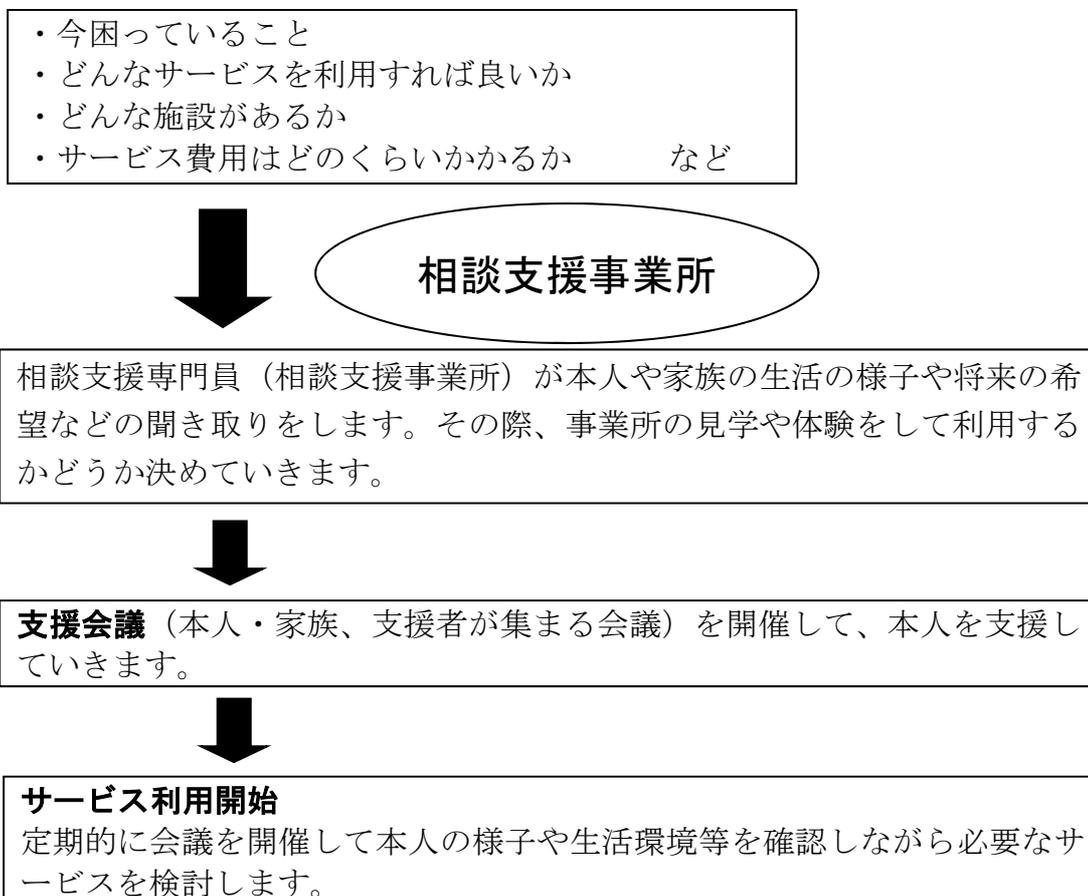
相談支援事業所

医療、福祉、教育など各機関

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
障がい児への支援の強化	町内放課後等デイサービス*事業所設置数	箇所	1	2

障がい福祉サービスを利用するまでの流れ



(3) 緊急時の対応

【現状と課題】

- ①長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。災害時には、支援を必要とする障がい者に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- ②障がい者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者の中には障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。
- ③市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がい者、個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関とも協力しながら行われることが求められています。
- ④令和元年度（2019年）後半には国内で新型コロナウイルス感染症が発生しています。障がい者や障がい児には、感染症に対する抵抗力が弱い方がおり、罹患した場合には重症化する可能性があります。平常時から感染症対策に努めるとともに、県や関係機関等と連携をとり、感染対策を進めていく必要があります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①要支援者名簿*の作成と災害時住民支えあいマップ整備の推進

- ・支援システムを活用し関係機関と連携しながら、いざというときに備えるための仕組みを整備します。

町（行政）

町社会福祉協議会

福祉事業所

地域住民

障がい者とその家族

②福祉避難所*の運営体制の充実

- ・障がい者、個々の具体的な状況を踏まえ、関係機関と連携しながら行います。

町（行政）

福祉事業所

福祉・医療各機関

地域住民

障がい者とその家族

②正しい情報提供と避難の実施

- ・町はアプリやFAXを活用し、障がい者への正しい適切な情報提供を行います。
- ・障がい者やその家族は、日頃から自宅の防災対策を進め、災害時は的確な避難を行い、避難所での協力を行います。

町（行政）

福祉事業所

地域住民

障がい者とその家族

④感染症への対応

- ・ 県や関係機関と連携を取り、障がい者施設等の感染症対策に努めます。

・ 町、県（行政） 福祉事業所 地域住民 障がい者とその家族

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
要支援者名簿 *整備	要支援者名簿*登録 者数の増加	人	—	新規での障 害者手帳取 得時、要支 援者名簿*へ の登録を推 進

※中間評価の際、登録者数や登録率などの評価、分析を行います。

（４）障がい者や家族の不安を取り除く取組み

【現状と課題】

- ①障がい者の将来について、本人や家族が不安を持っています。
- ②相談する機会がなく、支援につながらない時があります。
- ③家族のストレスが虐待につながらないように、悩みを聞くきっかけづくりが必要です。
- ④障がい者や家族の不安を取り除くため、気軽に相談できる体制整備が必要です。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①相談しやすい窓口の設置

- ・ 町は精神科医・臨床心理士による「こころの相談」や保健師による相談を実施します。
- ・ 地域活動支援センター*「みのあ〜る」を障がい者やその家族の悩み相談の場として引き続き実施します。相談内容によっては、みのあ〜るから保健師へつなぎます。
- ・ 町は相談窓口について広報誌やチラシなどで障がい者やその家族あて広報します。
- ・ 事業者は障がい者の悩みを聞き、必要であれば町へつなぎます。
- ・ 障がい者やその家族は不安なことがあれば、すぐに町や事業所へ相談します。
- ・ 精神障がい*者の家族会を開催し、家族間で情報交換や悩みの共有ができるよ

う支援します。

町（行政） 地域活動支援センター*（みのあ〜る）
福祉事業所 障がい者とその家族

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
相談しやすい 窓口の設置	「みのあ〜る」相談 者数	人	374	400
相談しやすい 窓口の設置	「こころの相談」相 談者数	人	30	36
家族の不安の 解消	家族会登録者数	人	62	66

3 障がい者を正しく理解できる社会づくり

(1) 障がいの理解促進へ向けた広報

【現状と課題】

- ①障がい者や「障がい」そのものへの理解はまだ進んでいません。特に発達障がい*は家族でも理解できない場合があり、虐待や差別につながる危険もあります。
- ②障がいを正しく理解するための取組みが必要とされています。

【施策の展開・方向性】 ()内は取組にかかわる組織や個人)

①障がいの理解促進への新たな取組み

- ・「障がい」や「特性」を正しく理解するための研修を実施します。
(例) 町広報やもみじチャンネルの活用、職場での研修の実施
- ・障がいのある人とない人との交流機会を拡大します。
(例) スポーツイベント、文化芸術イベントなど
- ・中学校での福祉体験学習(町社協)などを通じた理解促進を行います。
- ・ヘルプマークの配布と周知を行います。

町(行政)

箕輪町社会福祉協議会

福祉事業所

障がい者とその家族

地域住民

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
障がいの理解促進への新たな取組み	障がい理解のための研修会の実施	回	0	1

(2) 虐待の防止と差別の解消

【現状と課題】

- ①障がい者に対する差別や虐待の発生も後を絶たないことから、障がい者差別解消の推進や障がい者虐待防止等、障がい者の権利擁護の取組みを推進する必要があります。

【施策の展開・方向性】 ()内は取組にかかわる組織や個人)

①虐待と差別防止のための広報

- ・町は町広報誌、イベント等での広報を実施します。
- ・事業所を通じ広報を展開します。

(町 (行政)) (医療、福祉、教育など各機関) (障がい者とその家族)

②虐待や差別の疑いがあった場合の素早い対応

- ・相談しやすい窓口を設置します。
- ・虐待や差別の疑いがあった場合は関係者会議を早急に実施します。
- ・関係機関との連携を密にし、対応を進めます。

(町 (行政)) (医療、福祉、教育など各機関) (かみいな圏域差別解消協議会)

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和元年度	令和5年度
虐待と差別防止のための広報	町広報の実施	回	0	1
虐待と差別防止のための広報	パンフレットの作成	—	—	実施

第4章 国の指針に基づく成果目標と障がい福祉サービス

等の見込量（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画と障がい児福祉計画において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に関する目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

なお、成果目標については、国が定める基本指針や町のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとしています。

1 【成果目標】施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	地域移行者数の割合
移行者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	
年度			R2+R3	R2+R3+R4	R2+R3+R4+R5	10.5%
累計			1 人	1 人	2 人	

(2) 各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	R1年度 (R2.3.31時点)	R2年度 (R3.3.31時点)	R3年度 (R4.3.31時点)	R4年度 (R5.3.31時点)	R5年度 (R6.3.31時点)	削減数の割合
支給決定者数	19 人	19 人	19 人	19 人	18 人	
削減数	単年度実績	R1-R2	R2-R3	R3-R4	R4-R5	5.3%
		0 人	0 人	0 人	1 人	
	累計	R1-R5(E)				

2 【成果目標】地域生活支援拠点*等が有する機能の充実

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活支援拠点等の数	1 カ所	1 カ所	1 カ所
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	1 回	1 回	1 回

3 【成果目標】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	R1年度(F)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(G)	R1年度実績に対する伸び (G)/F)
①～④ 合計	3 人	3 人	7 人	7 人	7 人	2.33 倍
各項目 の実績 及び見 込み	①就労移行支援から					
	R1年度(H)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(I)	R1年度実績に対する伸び (I)/H)
	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	1.50 倍
	②就労継続支援A型から					
	R1年度(J)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(K)	
	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	
	③就労継続支援B型から					
	R1年度(L)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(M)	R1年度実績に対する伸び (M)/L)
	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2.00 倍
	④生活介護・自立訓練(機能訓練/生活訓練)から					
R1年度(N)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(O)		
0 人	0 人	1 人	1 人	1 人		

(2) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業*の利用者

年度	貴市町村内での就労移行支援事業等か ら一般就労への移行者(P)	左記のうち 就労定着支援の利用者(Q)	割合(Q/P)
R3年度	7 人	5 人	71%
R4年度	7 人	5 人	71%
R5年度	7 人	5 人	71%

(3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	貴市町村内に所在する 就労定着支援事業所数(R)	左記事業所のうち 就労定着率8割以上の事業所数(S)	割合(S/R)
R3年度	1 箇所	1 箇所	100%
R4年度	1 箇所	1 箇所	100%
R5年度	1 箇所	1 箇所	100%

4 【成果目標】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

R元年度までに設置済	R2年度 設置予定	R3年度 設置予定	R4年度 設置予定	R5年度 設置予定
				○

(2) 保育所等訪問支援*を利用できる体制の構築

R元年度までに設置済	R2年度 設置予定	R3年度 設置予定	R4年度 設置予定	R5年度 設置予定
○				

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援*事業所及び放課後等デイサービス*事業所の確保

R元年度までに設置済	R2年度 設置予定	R3年度 設置予定	R4年度 設置予定	R5年度 設置予定
				○

※上伊那圏域の全市町村で利用できる体制を整備（1か所設置）

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

R元年度までに設置済	R2年度 設置予定	R3年度 設置予定	R4年度 設置予定	R5年度 設置予定
○				

※上伊那圏域で設置

医療的ケア児*コーディネーターの配置人数（上伊那圏域） 2人

【活動指標】

1 訪問系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間	149 時間	164 時間	180 時間	198 時間
	利用者数	21 人	23 人	25 人	28 人
重度訪問介護	利用時間	112 時間	123 時間	136 時間	149 時間
	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
同行援護	利用時間	13 時間	14 時間	15 時間	17 時間
	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
行動援護	利用時間	199 時間	219 時間	241 時間	265 時間
	利用者数	4 人	4 人	5 人	5 人
重度障害者等包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
訪問系サービス合計	利用時間	473 時間	520 時間	572 時間	629 時間
	利用者数	28 人	31 人	34 人	37 人

2 日中活動系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数	624 人日分	686 人日分	755 人日分	831 人日分
	利用者数	31 人	34 人	38 人	42 人
自立訓練(機能訓練)	利用日数	25 人日分	28 人日分	30 人日分	33 人日分
	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
自立訓練(生活訓練)	利用日数	18 人日分	20 人日分	22 人日分	24 人日分
	利用者数	2 人	2 人	3 人	3 人
就労移行支援	利用日数	68 人日分	75 人日分	82 人日分	91 人日分
	利用者数	5 人	5 人	6 人	6 人
就労継続支援(A型)	利用日数	59 人日分	65 人日分	71 人日分	78 人日分
	利用者数	3 人	3 人	4 人	4 人
就労継続支援(B型)	利用日数	1,886 人日分	2,075 人日分	2,282 人日分	2,511 人日分
	利用者数	107 人	117 人	129 人	142 人
就労定着支援	利用者数	0 人	5 人	5 人	5 人
療養介護	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
短期入所(福祉型)	利用日数	22 人日分	24 人日分	27 人日分	30 人日分
	利用者数	4 人	4 人	5 人	5 人
短期入所(医療型)	利用日数	12 人日分	13 人日分	14 人日分	16 人日分
	利用者数	2 人	2 人	2 人	3 人

3 施設系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	うち精神障がい者の利用	0 人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	利用者数	32 人	33 人	34 人	35 人
	うち日中サービス支援型共同生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人
	うち精神障がい者の利用	8 人	8 人	9 人	9 人
施設入所支援	利用者数	19 人	20 人	19 人	18 人

4 相談支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	39 人	43 人	47 人	52 人
地域移行支援	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
	うち精神障がい者の利用	1 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	3 人
	うち精神障がい者の利用	2 人	2 人	2 人	3 人

5 障がい児支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	102 人日分	112 人日分	123 人日分	136 人日分
	利用児童数	10 人	11 人	12 人	13 人
医療型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	361 人日分	397 人日分	436 人日分	480 人日分
	利用児童数	38 人	42 人	46 人	51 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 人日分	2 人日分	2 人日分	2 人日分
	利用児童数	0 人	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉型児童入所支援	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童入所支援	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	利用児童数	12 人	13 人	14 人	16 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0 人	0 人	0 人	2 人

6 「発達障がい*者に対する支援」に係る活動指標

項目	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	0 人	0 人	0 人	0 人
ペアレントメンターの人数	人/年	2 人	2 人	2 人	2 人
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0 人	0 人	0 人	0 人

7 「精神障がい*にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」に係る活動指標

項目			R3年度	R4年度	R5年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			1 回	1 回	1 回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	分野	保健	1 人	1 人	1 人
	分野	医療(精神科)	0 人	0 人	1 人
	分野	医療(診療科名を記入)	0 人	0 人	0 人
	分野	福祉	1 人	1 人	1 人
	分野	介護	0 人	0 人	1 人
	分野	当事者	0 人	0 人	1 人
	分野	家族	0 人	0 人	1 人
	分野	その他(分野を記入)	0 人	0 人	0 人
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価	目標設定	精神障がい者の 共同生活援助・地域定着支援	精神障がい者の 共同生活援助・地域定着支援	精神障がい者の 共同生活援助・地域定着支援	
	評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	

8 「相談支援体制の充実・強化等」に係る活動指標

※上伊那圏域での取組み

項目		R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	体制の有無	有	有	有
	実施の体制	基幹相談支援センターが中核となり実施	基幹相談支援センターが中核となり実施	基幹相談支援センターが中核となり実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		20 回	20 回	20 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		6 件	8 件	8 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		0 回	2 回	2 回
<参考>				
主任相談支援専門員の配置人数		3 人	3 人	3 人

9 「障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み」に係る活動指標

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	2 人	2 人	2 人

(2) 障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有

審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目	R3年度	R4年度	R5年度
体制の有無	有	有	有
実施の方法	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言
実施回数	12 回	12 回	12 回

【基盤整備】

1 障がい福祉サービス

種類	見込むもの	令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	貴市町村が必要とする定員数(枠)	31	34	38	42
【再掲】生活介護(通所のみ)		11	12	13	14
自立訓練(機能訓練)		3	3	3	3
自立訓練(生活訓練)		2	2	3	3
就労移行支援		5	5	6	6
就労継続支援(A型)		3	3	4	4
就労継続支援(B型)		107	117	129	142
就労定着支援		0	5	5	5
療養介護		3	3	3	3
短期入所(福祉型)		4	4	5	5
短期入所(医療型)		2	2	2	3
自立生活援助		0	0	0	0
共同生活援助		32	33	34	35
うち日中サービス支援型共同生活援助		0	0	0	0
施設入所支援	19	20	19	18	
特定相談支援	貴市町村内に所在する事業所数	2	2	2	2
一般相談支援(地域移行支援)	事業所数	1	1	1	1
一般相談支援(地域定着支援)	事業所数	1	1	1	1

2 障がい児支援

種類		令和元年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	貴市町村が必要とする定員数(枠)	10	11	12	13
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		38	42	46	51
保育所等訪問支援		0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型児童入所支援		0	0	0	0
医療型児童入所支援		0	0	0	0
障害児相談支援	貴市町村内に所在する事業所数	1	1	1	1

障がい福祉計画に定める地域生活支援事業*の見込量及びその考え方

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	1		1		1	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	0		0		0	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	有		有		有	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	1		1		1	
③ 住宅入居等支援事業	0		0		0	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/		/		/	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	20		20		20	
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	1		1		1	
② 自立生活支援用具	2		2		2	
③ 在宅療養等支援用具	3		3		3	
④ 情報・意思疎通支援用具	4		4		4	
⑤ 排泄管理支援用具	630		630		630	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	/		/		/	
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載	500 4,100		500 4,100		500 4,100	
(10) 地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がある場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	2 0		2 0		2 0	
	0 0		0 0		0 0	

第5章 計画の推進体制

1 庁内における横断的な取組みの推進

計画の実現のためには、障がい者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がい者を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組みを推進します。

2 達成目標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画に記載した事業や取組みについて、あらかじめ設定した達成目標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を通して、町の障がい者施策の目指す方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます。

3 スケジュール（3年間）

4月		取組みの実施 D o
5月		
6月	・ 庁内会議の実施（毎年） 目標等の進捗状況の調査、分析、課題等の整理 (Check)	
7月	・ 庁外会議の実施（3年目と必要に応じ開催） 目標等の進捗状況の報告、意見集約 (Check)	
8月		
9月	・ 庁内会議の実施（毎年） 次年度の目標設定 (Plan) 提言内容の事業化、予算の反映へ向けた協議 (Action)	
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

箕輪町総合福祉計画策定委員会 委員・部会員名簿（敬称略）

箕輪町総合福祉計画策定委員会

役 職	氏 名	所 属
委員長	北澤 俊雄	箕輪町民生委員・児童委員協議会
副委員長	鈴木 誠	地域福祉部会 部会長
委 員	小出嶋 文雄	箕輪町議会福祉文教常任委員会
〃	平井 克則	箕輪町社会福祉協議会（～6月19日）
〃	唐澤 修身	箕輪町社会福祉協議会（6月19日～）
〃	小林 交石	箕輪町長寿クラブ連合会
〃	田中 君彦	上伊那圏域障がい者総合支援センター
〃	白鳥 次男	地域福祉部会 副部会長
〃	荻原 うらら	権利擁護部会 部会長
〃	早川 恭世	〃 副部会長
〃	東 孝雄	高齢者福祉部会 部会長
〃	高橋 聡子	〃 副部会長
〃	森岡 恵子	障がい福祉部会 部会長
〃	福澤 浩明	〃 副部会長

地域福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	鈴木 誠	南小河内地区社会福祉協議会
副部会長	白鳥 次男	箕輪町ボランティアセンター運営委員会
部会員	白鳥 実	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	緑川 潤也	箕輪町社会福祉協議会
〃	小口 陽徳	箕輪町地域ふれあいサロン連絡会
〃	東城 是夫	箕輪町区長会
〃	小田島 さやか	公募委員
〃	市川 真由美	公募委員
〃	小笠原 岳大	箕輪町役場 企画振興課
〃	小林 陽子	箕輪町役場 子ども未来課（～3月31日）
〃	鈴木 道代	箕輪町役場 子ども未来課（4月1日～）

権利擁護部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	荻原 うらら	司法書士会
副部会長	早川 恭世	箕輪町社会福祉協議会
部会員	太田 明良	弁護士会
〃	菅野 明子	社会福祉士会
〃	鮎澤 ゆかり	医療機関(MSW)
〃	北澤 義子	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	相野田 智昭	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ
〃	吉川 翼	高齢者支援事業所
〃	本比田 哲郎	金融機関
〃	大槻 四郎	行政書士会

高齢者福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	東 孝雄	ケアセンターふれあいの里
副部会長	高橋 聡子	ケアマネ連絡会代表
部会員	城倉 由利	通所系介護施設代表
〃	丸山 悦子	訪問系介護施設代表
〃	小林 悦郎	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	西澤 智美	箕輪町社会福祉協議会 地域ふれあいグループ
〃	市瀬 千枝子	箕輪町長寿クラブ連合会
〃	大槻 昭雄	箕輪町区長会
〃	中川 元希	医師会
〃	北川 雄司	歯科医師会
〃	吉江 礼子	第1号被保険者

障がい福祉部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	森岡 恵子	障がい者支援事業所
副部会長	福澤 浩明	伊那養護学校
部会員	重盛 すみ子	箕輪町身体障害者福祉協会
〃	大槻今朝俊	箕輪町手をつなぐ育成会
〃	平澤 直子	精神障がい者家族会 事務局
〃	箱山 禎信	箕輪町民生委員・児童委員協議会
〃	志賀 裕美子	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ
〃	西澤 明	箕輪町社会福祉協議会(障がい者支援事業所)
〃	関口 郁代	障がい児支援事業所
〃	平澤 直子	箕輪町役場 健康推進課
〃	小出 紫乃	箕輪町役場 子ども未来課（～3月31日）
〃	三井 亜紀	箕輪町役場 子ども未来課（4月1日～）